

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画に関する報告書

令和 5 年 1 月

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会



## 目 次

### はじめに

#### 1 章 計画の背景

1-1 清瀬市の概要	- 1
1-2 清瀬市の教育	-10
1-3 学校教育と施設の今日的な課題	-15

#### 2 章 清瀬小学校の概要

2-1 規模と教育活動等	-18
2-2 校地等の環境	-23
2-3 施設環境	-29

#### 3 章 基本構想

3-1 学校づくりに対する要望・意見	-46
3-2 学校づくりの目標	-53

#### 4 章 計画条件等

4-1 法的条件	-54
4-2 計画学級規模	-56
4-3 補助基準面積	-57
4-4 留意事項	-58

#### 5 章 基本計画

5-1 施設計画の目標	-59
5-2 所要室・面積構成の考え方	-61
5-3 各室・スペースの方針	-69
5-4 学校施設の地域開放と安全対策	-85
5-5 大規模災害時の避難所利用	-88
5-6 地球環境配慮と学校施設のあり方	-91
5-7 ICT/教育 DX のあり方	-97

#### 6 章 検討の経緯

6-1 策定委員会	-101
6-2 検討の記録	-102

おわりに



## はじめに

今日、学校教育はデジタル化による社会の大きな変化に対し、そこで生きる力、それを支える力の育成が重要とされ、知識・技能を身に付けるだけでなく、課題を立て主体的に、協働しながら学びに向かい、取り組む態度や資質の育成が課題となっています。一方、デジタル化、ICT は時間・空間・集団の物理的制約を越えた学びを可能とし、教育方法についても同時一斉の授業だけでなく非同期分散の学びを可能とし、また、学校において学びの場が地域や社会につながり、一方、オンラインによってどこにいても学べる状況を生み出しています。

そこでは、改めて学校に来て学ぶことの意味、学校とはどういう学びの場かということが問い合わせ直され、友達、自分と違う他者と共に、お互いの違いを認め合いながら共に育つ場として、実空間の豊かさが求められています。それは誰一人取り残さない教育の場の実現と捉えることもできるでしょう。

学習指導要領の改定でのアクティブ・ラーニングやチーム学校、「令和の時代の日本型教育」と題する中央教育審議会答申にある個別最適な学びと協働的な学び、GIGA スクールによる対面学習と遠隔オンライン学習の効果的なハイブリッド化等が目標・課題として示されています。これを受け止め、合わせて地域の核となり地域と共に創する学校の実現に向け、施設の在り方については昨年 3 月に「新しい時代の学びを実現する学校施設」として総合的に課題がまとめられ、従来の姿に囚われずに未来志向で考える重要性が示されています。

今回の、清瀬小学校、第八小学校を合わせた新校開設に向けた検討は、これらの新しい課題に即して清瀬市全体の学校教育、施設の在り方を具体的に考える絶好のチャンスと言えます。その背景として、老朽化対策、適正規模・適正配置、公共施設マネジメント、また地域づくり等の課題があり、学校と地域を総合的にとらえて検討を進めるようになりました。

検討においては、アンケートやヒヤリングを通して教職員の意見や要望を集め、子どもたちからは教育活動の一環として話し合った結果を学校づくりへの提案として受け、住民・保護者の方々からはワークショップを通じて要求や配置の可能性について意見が出されました。策定委員会では、新校建設にあたっての背景や課題について理解に努めた後、教職員、児童、地域住民・保護者から出された要望や意見を受け止め、建設に向けた目標、施設の考え方、敷地の中での配置や施設構成について議論を重ねました。なお、この間多くの市民がオブザーバーとして出席され、関心の高さが伝わってくるとともに、責任の重さも感じたことを付記しておきたいと思います。

市当局におかれましては、本報告書及び参考資料にまとめられた内容をよく理解され、その思いが形になり、新しい教育を生み出し、子どもたちが大きく育つ新校が実現されることを、策定委員一同心から願うものです。

令和 5 年 3 月

清瀬市新校開設に向けた基本構想および基本計画策定委員会 委員長  
長澤 悟



## 1章 計画の背景

### 1-1 清瀬市の概要

#### (1) 位置・地形

清瀬市は、武蔵野台地の東北端手前約15km付近の平坦部に位置しており、市域は、およそ6.5km×2kmの狭長の地で、その長軸は台地の傾斜と向きを同じくし、平坦とはいえ西高東低の地形をなしている。標高は、西方の東村山市に接する竹丘で65m、北東の埼玉県境の下宿で20mと、わずか6.5kmの間に40m以上の標高差がある。また、市域北部を流れる柳瀬川でごくわずかの沖積低地を市域に含むが、それ以外は洪積台地で、柳瀬川に面する中里、下宿地域集落部は柳瀬川の沖積低地より5から10m高く、清瀬旭が丘団地がのる台地より10から15m低い標高25から30mの中位のテラスになっており、団地がのる台地は下清戸、中清戸、上清戸から西武鉄道池袋線周辺の市街地へと続く広範な台地であり、この団地北側の崖面からみると6mほどのローム層が堆積し、以下は武蔵野礫層が堆積している。



図.清瀬市の位置（出典：清瀬市ホームページ）

○広ぼう

東西 4.63 km 南北 5.09 km 周囲 17.20 km 面積 10.23 km<sup>2</sup>

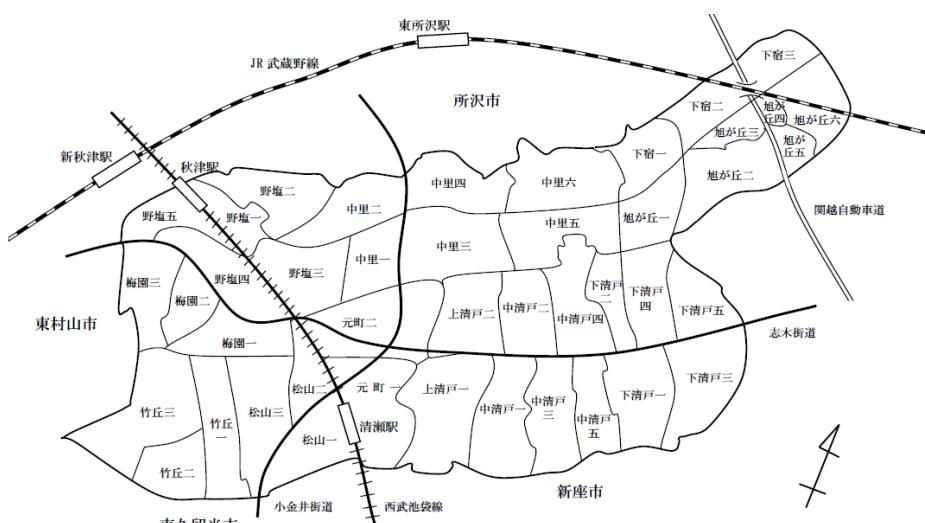


図.清瀬市全図（出典：統計きよせ令和4年度版）

## (2) 歴史・産業

清瀬市の名の由来は諸説あるが、その一説に、旧上清戸村・中清戸村・下清戸村に見られる清戸の「清」と柳瀬川の「瀬」を合わせたものだと言われている。

市の木はケヤキ、市の花はサザンカ、市の鳥はオナガである。

### ○清瀬市の主な出来事・歴史（清瀬市ホームページより抜粋）

- 明治 22 年（1889 年） 神奈川県北多摩郡の一村として清瀬村誕生。
- 明治 26 年（1893 年） 西・南・北多摩郡の三多摩が神奈川県から東京府に移る。
- 明治 31 年（1898 年） 昇進尋常小学校（現清瀬小学校）開校。
- 大正 4 年（1915 年） 武蔵野鉄道（現西武鉄道池袋線）開通。
- 大正 13 年（1924 年） 清瀬駅開設。
- 昭和 6 年（1931 年） 府立清瀬病院（現独立行政法人国立病院機構東京病院）開院。
- 昭和 22 年（1947 年） 清瀬中学校開校。
- 昭和 29 年（1954 年） 清瀬村が清瀬町になる。
- 昭和 45 年（1970 年） 市制施行により清瀬市誕生（人口 50,379 人）。
- 平成元年（1989 年） 日本社会事業大学が竹丘に移転。
- 平成 10 年（1998 年） 明治薬科大学が野塙に移転。
- 平成 13 年（2001 年） 国立看護大学が梅園に開校。
- 平成 14 年（2002 年） 第五小学校と第九小学校が統合して清明小学校が開校。
- 平成 17 年（2005 年） けやき幼稚園が閉園。

### ○産業の特色

清瀬市商工振興計画（平成 31 年 3 月策定）における主な産業別事業所数の構成比によれば、医療・福祉の比率が 13%（平成 26 年）と高い。清瀬市南西部に病院が集まっている一帯を地元では「病院街（びょういんがい）」と呼んでおり、結核療養所に端を発する 7 つの病院が現在も開設の地で時代のニーズに応えた医療を続けている。

清瀬市域の約 2 割が農地となっており、約 220 件の生産者が農産物を生産している。品目は、都内随一の出荷量を誇るにんじんの他、ほうれん草、さといも等、多彩な作物を生産・出荷している。また、生産者の農産物を集荷・販売する農業団体として、東京みらい農業協同組合があり、清瀬市全域を管内としている。

## (3) 気候・風土

気象庁が公開している隣接する埼玉県所沢市の観測データ（統計期間 1991～2020）によれば、6 月（平均 166.7 mm）から 10 月（平均 212.6 mm）にかけて降水量が多く、年平均降水量は 1,529.5 mm である。冬季（12-2 月）は月平均 50 mm 程度と少ない。

月平均気温は 6 月から 9 月までの期間で 20°C を超える。1～2 月は 5°C を下回る。日照時間は年平均 1,985.8 時間である。

年平均風速は 2.3m/s で、冬から春にかけてやや高い。夏季（5～8 月）の卓越風は南風、その

他の季節は北風である。

#### (4) 人口

令和5年1月1日現在の人口は74,702人である。世帯数は36,697世帯、1世帯あたり平均2人の世帯人員である。

住民基本台帳に基づく人口推移によると、近年は人口が均衡している状況にあるが、老人人口は増加傾向にある一方、学齢期と重なる年少人口は減少傾向にある。

移動率に基づく人口推計によると、今後は生産年齢人口の減少が予測されており、全体としても人口減少が進むことが予測されている。

#### (5) 計画・施策

本基本構想・基本計画に関連する近年の市の計画・施策をまとめた。

##### ア.都市計画マスタープラン（平成13年度策定 令和元年度改訂）

清瀬市都市計画マスタープランは、令和22年（2040年）を目標として、市の最上位計画である第4次長期総合計画の基本構想に掲げる将来像を都市計画の視点から実現するためのものと位置づけられるほか、東京都が策定する「都市づくりのグランドデザイン」や「多摩部19都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して作られている。平成13年度に策定され、令和元年度に改訂されている。

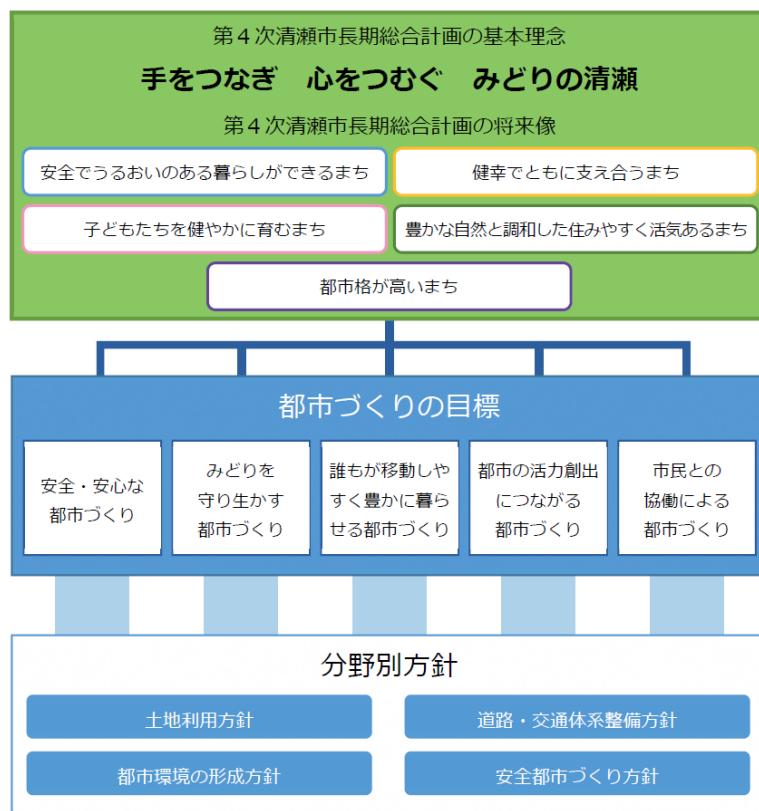


図.第4次清瀬市長期総合計画と都市づくりの目標、分野別方針の関係

第4次長期総合計画の基本理念と将来像に基づき、5つの都市づくりの目標が掲げられているが、これらは全て本基本構想・基本計画でも大切な視点となる。

当該校である清瀬小学校は市の交流拠点である市役所に隣接している。交流拠点では、市民が気軽に立ち寄れ、自由に利用ができるようにすることで、市民の外出や活動を促す拠点の形成を目指すとされている。

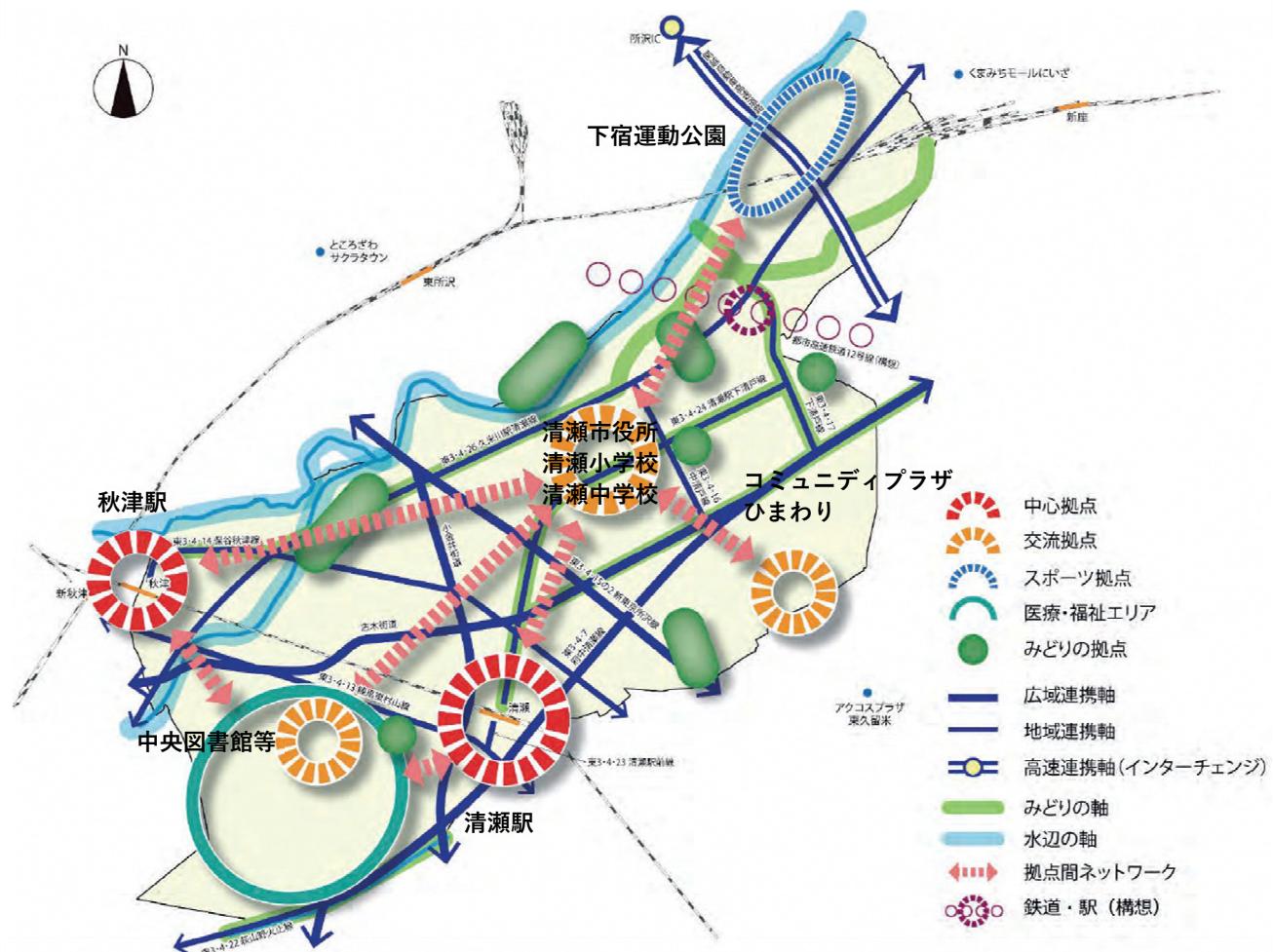


図.将来都市構造

・中部地域の方針

清瀬小学校が位置する中部地域では、柳瀬川や空堀川沿いに点在する清瀬せせらぎ公園や清瀬金山緑地公園、台田の杜を整備・保全することで、水とみどりに親しむことができる環境を目指す。また、新たに整備される都市計画道路の沿道について、周辺の住環境や自然環境に配慮しつつ、周辺地域の利便性の向上や活性化に寄与する土地利用を誘導するとしている。中部地域の分野別方針から本事業に関わる事項を抜粋し次に示す。

●市役所の敷地内に広場空間を整備するなど、市民の交流が促進される土地利用を進める。

- 市役所周辺の無電柱化や歩道整備、バリアフリー化を進める。
- 塀の生垣化や敷地内の緑化などによる市街地内の緑化を促進する。
- 新市庁舎及び新消防署庁舎を中心として周辺を防災活動拠点と位置づけ機能強化を図る。
- 市役所周辺から東3・4・7号線（府中清瀬線）までの雨水幹線整備を進め、集中豪雨による道路冠水の防止に努める。
- 浸水被害について、既存の雨水排水施設の適切な維持管理を行うとともに、住宅及び公共施設からの雨水流出抑制や雨水排水の分散化など、適切な浸水対策の手法を検討し、発生予防と被害軽減に努める。

清瀬小学校が面する市役所通りは地区幹線道路、清瀬中学校の正門がある西側道路は主要生活道路でみどりの軸と位置付けられているけやき通りと柳瀬川通り（東3・4・26号線）をつなぐみどりの散歩道という位置付けになっている。

また市役所から志木街道（特定緊急搬送道路 一次路線）までの市役所通りは東京都により特定緊急輸送道路（二次路線※）に指定されている。

※一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線



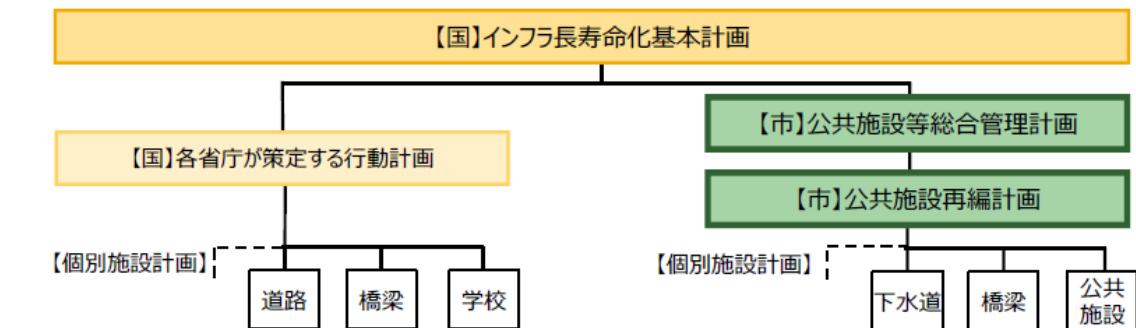
図.中部地域の都市づくり方針

## イ.清瀬市公共施設等総合管理計画（平成 28 年度策定 令和 3 年度改訂）

清瀬市公共施設等総合管理計画は、財政負担を考慮して老朽化する公共施設等を計画的に更新するために、今後の公共施設等のマネジメントを推進する上で基本となる計画であり、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、市の上位計画や関連計画等との整合を図りながら平成 28 年度に策定された。

その後、総務省の「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を踏まえ、令和 3 年度に改訂されている。

### ■インフラ長寿命化基本計画との関連性

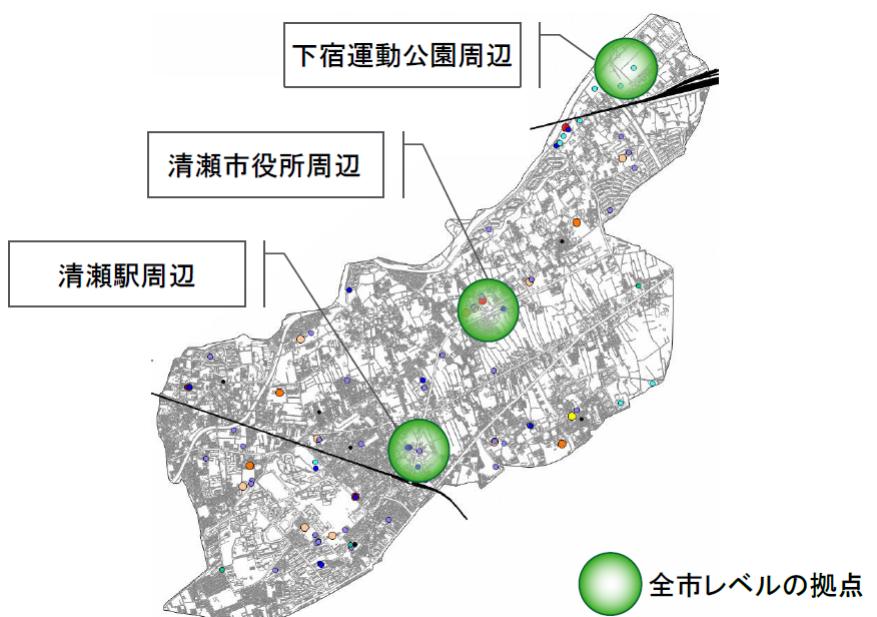


第 4 次清瀬市長期総合計画を上位計画とし、都市計画マスタープランや公共施設再編計画と整合性を図るとされている。

計画期間は、改訂版では令和 4 年度から令和 33 年度までの 30 年間とし、今後も 10 年ごとに見直すとともに、社会情勢の変化等、必要に応じて適宜見直すとされている。計画対象範囲は建物とインフラ系施設である。

総合管理計画は、公共施設を全市レベルの公共施設と地域レベルの公共施設に分類した上で、それぞれのレベルで公共施設を市や地域の拠点としていくことを目指すとしている。

全市レベルの公共施設を概ね 3 つの拠点（下宿運動公園周辺、清瀬市役所周辺、清瀬駅周辺）に集積させることにより、利用者が一度の来訪で複数の用事に対応できるといった利便性を高め、さらに運営者にとっても可能な限り連携して利用者



に対応できる体制を敷くことを目指していくとしている。

下宿運動公園周辺はスポーツ拠点、清瀬小学校が位置する清瀬市役所周辺は行政事務・相談拠点、清瀬駅周辺はアクセスが重要な行政サービス拠点として具体的には市民活動の場が想定されている。

地域レベルの公共施設については、学校を核とした多様な施設や機能が集約された地域の拠点を形成することで、未来を見据えた学校教育の質的な充実や、地域コミュニティの活性化を目指すとしている。

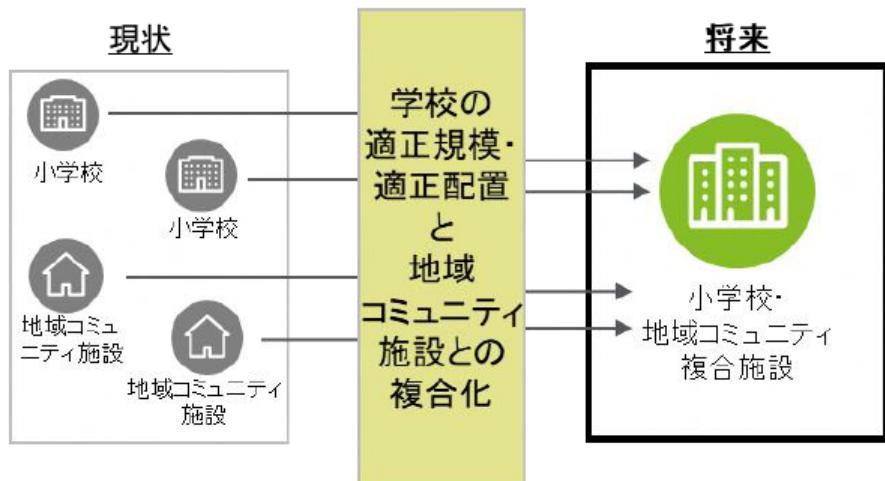


図.地域レベルの公共施設の整備イメージ

また全市レベルの公共施設と地域レベルの公共施設をそれぞれのレベルで、複合化・集約化を行い、拠点を形成することで、利便性の向上と延べ床面積の削減を図ることが目指されている。国や都、周辺自治体との連携や民間施設との連携についても検討していくとしている。

保育所や学童クラブなどの子育て支援施設や社会教育施設、学校施設等の管理・運営方法と再編等の方針が定められている。本基本構想・基本計画に関わる事項を抜粋する。

- ・学童クラブは令和3年度から令和5年度の3カ年で全施設に指定管理者制度を導入する。
- ・子ども家庭支援センター（直営）は、令和5年度に健康センター（現しあわせ未来センター）へ移転する。
- ・中央図書館は、清瀬駅南口地域児童館との複合化により新たに整備する。また、地域図書館については、公共施設再編計画に基づき、地域レベルの施設の学校への集約拠点化に向けて、学校再編の状況を踏まえながら、小学校への統合・施設複合化や予約・貸出機能の設置を進めていく。
- ・小学校は、地域の拠点となるように、コミュニティ施設や学童クラブ、児童館などとの複合化を学校の再編や建替えのタイミングで検討する。
- ・教育支援センターは、令和5年度に健康センター（現しあわせ未来センター）へ移転する。

#### ウ.清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（令和2年5月）

清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針では、下記の3つの視点を踏まえて、今後の清瀬市立学校の適正規模・適正配置を実現していくこととしている。

- ・1学級あたりの人数 35人程度
- ・1学年あたりの学級数 小学校：3～4学級程度、中学校：4～6学級程度
- ・通学距離の限度 小学校：実距離2km以下、中学校：実距離3km以下

その他、小中一貫校の導入の可否や具体的な導入箇所、また、特別支援学級の規模・配置についても検討し、より実行力のあるプランとしていくことを今後の課題としている。

#### エ.清瀬市公共施設再編計画 地域レベル編（令和3年9月）

令和元年5月に策定された清瀬市公共施設再編計画（以下、再編計画）は清瀬市公共施設等総合管理計画の下位に位置付けられ、公共施設等マネジメントの基本方針に従い、全市的な公共施設の再編の方針と個々の施設の方向性を示すものである。

「地域コミュニティの維持・活性化など、市民サービスの向上を図ること」と、「持続可能な市民サービスを提供するべく、公共施設の延床面積を削減すること」の両立を基本的な考え方としている。

地域レベルの公共施設の再編については、学校の適正配置と地域コミュニティ施設の拠点化を同時に実施することが公共施設の床面積の削減効果が高く、清瀬市の公共施設の課題に最も対応できるとされ、両施設の親和性を踏まえ、小学校区単位で検討するとしている。

令和3年9月に策定された清瀬市公共施設再編計画 地域レベル編（以下、地域レベル編）は清瀬市公共施設再編計画の一部として、清瀬小学校を中心とした公共施設再編に関する方針が定められている。

表.清瀬小学校を中心とした地域レベルの公共施設再編の方向性

機能	建物・施設名	公共施設再編の方向性
小学校	清瀬小学校 第八小学校	清瀬小学校と第八小学校は、学区域を見直した上で統合する。 令和10年度に現在の清瀬小学校の敷地に新校を建設する。 第八小学校の跡地については、新校建設の財源の一部とするため、売却を検討する。 今後、清瀬中学校との小中一貫教育も視野に入れて検討する。
中学校	清瀬中学校	今後、校舎の耐用年数を踏まえて建替えを行う。 今後、清瀬小学校と第八小学校を統合した新校との小中一貫教育も視野に入れて検討する。
福祉	清瀬小第1・2学童クラブ、 八小第1・2学童クラブ	清瀬小学校と第八小学校を統合した小学校の地域拠点の一部とする。

コミュニティ施設	中清戸地域市民センター	令和10年度の新校建設時には集約化せず、それぞれの施設の耐用年数に応じて、将来的に清瀬小学校と第八小学校を統合した小学校の地域拠点の一部とする。
	中里地域市民センター	
福祉	上清戸老人いこいの家	
	中清戸中央老人いこいの家	

こうした背景に基づき、本基本構想・基本計画を策定するに至る。

## 1－2 清瀬市の教育

### (1) 教育計画

#### ア.第2次清瀬市教育総合計画マスターplan

第2次清瀬市教育総合計画マスターplan（以下、教育総合計画マスターplan）は平成29年度から令和7年度までの9年間を計画期間とし、清瀬市の教育の基本的な方針を示す基本構想と、その基本的な方針を実現するための3年間ごとの具体的な施策である実行計画の二重構造となっている。さらに1年ごとに実行計画を見直すこととしている。

教育総合計画マスターplanの基本理念を次に示す。

#### 基本理念

#### 子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育

基本理念に込められた思いを示す。

- ・市民が相互に教え合い、伝え合うことによって学びを深めることによる学びと育ちの循環型社会を目指すこと
- ・学校・家庭・地域・行政が自立し役割分担のもと責任を果たしていくこと
- ・清瀬が誇る地域資源（ヒト・モノ）を活かすことにより、郷土に対する愛着を醸成すること

基本理念を実現するために、清瀬の教育が目指す姿を5つの柱として示している。そして5つの柱の下に16の教育施策の方向性を定めている。

表.基本理念・5つの柱・施策の方向性

基本理念	5つの柱	施策の方向性
子供 まが ち育 もつ 育 つ市 民が 清瀬 の教 育	1 健幸で生きがいのある学び・活動を支援します	方向性1 市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援 方向性2 生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進 方向性3 「生きる力・考える力」を高め、伝えるための世代を超えた学びの場の提供
	2 家庭の教育力向上を支援します	方向性4 保護者への様々な学びや交流の場の提供 方向性5 家庭の教育力向上のための普及・啓発 方向性6 子育て、教育、生き方にかかわる支援体制の構築
	3 学力を保証し健やかな心と体を育てます	方向性7 「確かな学力」の育成 方向性8 学びへの関心や意欲を高めるための教育の推進 方向性9 豊かな心と情(しな)やかで強(したた)かな心の育成 方向性10 運動習慣の確立による体力の向上 方向性11 教育環境の整備
	4 郷土の自然や文化への学びを支援します	方向性12 日本の良さ、清瀬の魅力を理解し、内外に向けて発信する力の育成 方向性13 清瀬の文化や歴史を深く学ぶことのできる機能の強化 方向性14 体験を通した郷土文化の継承と郷土愛の醸成
	5 地域の力で清瀬の教育をつなぎます	方向性15 世代を超えた地域コミュニティの構築 方向性16 地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進

## (2) 学校教育

### ア.小中一貫教育

清瀬市教育委員会では、令和5年8月の教育委員会定例会において、「小中一貫教育について」を議案として協議を行った。最終的に小中一貫教育は次世代型の教育を実現する「新しい学校」の創造において有効であると判断されることから、全市で展開することを教育委員会の決定事項として定めた。

ただし、この決定事項には、小中連携教育の一層の充実を図ることや小中一貫教育の検討委員会を設置し、本市における在り方を十分に検討することが付記されている。

そこで、教育委員会では、小中一貫教育の全市展開に向けたロードマップを作成した上で、まずは、小中連携教育の推進を図っていくとしている。

### イ.特別支援教育

清瀬市における特別支援教育は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の具現化を図るために、障害の有無に関わらず、支援を必要とする全ての子供たちが自己のもつ能力や可能性を最大限に伸長し、自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を培うことを目指すとともに、個々の違いを認め、全ての子供たちが生き生きと活躍できる共生社会の形成を目指している。

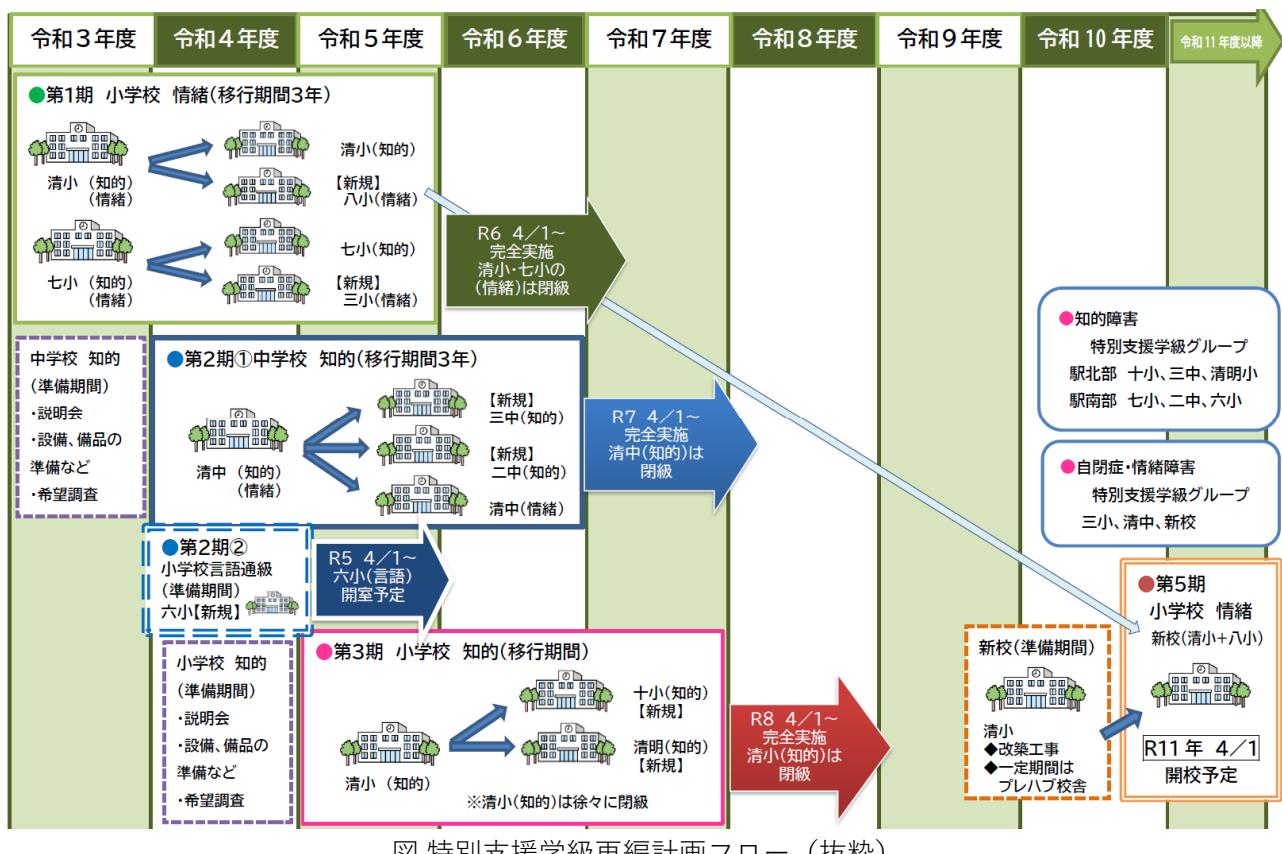


図.清瀬市の特別支援教育（出典：令和5年度 清瀬市の特別支援教育）

各学校では、特別支援学級や特別支援教室等における指導・支援に加え、通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育活動の推進や実態に応じた個別指導計画の作成など、効果的な支援や補足的な支援にも取り組んでいる。

### ○特別支援学級の再編計画

一校あたりの特別支援学級の数を減らして、指導スペースにゆとりをもたせること、一校一障害種として、通常学級との「交流及び共同学習」を充実させる環境を整え、より一人一人に応じた指導を実現させること、公共施設の再編や地理的条件を踏まえた設置を行うことを基本的な考え方として、令和3年度から11年度までに市内の特別支援学級の再編を行っている。下図の計画に基づき、適宜、状況を確認しながら進めている。



ウ 清瀬市立学校における水泳指導基本指針（令和5年2月）

清瀬市教育委員会では、令和4年度に小学校1校と中学校1校を「民間プール施設を活用した水泳指導研究指定校」に指定し、民間プール施設を活用した指導面、財政面での成果と課題を検証した。この研究結果を踏まえて、本基本指針を策定し、令和7年度までに全ての市立小中学校で民間プール施設を活用して水泳指導を行われることが計画として示されている。

## 工.清瀬市学校支援本部

学校支援本部は地域の人たちと一緒にになって、学校が必要とする教育活動などを支援するために設置された組織である。“地域コーディネーター”が中心となり、体験授業の講師、授業補助、学校行事の運営支援・校内環境整備など各種活動に協力してくれるボランティアを発掘し、支援したい人と学校のニーズをマッチングさせ、様々な活動に取り組んでいる。令和2年度より全ての市立小中学校に設立されている。

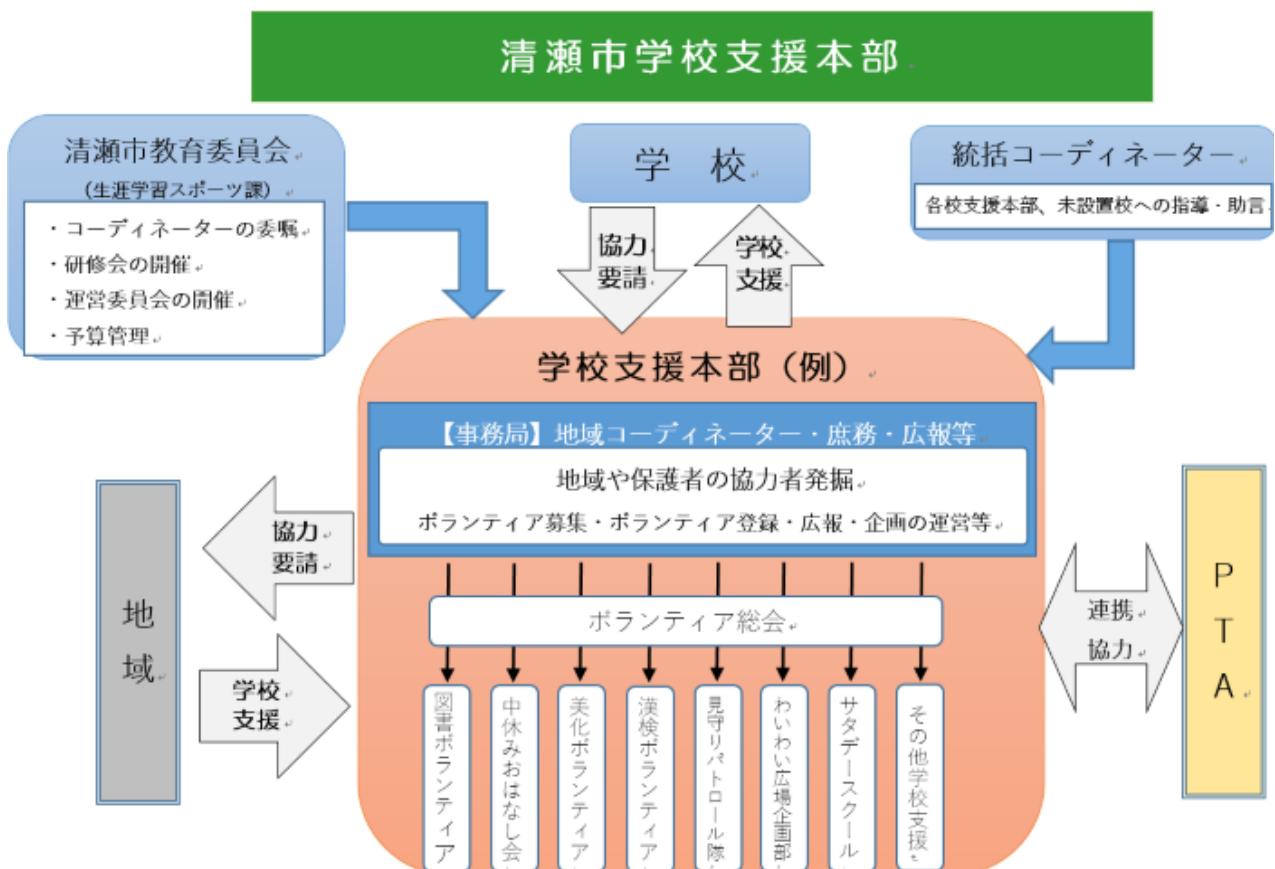
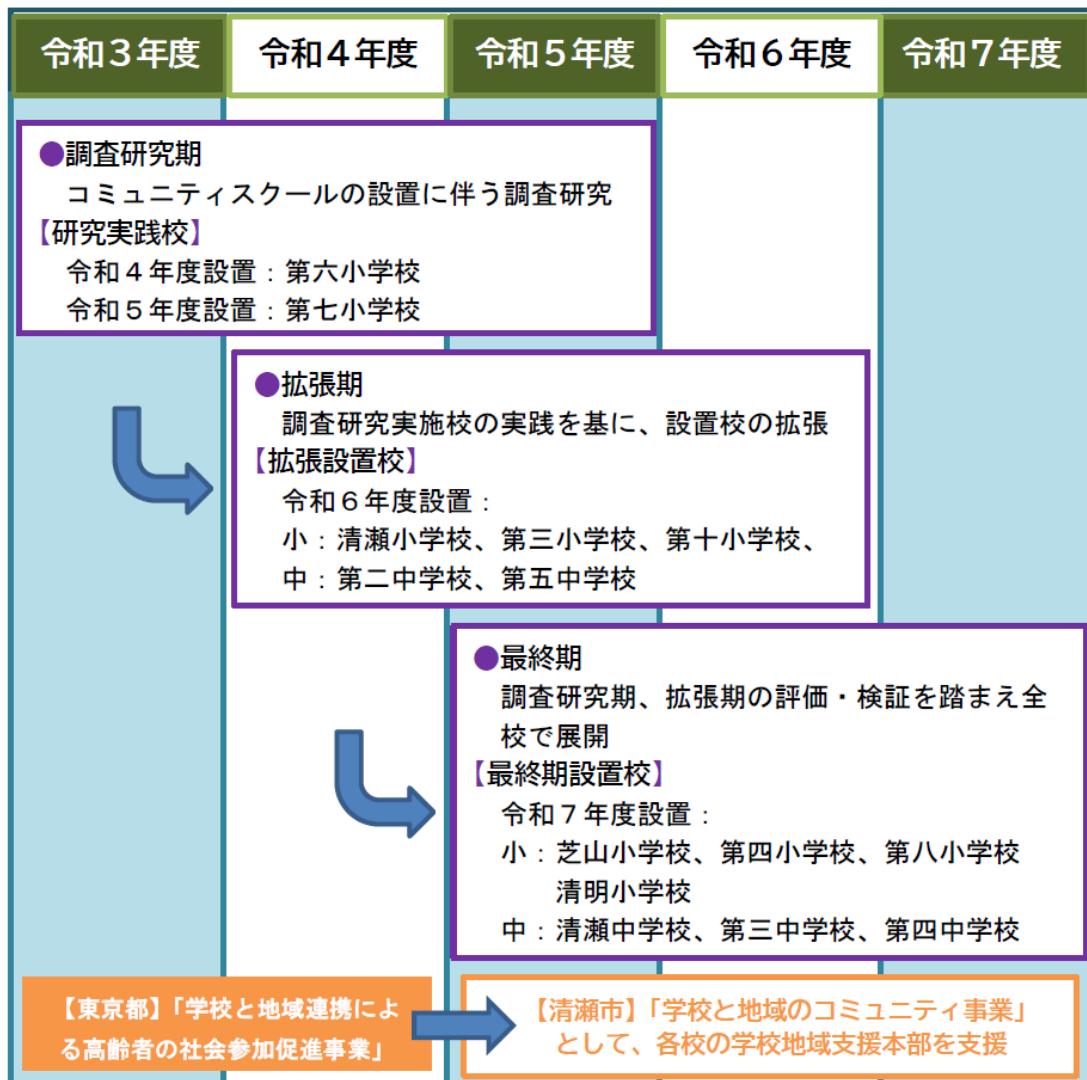


図.清瀬市学校支援本部の関係図

## オ.コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

清瀬市教育委員会は、令和4年度よりコミュニティ・スクールを計画的に各校に設置している。清瀬第六小学校と清瀬第七小学校において先行的に設置し、2校の実践を基に設置校の拡張を進め、令和7年度には全ての市立小中学校に設置する予定である。

表.清瀬市立コミュニティ・スクール設置計画



## 1-3 学校教育と施設の今日的な課題

### (1) 学習指導要領

文部科学省は全国のどの地域でも一定の教育水準を保つため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として「学習指導要領」を定めている。

現行学習指導要領は、「学びに向かう力、人間性」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」という3つの資質・能力をバランスよく育てることを目指している。

そのためには「どのように学ぶか」という視点を重視して、主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）で授業の改善を図ることが大切とされている。

この考え方は幼保小中高で一貫している。

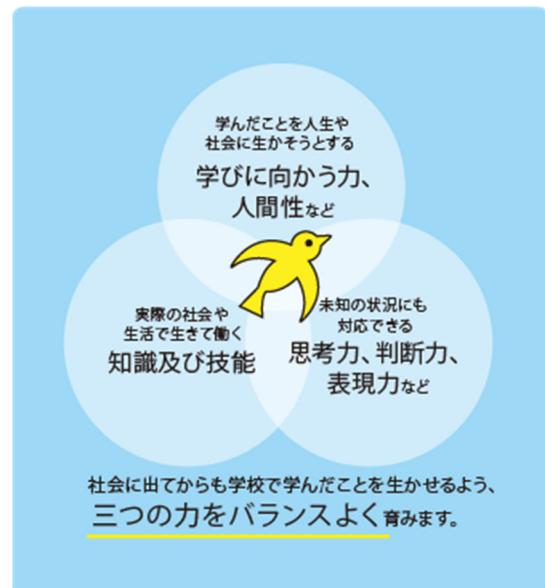


図.目指す3つの資質・能力

また社会とのつながりの中で学ぶことが子供たちの3つの資質・能力の育成につながることから、学校と社会が連携した教育活動がますます大切であり、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められるとしている。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有する」ことがポイントとされている。

そしてコミュニティ・スクール（学校運営協議会※1を置く学校）と地域学校協働活動※2の一体的な推進が「社会に開かれた教育課程」の実現につながるとしている。

更に「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、地域社会の協力を得ながら、組織的かつ計画的にカリキュラムを作成・実施・評価・改善することで教育活動の質的向上を図ること、いわゆるカリキュラム・マネジメントを確立させることが大事としている。

カリキュラム・マネジメントには「教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる」「地域と連携し、よりよい学校教育を目指す」「学校教育の効果を常に検証して改善する」という3つの側面があるとされている。

※1 学校運営協議会とは、地域住民や保護者等が学校運営に参画し、「熟議」を通して目標やビジョンを共有することによって、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる、法に基づく仕組み

※2 地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。教育委員会は、地域住民と学校との情報共有を行う地域学校協働活動推進員を委嘱できる

### (2) 令和の日本型学校教育

中央教育審議会は、令和3年1月26日の第127回総会において「「令和の日本型学校教育」の

構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」を取りまとめた。本答申は中教審が平成31（2019）年4月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問されたことを受け、初等中等教育分科会に「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」を設置し、同年6月に第1回を開催して以降、19回にわたり、議論が進められてきたものである。この間、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、全国で学校の臨時休業の措置が取られ、長期にわたり学校に通えないという危機的事態が生じた。こうした状況を踏まえて本答申でも学校の役割が再認識されている。

総則には、「社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子供たちの資質・能力を確実に育成する必要があり、そのためには、新学習指導要領の着実な実施が重要であるとした。その上で、我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とした。ここでは、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指している。」とある。

### ①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

#### 指導の個別化

基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、

- ・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
- ・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

#### 学習の個性化

基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

### ②協働的な学び

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実する

集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方を組み合わせたり、よりよい学びを生み出す

### (3) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

現行学習指導要領の理念や「令和の日本型学校教育」答申を踏まえ、文部科学省では、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について有識者会議※において議論を進め、令和4年3月30日に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」報告書を取りまとめて公表した。

コロナ禍での長期にわたる学校の臨時休業、教育活動の制限の中での学校現場の創意工夫を踏まえ、ポストコロナ時代における学校施設の役割と価値を捉え直し、一斉指導による授業のスタイルだけではない学びのスタイルの多様化、時空間を超えた学びのスタイルの変容に対応する必要があること、そのためには従来の学校の型、固定観念から脱し、学校全体を学びの場、交流の場として捉え直す「未来思考」の視点が大切であるとしている。

どのような学びを実現したいか、そのためにどのような学びの空間と道具立てが必要か、そしてそれらをどう生かすか、ということを関係者が議論セッションとして共有する必要とされている。

新しい学校施設の姿を樹木に見立て、土台となる根に「環境」と「安全」、軸となる幹に「学び」を据え、その学びを豊かにする枝を「生活」と「共創」としている。「生活」はポストコロナの衛生環境整備に加えて、子供たちを受けとめる温かみのある居場所としての学校施設という想い、「共創」には地域や社会と学校が連携・協働することで創造的な教育活動を実現する場を創るという想いがそれぞれ込められている。

※ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 新しい時代の学校施設検討部会

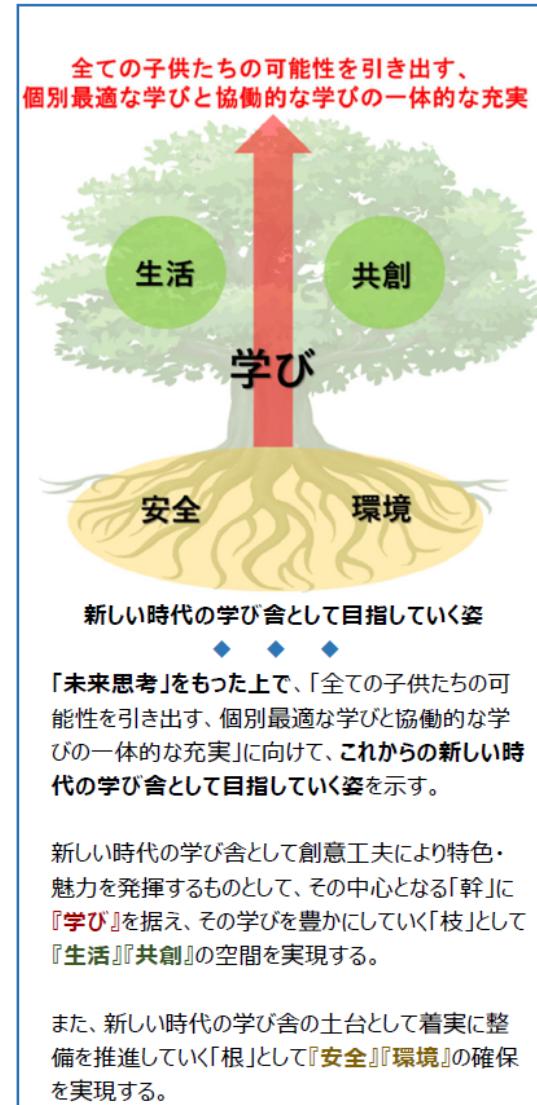


図.新しい時代の学び舎として目指していく姿

本事業は、こうした国の動向を踏まえて実現することが求められる。

## 2章 清瀬小学校の概要

現在の清瀬小学校の規模や教育活動、施設概要を示す。

### 2-1 規模と教育活動等

#### (1) 沿革

清瀬小学校は創立 125 年を迎えた清瀬市で一番歴史のある学校である。施設の変遷を中心とした沿革を示す。

明治 31 年 3 月 12 日	清明（下清戸）、清瀬（中里）小学校を併せて、現在地に清瀬村立昇進小学校として開校
昭和 16 年 4 月 1 日	東京府北多摩郡清瀬村立清瀬国民学校と校名改称
昭和 22 年 4 月 1 日	東京府北多摩郡清瀬村立清瀬小学校と校名改称
昭和 39 年 2 月	中校舎落成 校歌制定（作詞 古関吉雄、作曲 岡本敏明）
昭和 43 年 4 月 1 日	特殊学級（現 特別支援学級 併設）
昭和 44 年 8 月 12 日	プール落成（25m循環浄化式）
昭和 45 年 10 月 1 日	市制実施により、東京都清瀬市立清瀬小学校と校名改称
昭和 46 年 4 月 1 日	北校舎鉄筋 3 階建落成
昭和 48 年 7 月	体育館完成
昭和 49 年 3 月	南校舎鉄筋 2 階建落成
平成 2 年 8 月	北・南校舎改修工事（生活科学習室完成）
平成 3 年 3 月 9 日	体育館大規模改修完成
平成 10 年 11 月 7 日	創立 100 周年記念式典挙行
平成 21 年 2 月 10 日	清瀬市学力向上推進モデル校として発表
平成 26 年 4 月 1 日	清瀬市特別支援教育研究指定校
平成 27 年 4 月 1 日	インクルーシブ教育システム構築モデル事業対象校
平成 29 年 4 月 1 日	東京都「人権の花」運動実施協力校
平成 30 年 4 月 1 日	特別支援教室「きらり」設置
令和 3 年 4 月 1 日	特別支援学級名称改編「あおぞら学級（知的障害）」「たいよう学級（自閉症・情緒障害）」

#### (2) 教育目標

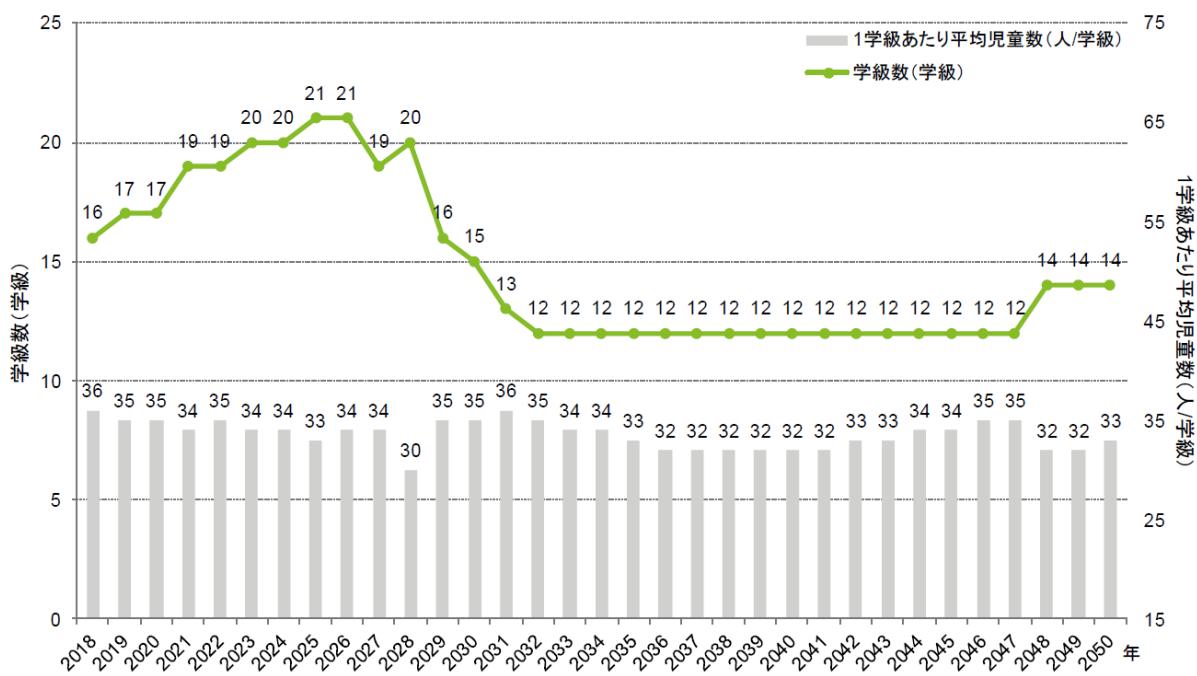
○元気な子 ○考える子 ○協力する子 ○仲良くする子

平和を希求し、人権尊重の精神を基調にして、  
知・徳・体・人格の調和のとれた児童の育成を目指します。

## (3) 児童数（令和5年4月3日 現在）

	通常の学級	あおぞら学級 (知的)	たいよう学級 (情緒)	合計
1学年	105人 (3学級)	2人	-	107人
2学年	122人 (4学級)	5人	-	127人
3学年	103人 (3学級)	5人	1人	107人
4学年	132人 (4学級)	9人	2人	143人
5学年	83人 (3学級)	5人	1人	89人
6学年	89人 (3学級)	6人	5人	100人
合計	634人 (20学級)	32人 (4学級)	9人 (2学級)	675人

表.学級数の推移予測



※2018年4月1日及び2019年4月1日の住民基本台帳の数値を基に推計

※学級数は、7～8歳及び13歳を1学級35名、9～12歳及び14～15歳を1学級40名として推計している

※学級数の推計に際しては、児童及び生徒数の推計人数を35もしくは40で除し、小数点第一位を切り上げている

(出典：清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針 令和2年5月)

## (4) 教職員数（令和5年4月3日 現在）

	人数	備考
管理職・補佐	2人・1人	校長1人 副校長1人 管理職補佐1人
学級担任	20人	
あおぞら	6人	
たいよう	4人	
きらり	3人（うち専門員1人）	特別支援教室
養護・栄養士	2人・1人	
専科等	4人	音楽、図工、理科、算数少人数
講師	7人（うち非常勤1人）	
事務・用務	2人・2人	
SC・学校支援	1人・2人	SC（スクールカウンセラー）
警備・交通	2人・2人	交通支援員
教育・図書	3人・1人	教育支援員・図書支援員
SSS	2人	SSS（スクールサポートスタッフ）
学習サポーター	1人	兼子供と家庭の支援員
合計	69人	育児休業1名

## (5) 学校経営方針（令和5年度）

- 学び続け、進化し続ける学校
- 振り返りから、改善を生み出せる学校

この2点を柱に掲げ、P D C Aサイクルにより全教育活動をより良い方向へ推進することにより、子供たちに「志」をもたせる学校をつくり上げる。その際、教職員一人一人が以下の点について留意し、職務を遂行する。

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1 子供を育てるプロ集団     | →高め合うプロの意識をもつ。                              |
| 2 指導力向上への惜しまない努力 | →常に進化する教員を目指す。                              |
| 3 日常的な危機管理意識の維持  | →「きっとわかっているはず。まあこれくらい。」という意識は払拭し、高いアンテナをもつ。 |
| 4 業務の効率化         | →その教育活動や業務の目的は何か、本当に必要かということを常に考える。         |
| 5 公費及びコスト意識の高揚   | →子供の側に立った積極的な活用を常に留意する。                     |

## (6) 特色ある教育活動

## ① 地域と連携した教育の推進

地域の人材や自然環境、社会的施設などを授業に活用して「地域理解」を深める。また自分たちにできることを行う「地域貢献」の活動にも全学年で取り組む

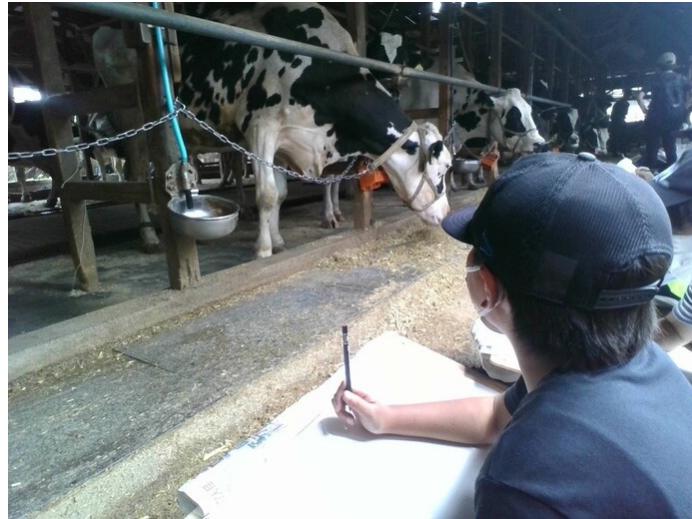


写真. 6年生の恒例学習（図画）となっている学区内にある牧場で行う写生会  
(出典：清瀬市教育委員会ホームページ)

## ② 生命尊重教育の推進

連続性・系統性のある6年間のカリキュラム「いのちの学習」を通して、いのちのあたたかさ・尊さ・役割について学び、子供たちの自尊感情を育む

生活・総合的な学習の時間「いのちのプロジェクト」単元例					
6年	いのちの役割	世界の飢餓	ユニセフ	奉仕活動	
5年		国立ハンセン病資料館	例：地域で活躍する人	職業学習（生き方）	
4年	いのちの尊さ	赤ちゃんの力プロジェクト	障害者理解	デイサービス等訪問	認知症サポートー養成講座
3年		防災学習	交通安全教室	蚕を育てる	つながる命
2年	いのちのあたたかさ	野菜を育てる	心音を聞く	大きくなった自分	
1年		アサガオを育てる	自分のよさ	小動物を育てる	

図.総合的な学習の時間 単元例  
(出典：清瀬市教育委員会ホームページ)

## ③ 個別最適な学びと協働的な学びの具現化

「ICT 機器の活用」と「特別支援教育の充実」の二側面から捉えた指導者用手引き「清瀬小の学習支援ガイドブック」を基に、個別に取り組む学習と集団で取り組む学習を効果的に行っている。

⑯ **柔軟な課題**

**自分に合った課題（題材）を選ぶ**

高① C M

・意見文の題材と読んでもらう相手を自分で設定することにより目的意識を明確にもつことができる。  
・自分の選んだ相手によって一人一人が書き方をそれぞれに工夫し、説得力のある意見文を書こうとすることができる。

①自分の相手が納得する意見文になるよう工夫しよう。  
①友達と意見文を読み合いよくしよう。

①構成メモを見てみよう。

▷学年・教科・単元  
第5学年  
国語科「あなたはどう考える」

▷教材  
・国語科の教科書  
・タブレット  
GoogleJamboard  
Padret  
・原稿用紙

▷1時間の流れ（☆自力解決場面）

①めあてを確かめる  
②3人1組になり1人が音読する  
③左右の2人が構成メモを見ながらアドバイスする。···①  
④アドバイスをもとに書き直す（☆）···②

▷配慮事項  
下書きの段階で困っていることなどを、読んでもらう児童が主体的に相談するよう声かけする

▷協働的な学び  
振り返りを、Padretを使って全員が閲覧できるようにし、同じ課題や進捗の近い児童と相談し合えるようにする。

図. 清瀬小の学習支援ガイドブック 実践事例・成果

(出典：清瀬市教育委員会ホームページ)

#### ④ 子供たちの学力保障

- ・東京ベーシックドリルを活用した小学校1年生からの学び直しを全学年で行う。
- ・漢字検定や算数検定などを行い（希望制）、子供たちの学びに対するモチベーションを上げる。
- ・毎時間の授業終了時には、その日の学習内容の理解度を確認する。
- ・職員室に「学習相談センター」を設置し、子供たちの学習に対する相談に乗る。



写真. 東京ベーシックドリルを利用した学び直しの様子

(出典：清瀬市教育委員会ホームページ)

## 2-2 校地等の環境

### (1) 校区

清瀬小学校の校区は清瀬市の中部に位置する。柳瀬川を隔てて所沢市に隣接している。

学校は校区の中で南北方向の中央付近、東西方向の東端に位置する

#### ○住所表示

- ・上清戸 二丁目 全域
- ・中清戸 二丁目 全域
- ・中里 三丁目 全域
- ・中里 四丁目 全域
- ・中里 五丁目 540~646、737~747、836~846、900~905 番地
- ・中里 六丁目 288、324、330、370、372、407~428、504~539 番地、95 番 1~7 号

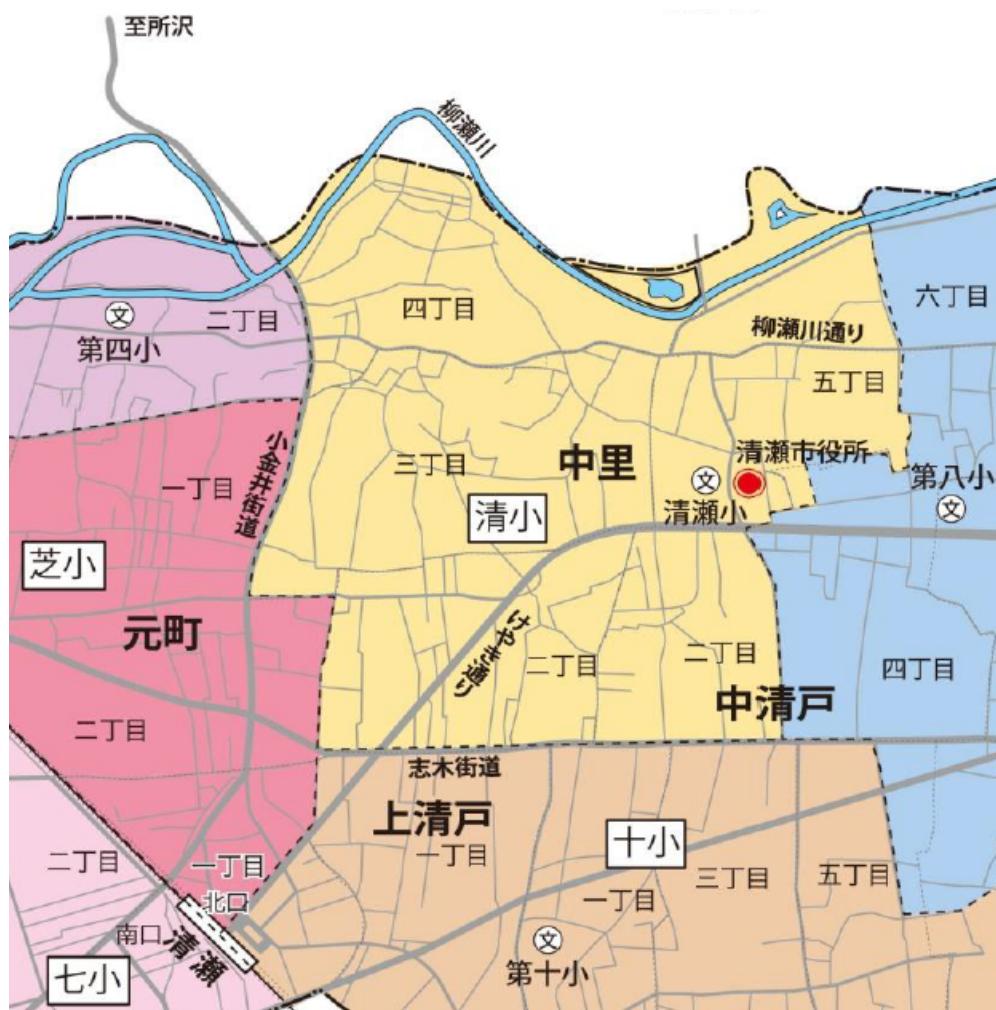


図.小学校校区拡大図（出典：清瀬市教育委員会ホームページ）

## (2) 近隣環境

清瀬小学校は東側にある市役所通りを挟んで市役所としあわせ未来センターに隣接している。市役所通りを南下すると清瀬消防署がある。北上すると徒歩10分ほどで柳瀬川にたどり着き、清瀬金山緑地に行くことができる。

校区内には清瀬市郷土博物館や中里富士塚(清瀬10景)といった歴史的遺構もある。また徒歩10分ほどで清瀬第八小学校がある。

周辺は低層住宅地と生産緑地で構成されている。

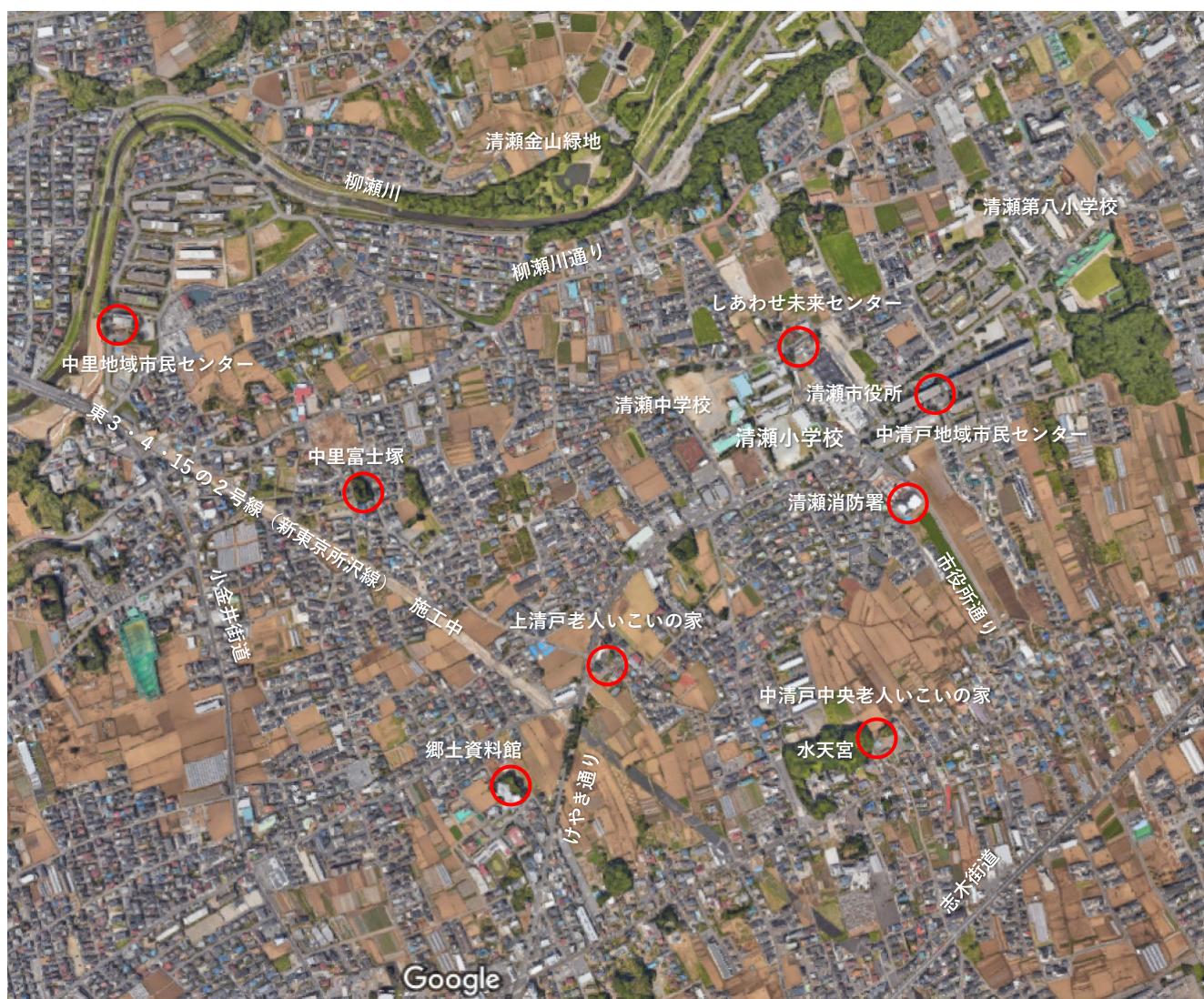


写真.学校周辺環境 (google map)

### ア.校区内の主な公共施設（市役所を除く）

#### ○しあわせ未来センター

- ・子育て支援課
- ・子ども家庭支援センター

- ・教育支援センター（フレンドルーム）
- ・健康センター機能 クッキングスタジオ、フィットネスルーム等



外観



フレンドルーム



クッキングスタジオ

#### ○中清戸地域市民センター

多目的ホール	139 m <sup>2</sup>	定員 72 人
第一集会室（和室）	34 m <sup>2</sup>	定員 24 人
第二集会室（和室）	114 m <sup>2</sup>	定員 72 人
第一会議室	130 m <sup>2</sup>	定員 72 人
第二会議室	57 m <sup>2</sup>	定員 30 人



#### ○中里地域市民センター

会議室 1	84 m <sup>2</sup>	定員 50 人
多目的ホール	141 m <sup>2</sup>	定員 85 人
集会室（和室）	122 m <sup>2</sup>	定員 90 人
会議室 2	37 m <sup>2</sup>	定員 20 人



### (3) 校地

清瀬小学校は清瀬中学校と一体的な校地を持ち、南西側と南東角地の民地と接している。正門はけやき通りに面した位置にある。他に北側の交差点にも門があり、北方向から通う児童を受け入れている。来校玄関は市役所に面した東門の前にある。

校地と市役所の間にある道路（市役所通り）は新市役所の建設に合わせて市役所沿いに歩道を整備している。校地側についても本事業で歩道を整備する。また北側道路も中学校校地を含めて道路を拡幅し歩道を整備する予定である。

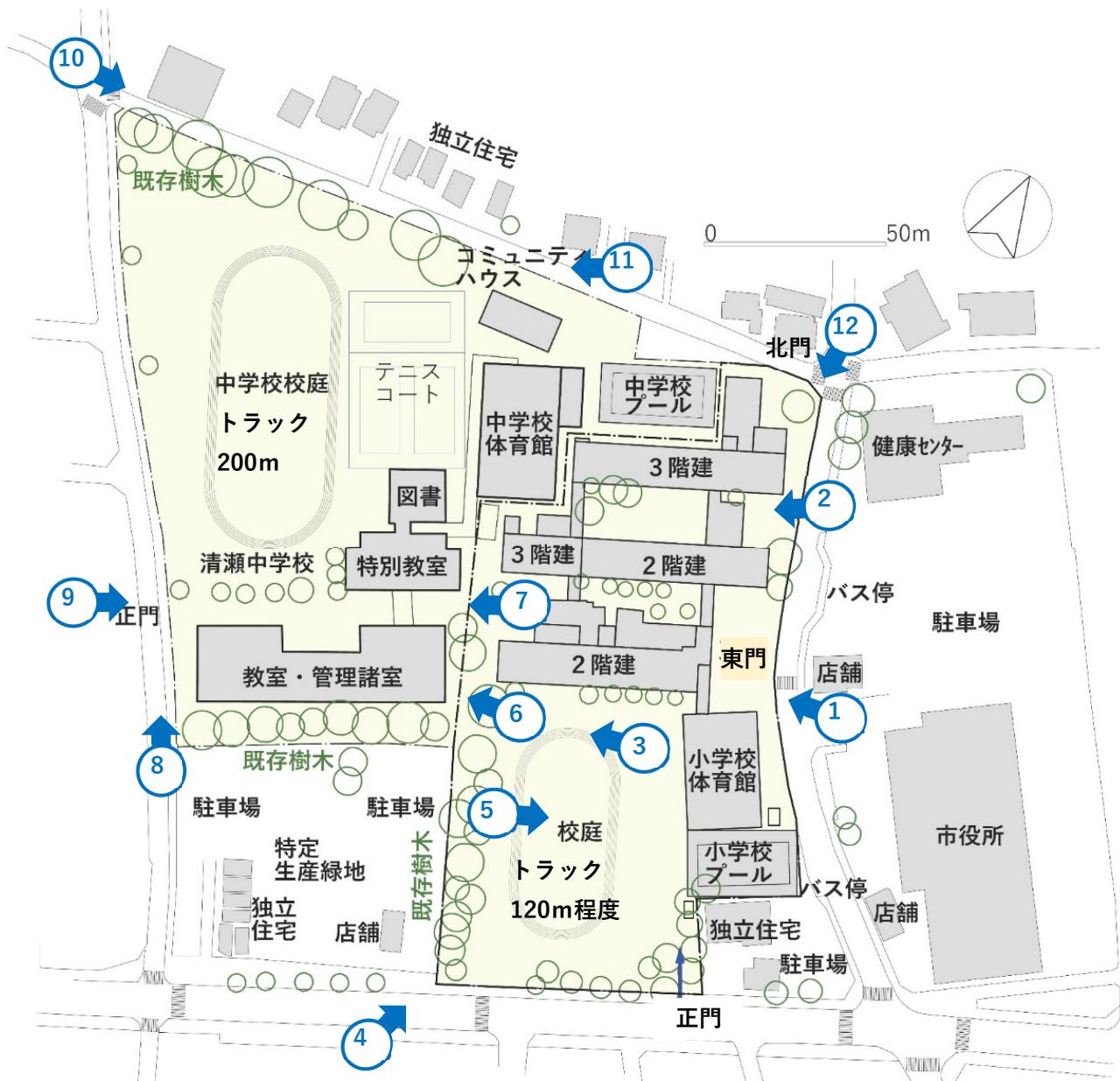


図.校地



① 清瀬小学校 東門付近



② 児童玄関

市役所通りの校地側には歩道はなく、通学路にしていない。東門は来客が利用する。中校舎と北校舎の間に児童玄関があるが、児童はけやき通りの正門と北門からアクセスしている。

校地は市役所通りより 50 cm程度高い。古いメッシュフェンスで囲われている。



③ 南校舎と校庭 芝生



④ けやき通りと校地南西角

校庭は一部芝生化している。中学校とともに校地内の樹木が成長している。

けやき通り側の校庭にはネットフェンスがあるが、鏽が多く一部でたわみも見られる。校地はけやき通りより 1m弱高い。



⑤ 清瀬小学校 校庭



⑥ 小学校・中学校連絡門



⑦ 小学校と中学校を隔てる塀



⑧ 清瀬中学校 西側道路

小学校と中学校の間には古いブロック塀がある。汚れが目立ち、安全性が懸念される。

清瀬中学校の正門前の道路には学校側のみ歩道が整備されている。

## 2章 清瀬小学校の概要



中学校の正門から東側の小学校の校地まで視線が通る。

中学校の西側の道路は北の方に下がっており、北西角地で道路とのレベル差が 1m程度ある。北側の道路は通学路だが歩道はない。



コミュニティハウスの前の道路は歩道が整備されている。

小学校の北東角地には北門と呼ばれる歩道が校地側に整備されている。単管パイプで車道と区画している。通学路の安全点検で危険視されている場所である。

## 2-3 施設環境

### (1) 施設概要

現在の清瀬小学校の校舎等の保有面積と棟ごとの面積、建設年等を清瀬中学校、コミュニティハウスと共に示す。

#### ア.保有面積等

##### ○清瀬小学校保有床面積（施設台帳）

校舎	5,268 m <sup>2</sup>
屋内運動場	671 m <sup>2</sup>
給食室	155 m <sup>2</sup>
プール付属	15 m <sup>2</sup>

##### ○清瀬中学校保有床面積（施設台帳）

校舎	5,612 m <sup>2</sup>
屋内運動場	768 m <sup>2</sup>
給食室	167 m <sup>2</sup>
プール付属	19 m <sup>2</sup>

##### ○コミュニティハウスの施設概要

用途	集会場（1階）・児童福祉施設（2階）
床面積	395 m <sup>2</sup>

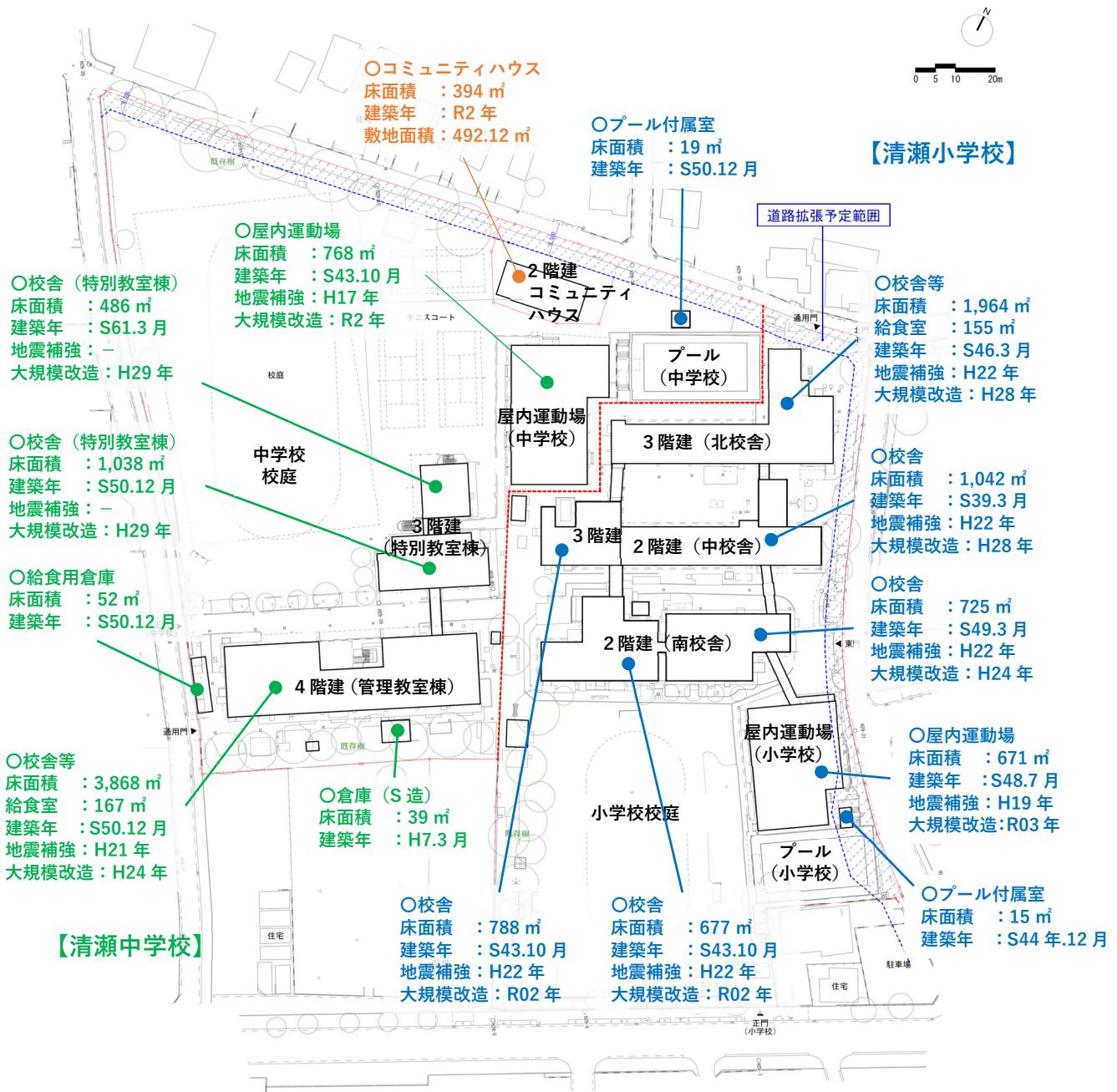
#### イ.校舎等の配置・建設年度

現在の校舎や体育館は昭和39年から49年に掛けて建設されている。校舎は大きく南校舎・中校舎・北校舎の3棟に分かれている。すべて耐震改修済みである。

中学校の施設とコミュニティハウスが小学校の施設の西側から北側に近接配置されているため、周囲に余裕はない。

中学校の施設は体育館が一番古く、校舎は昭和50年に建てられたものが主である。北側の特別教室棟のみ昭和60年に建設された新耐震の建物である。

コミュニティハウスは令和2年に建設されたものである。



#### 図.校舎等の配置と規模など

## （2）既存校舎等の平面構成

清瀬小学校の各階平面図を清瀬中学校、コミュニティハウスと共に示す。

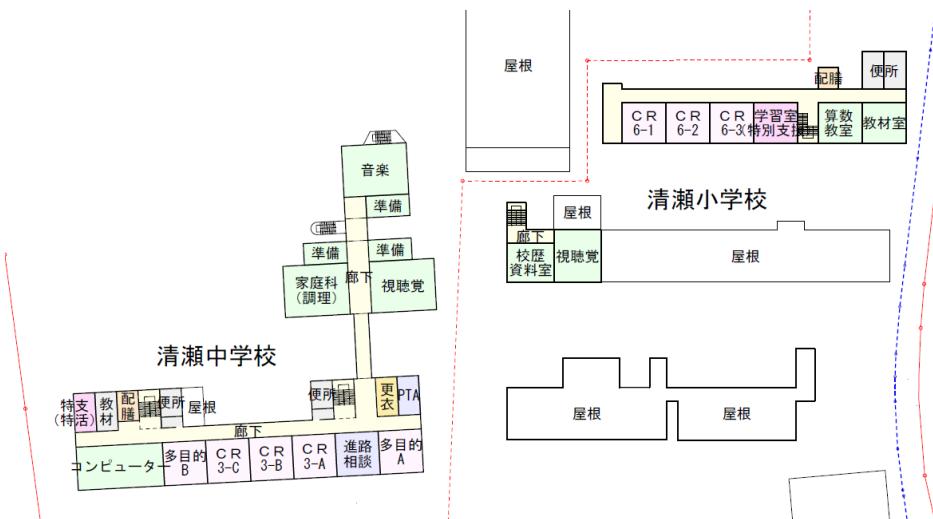
校舎は南校舎が2階建、中校舎が2階建+一部3階、北校舎が3階建である。校舎の南側にある平屋の体育館を含め、それぞれ1階の開放廊下でつながっている。2階以上でつながっていないため校舎間の移動は1階に限られ、移動の負担を増している。給食配膳用のリフトも校舎ごとにある。



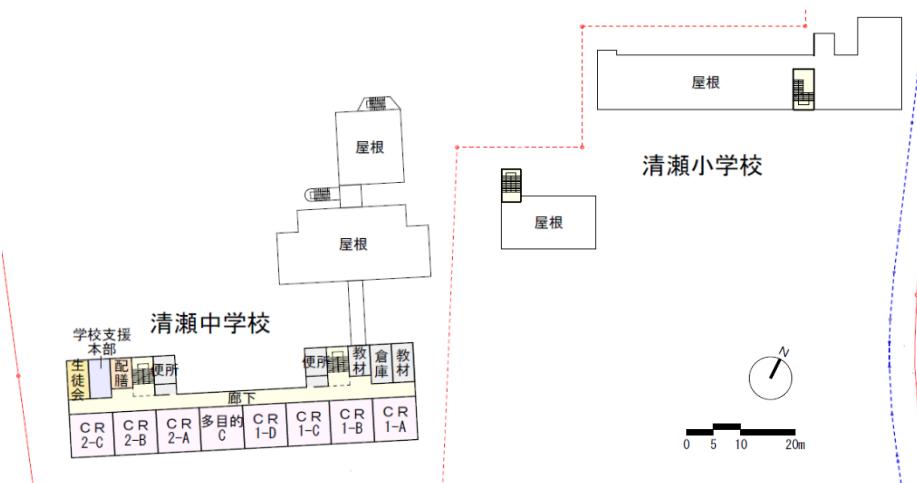
## 配置・1階平面図



## 2階平面図



### 3階平面図



4階平面図

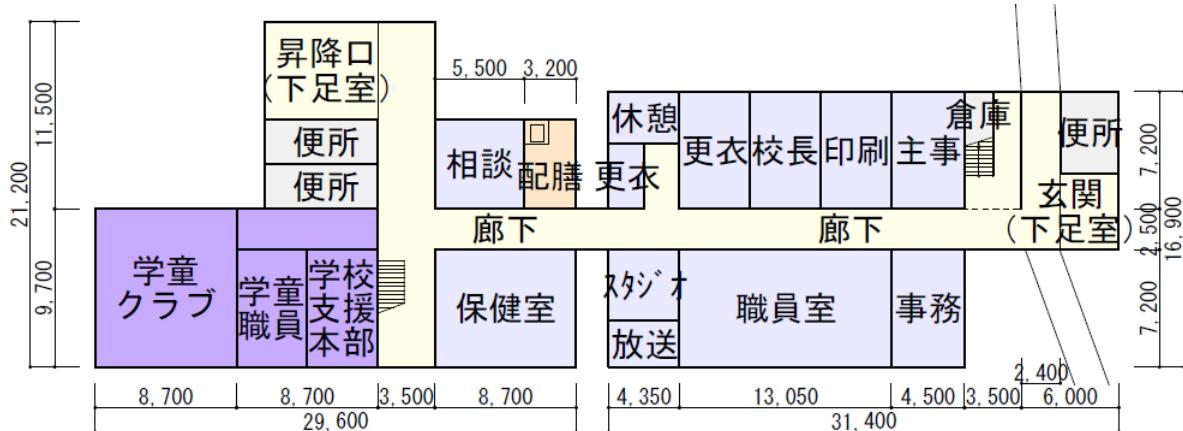
### (3) 各室・スペースの状況

各室・スペースの現況を校舎ごとに写真で示す。

#### ア.南校舎

##### ○1階

校庭に面する南棟の1階には管理諸室と保健室、学童クラブが配置されている。

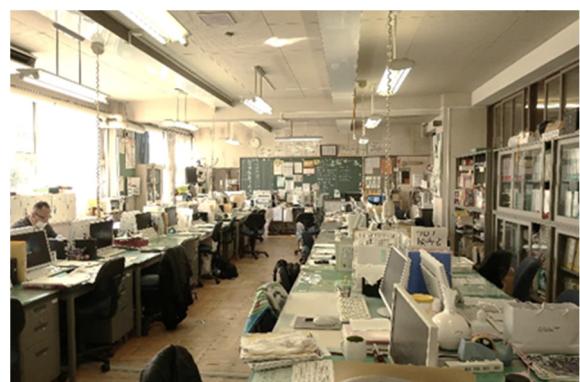


#### ・職員室

94 m<sup>2</sup>程度の広さの中に40人を超える教員の席と収納棚が配置されている。

庇等がないため、直射光を避けるために常にカーテンを閉めている様子が見られる。

校務用PCが各教員の机に配置されている。



#### ・事務室

半教室（32 m<sup>2</sup>）程度の広さがある。市全体で共同事務を実施しているため、事務職員は本校にいない。用務員の席と支援員等の席が配置されている。

廊下に面して受付窓があるが、来客玄関は見えない。



#### ・保健室

普通教室（63 m<sup>2</sup>）程度の広さがある。校庭に直接出られる。

ベッドは窓側に1台。ソファとテーブルが置かれている。

長年使用されているフローリングブロックの床は劣化が目立つ。



#### ・児童玄関

西側に全児童の半数程度が利用する児童玄関がある。登下校時は南側の正門と北門からここまで移動する。

児童は身長より高い下足入れの間を通って校内に入る。



#### ・学童クラブ

84 m<sup>2</sup>程度の広さに最大50人が利用する。指導員の居場所も含まれる。

校庭に面しており、直接出入りしている。



・南校舎と中校舎の間にある中庭

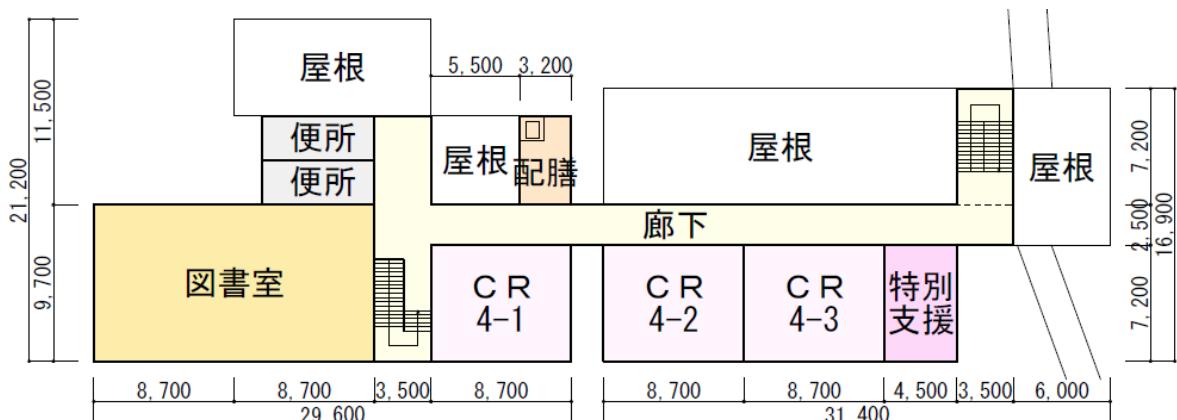
校舎が低層であるため、圧迫感を感じない。菜園があり、日常的に移動する中で目に触れられる。

樹木もきれいに選定されている。



○2階

1学年分の普通教室と特別支援教室、図書室がある。



・図書室

図書室は廊下を含めて教室2室分の広さ（169 m<sup>2</sup>）がある。

一斉指導が可能な授業スペースと大型テーブルのある閲覧スペースの2つの空間で構成されている。



・特別支援教室前の掲示

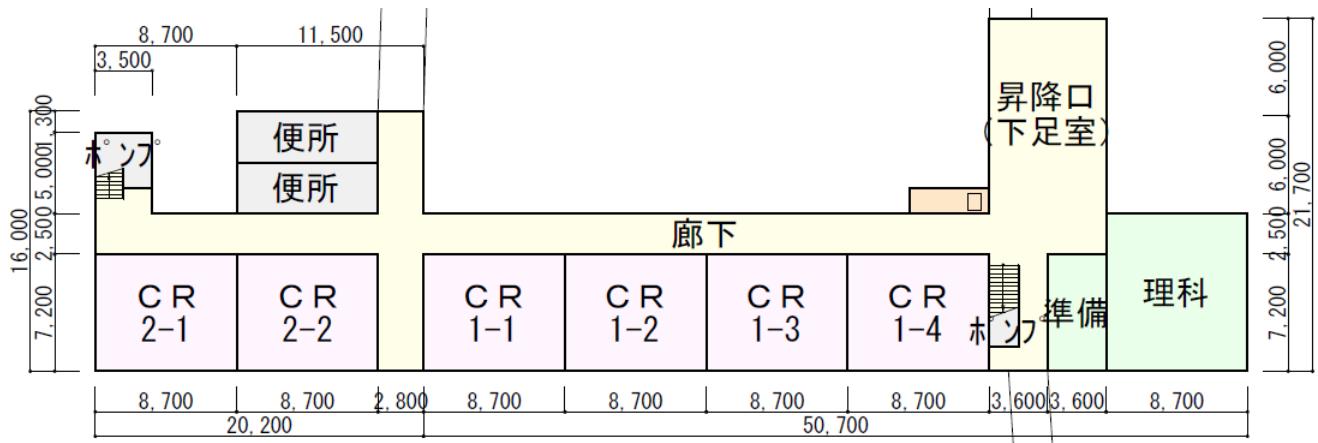
特別支援の教育活動について情報発信が充実している。



イ.中校舎

○1階

普通教室（低学年を配置）と理科室、児童玄関で構成されている。



・低学年教室

63 m<sup>2</sup>程度の広さがある。

照明や什器などは建設当時から変わっていないように見られる。空調やネットワーク機器が追加されている。

後ろの壁面は下段に収納棚、中段に掲示面と黒板、上段に掲示面という構成である。



### ・理科室

84 m<sup>2</sup>程度の広さがある。準備室側に教員用実験台がある。児童用実験台は8人用が4台ある。

準備室は半教室程度の広さである。壁面は収納で埋まっている。

準備室の外側の壁には清瀬の自然環境に関連した理科の掲示がされている。



### ・児童玄関

南校舎の児童玄関より比較的余裕がある。そのため下足入れも出し入れしにくい下段を使用していない様子が見られる。



### ・中校舎と北校舎の間にある中庭

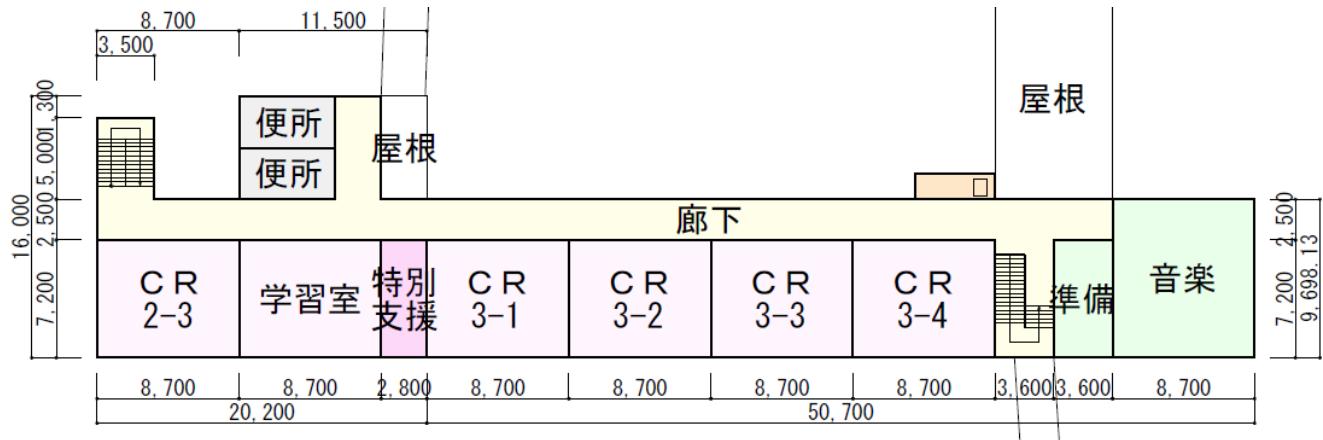
樹木が育ち、緑が身近に感じられる。

草刈りや剪定作業など用務員が日常的に手入れをしている様子が見られる。



○2階

普通教室（中学年を配置）と音楽室がある。



・音楽室

84 m<sup>2</sup>程度の広さがある。準備室側に黒板がある。黒板にスクリーンシートを貼ってプロジェクターを使っている。

南側の窓には遮光性と吸音性の高いカーテンを設置している。テーブルはなく、イスと譜面台を用意している。

準備室は楽器等であふれている。



・廊下

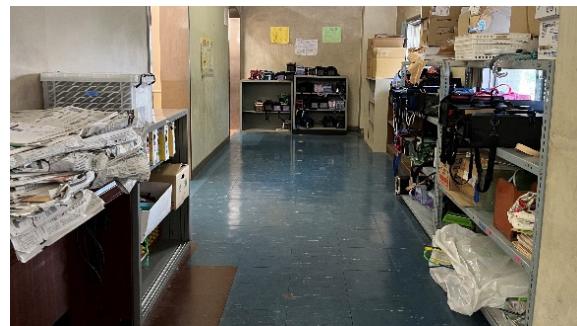
床はシート系のタイル仕上げ。窓側の壁にフックが取り付けられている。

トイレ前の廊下は教材置き場となっている。



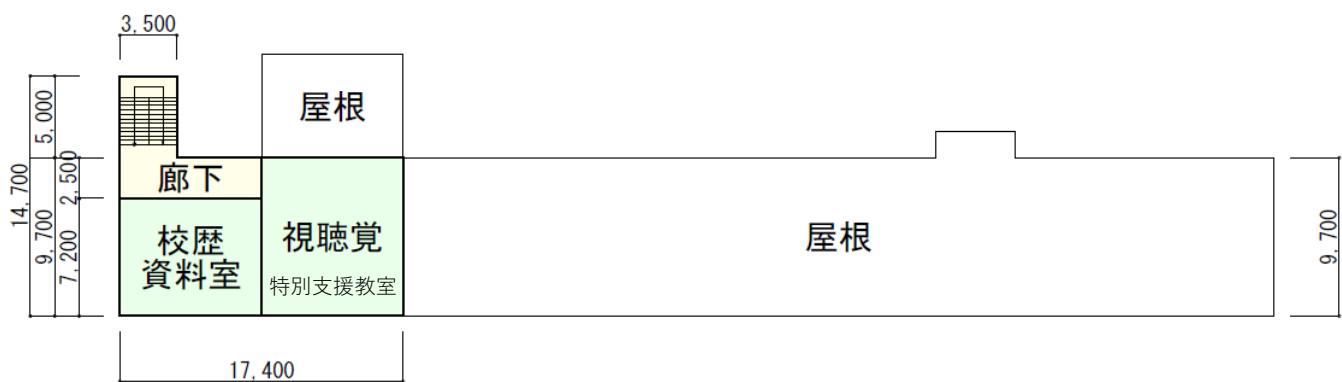
・トイレ前のスペース

教材置き場となっている。



○3階

西側のみ3階建てとなっており、校歴資料室と視聴覚室を転用した特別支援教室がある。



・校歴資料室

普通教室 (63 m<sup>2</sup>程度) と同等の広さがある。

学校の歴史的資料のほか、地域の産業に関する道具等が展示されている。

児童の制作途中の作品置き場にもなっている。



・特別支援教室

個別指導/支援の場として利用されている。

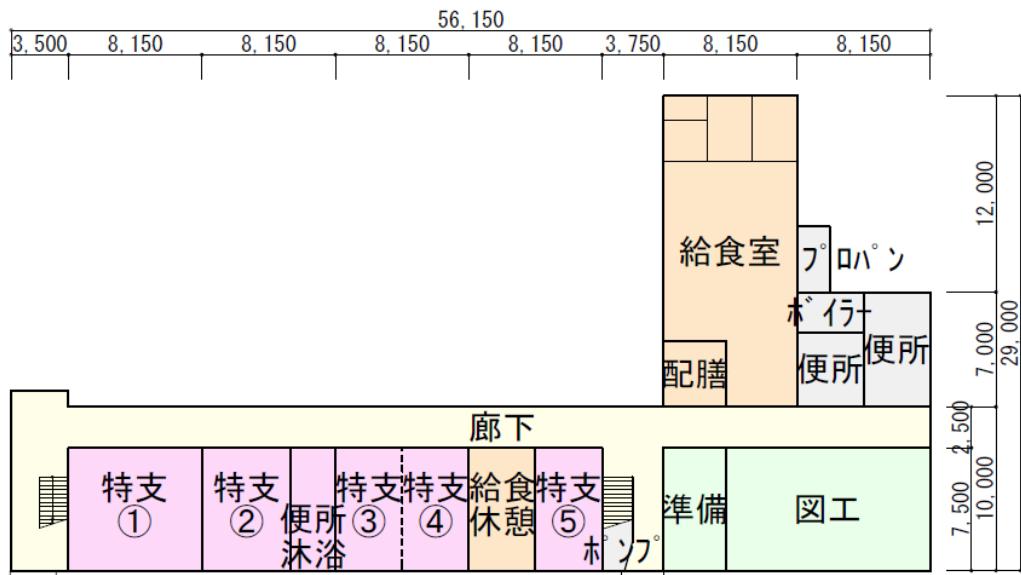
大型テーブルが8台配置されている。



ウ.北校舎

○1階

特別支援学級の教室と図工室、給食室がある。



・特別支援学級

普通教室サイズと普通教室の2/3サイズ

(写真)、半教室サイズの教室がある。基本的な造りは普通教室と同等である。



### ・教室前の廊下等

特別支援学級用に洗濯機と乾燥機が置かれたサニタリースペースがある。

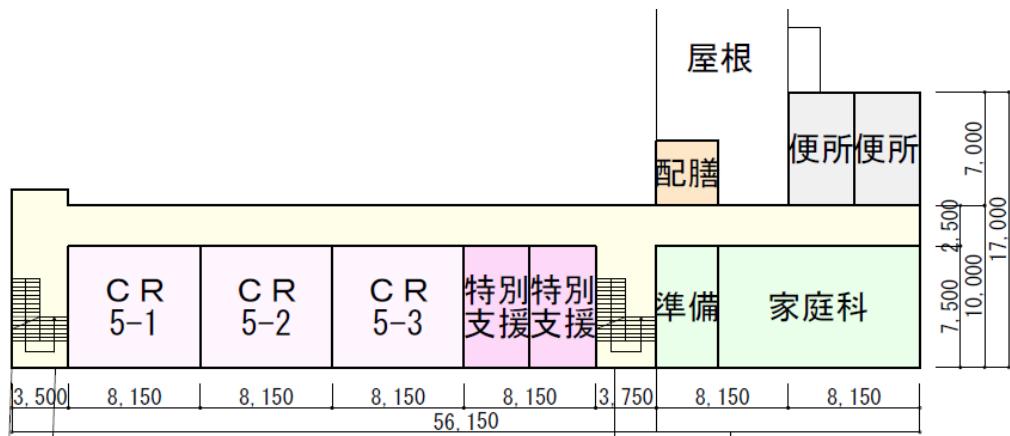
廊下の窓側にはフックが取り付けられている。

図工室の前は教材や児童の作品置き場となっている。



### ○2階

特別支援学級の教室と1学年分の普通教室がある。



### ・特別支援学級

普通教室の半分の広さがある。普通教室に間仕切りを追加して2室整備されている。



### ・家庭科室

95 m<sup>2</sup>程度の広さがある。2人掛けの木製テーブルが用意されている。テーブルで使う電源は天井に確保している。

調理作業の流し場は窓側にまとめられている。



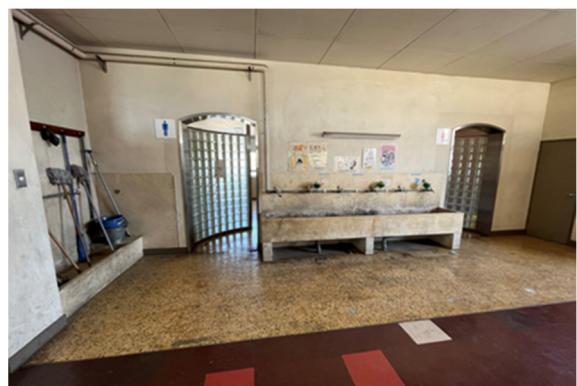
### ・トイレ・流し場

トイレは改修されており自動水栓の小便器も新しい。

出入口は扉がなく、ガラスブロックで視線を遮ると同時に気配と明るさが感じられるようになっている。

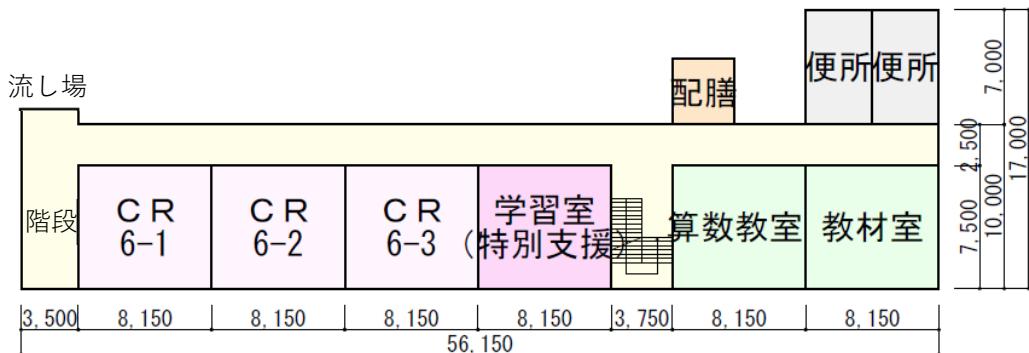
トイレの前にある流し場はゆとりがあり、床仕上げで廊下とスペースを分けている。流し台は改修されておらず、建設当時のまま使い続けられている様子が見られる。

掃除用流しと合わせて古さが目立つ。



## ○3階

普通教室6室とトイレがある。



## ・算数教室

普通教室を算数の習熟度別少人数学習用に割り当てている。

算数の教材が置かれた棚が後面にある。

掲示物はあまり見られない。

黒板側の窓に暗幕を貼り、自然光による黒板のグレアを抑えている。



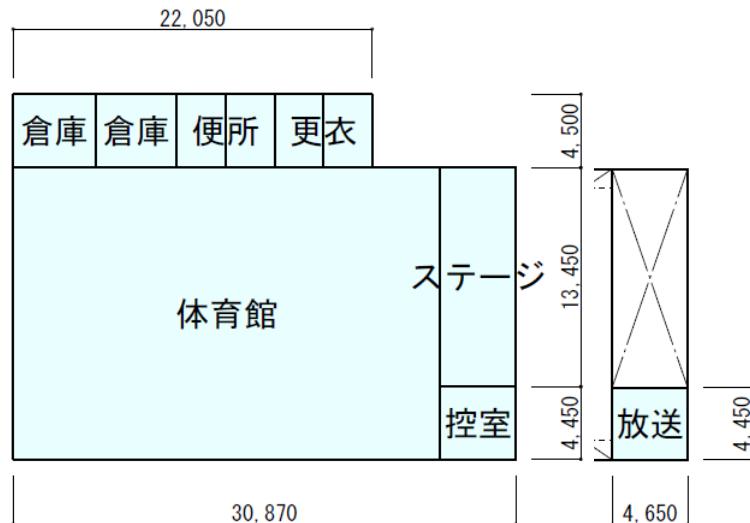
## ・流し場

階段前のアルコープ状の空間を流し場としている。窓があるため開放感がある。

建設当初のまま使っている様子が見られ、古さが目立つ。



## 工.体育館



### ・アリーナ

465 m<sup>2</sup> (26m × 17.9m) 程度の広さがある。正規のバスケットボールコート (15m × 28m) やバレー ボールコート (9m × 18m) を敷くことはできない。

校庭に面しており、校庭から直接出入りできる。

倉庫が狭く、体育用具があふれだしている。



### ・トイレ

全面的に改修されており、ドライ仕上げになっている。便器なども比較的新しい。

狭いため、ドアを開けた時に中の様子がアリーナ側から見える。



・渡り廊下

東側にある児童玄関等から校庭へ至る動線と校舎から体育館へ至る動線がクロスしている。



### 3章 基本構想

#### 3-1 学校づくりに対する要望・意見

新校の検討を進めるにあたって、清瀬小学校の教職員へのアンケート、ヒヤリングおよび3回行われた意見交換会、学校支援コーディネーターに対するヒヤリング、住民・保護者を対象とした4回のワークショップを行った。また、教育活動の一環として清瀬小学校児童が新校舎のテーマについて話し合い、提案としてまとめている。策定委員会においては、これらの内容を踏まえ、基本構想および計画目標、また配置計画案について議論が重ねられた。ここでは、それぞれにおいて出された主な要望・意見をまとめる。なお詳細は参考資料に示す。

##### (1) 教職員等のアンケート・ヒヤリング

###### ア. 施設全般について

教職員アンケートでは、既存校舎で改善したい点として、施設の老朽化、教室・職員室・給食室・廊下などの狭さ、各階で棟間移動ができない、維持管理の不備に起因する問題点等が多く出されている。職員スペースの狭さについての指摘も多く、「施設の心地よさは子供だけなく大人にとっても大切」という意見に代表される。

現在の施設環境のよさとしては、中庭に畑があるなど自然が身近に感じられること、中学校や市役所が近く連携しやすいことなどがあげられている。自然環境や自然に関わりの深い農業などの一次産業を学校づくりに生かすことを清瀬市の特色として活かしたいという意見もあった。

新校舎に期待することとしては、中庭の良さを生かした配置により明るく風通しの良い環境、けやき通りや市役所通りの景観づくりに寄与するデザインを求める意見などがあった。

また、防犯対策として、教室内外の視認性を確保すること、死角を減らし、死角となる場所には防犯カメラを設けること、教室ゾーンをまとめ、施錠箇所を減らして施設管理の軽減することが求められている。

学校施設の地域開放については、開放時の人的対応の必要性があげられ、地域図書館を併設するという要望もあった。

###### イ. 校舎

教室および教室まわりについて集中的に要望が出された。教室を拡充すること、教室以外の学びの場所の必要性、児童の持ち物の収納場所、給食配膳時の安全な動線などについての意見が多く見られた。また学級数の増減に対応できる教室数やスペースの確保、大型提示装置やホワイトボードの設置が要望されている。

特別支援学級については、学級数の増減に対応しやすく、2室を1室として利用できるような教室空間構成の柔軟性が求められている。

多様な居場所のある図書館の充実、学年で観賞や発表がしやすい場所の確保や異学年の交流スペースを求める意見も挙がっている。

トイレに対する要望も多く、衛生環境が維持しやすいことやプライバシーに配慮した設えが求められている。

管理諸室は面積を広く確保し、教材作成・印刷作業・リフレッシュ・個別の打合せや面談など、作業や情報交換等に適した場所を充実することが要望されている。執務スペースにグループテーブルを用意し、校務作業や学年打合せ、全体職員会議など行いやすい環境整備も求められている。

学校支援コーディネーターのヒヤリングでは、教職員や地域住民、保護者と連携しやすい位置に専用の活動拠点を確保することが要望されている。

#### ウ. 体育館・屋外施設等

体育館について、近年の酷暑対策として冷房の設置が要望されている。また、体育用具や災害備蓄などの倉庫、更衣室やトイレなど、付帯施設の充実が求められている。

校庭については、芝生化、菜園・花壇・飼育小屋など、生き物と関わる屋外教育環境の充実や、そのために必要となる水道や用具庫等も要望されている。

### （2）清瀬小学校児童の提案

清瀬小学校6年生が教育活動の一環として、学び、生活、地域、安全、環境という5つのテーマを設定し、クラスごとに新校舎について話し合い、提案としてまとめている。

#### ア. 学び

6年1組：登下校時の持ち物が重い。持ち物の量を減らす方法としてデジタル教科書の採用、そのために多様な機能のあるタブレットの活用が必要である。

6年2組：授業に集中しやすいようにするにはどうしたらよいか。そのためには視野に余計なものが入らない環境づくりや、適度な休憩をはさんで気分転換を図る。

6年3組：デジタル教科書の活用が課題となる。デジタル教科書の多様な機能を生かすためにも目標を立てて学ぶことが必要である。学んだことを日常生活で活かすことを習慣化すると学ぶ意欲も高まる。

#### イ. 生活

6年1組：施設が古く汚く見え、よい気持ちになれないで、汚れにくい壁、きれいなままで使いたくなる壁とする。また、下足のまま靴箱まで行けるようにして履き替えがしやすい玄関にする。

6年2組：生活して楽しい、うれしいと思える施設についてアンケートをとった。建物を広くし、教室も広くして数を増やす。冬も使える室内プール。怪我をしにくい広い芝生の校庭という3つに提案をまとめた。

### 3章 基本構想

6年3組：いじめやトラブルのない安心できる学校とするためにはどうすればよいか話し合った。互いに気持ちを理解するための話し合い活動の場、教室内外の視認性の確保、いじめの原因を実例から調べ、理解し、防止の行動につなげることが必要である。

#### ウ. 地域

6年1組：地域との交流を増やすためにボランティア活動や一緒に楽しめる合同行事を開催する。図書室や体育館をみんなが学べる遊べる場所とする。

6年2組：みんなが楽しめるイベント、日常的な挨拶、学校周辺の清掃などのボランティア活動で学校の評価を高める。

6年3組：地域参加できる学校行事を増やす。授業参観に保護者や地域の人も招く。同時に不審者対策が必要である。

#### エ. 安全

6年1組：雨漏りや階段手すりの不備などが問題。雨漏りしにくい仕上げや安全で耐久性の高い素材で作られた遊具を整備してほしい。

6年2組：怪我や熱中症になる児童が多いので、扇風機の増設や校庭の芝生化をしてほしい。

6年3組：防犯・防災意識の向上のため、防犯カメラの設置や乗り越えにくい塀とする、緊張感のある不審者対応訓練を実施する。

#### オ. 環境

6年1組：過ごしやすい社会づくりのために、節電節水や3R活動が行える環境づくりとして、太陽光発電の利用、3R意識の向上、水道の自動化をおこなう。

6年2組：施設をきれいに使うために、屋内温水プールとして常にきれいな水を保つ、清潔に使えるトイレとし定期的に専門の清掃員が清掃を行う、動物の飼育を通して命の大切さを学ぶ。

6年3組：自然との関わりが少ないことは問題であり、校庭の芝生化と動植物を育てられる環境を整備して命の大切さを学べるようにする。

### （3）地域住民/保護者/市民のワークショップ

市民と学校関係者の参加する「清瀬市の新しい学校施設づくりワークショップ」を計4回行った。そこで出された意見の中から、施設全般に関わる主な要望をまとめた。

#### ア. 新校のイメージ/目標

毎回のワークショップでは、各グループは話し合った内容をもとにタイトルをつけ、発表を行った。そのタイトルは以下の通りである。新校の学校づくりが目標とするイメージを表すものと考えられる。

「明るく、きれいな学校」

「ゆとりがある学校」  
 「自然の豊かさをいかした学校」  
 「異学年交流や保護者、地域と懸け橋になる学校」  
 「いつでも誰でも行きたい楽しい学校」  
 「リラックスできる学校」、「安全・安心、心がやすらぐ学校」  
 「施設も心もオープンに！明るく安心！！」

#### イ. 特色ある学校づくり

新校ならでは特色ある学校づくりとして、次のような意見が出された。

- ・多様な学びのために子供自身が場所を選べ、人と人がつながる場所がある
- ・子供が過ごす場所として安全安心で楽しい場所とする
- ・自然環境を生かし、畑や養蜂など地域の名産を作れる施設環境を整える
- ・太陽光の利用や残飯を肥料にする設備の導入など、環境教育に取り組む
- ・今も地域の人が清瀬小学校に花を植えており、みんなが参加できる学校づくり
- ・幼保連携や、敷地条件を生かして小中連携が図りやすい施設

なお、充実した施設とするためには校地が狭いのではないかという意見も見られた。

#### ウ. 校舎の配置・形状

校舎配置については、次のような意見が出された。

- ・南に開かれた校舎とし、北側の道路沿いに建てる場合は北側住宅地に配慮する
- ・中学校の校舎と一体的な構成としたい
- ・しあわせ未来センターに面して誰もが利用できる部屋ができると連携できる
- ・現在の分棟型の校舎が不便なので、わかりやすく、まとまりのある校舎がよい
- ・屋上からで四方が一望できるとよい

中学校校舎とつなぎ、職員室や図書室、給食室、体育館を小中一体としたり、近くに配置したりするという提案もあった

校庭等の屋外環境については、小中一体として広くしたい、小中と校庭を分けたいという相反する意見があった。校舎の近くに遊具を置く、雨の日も使える校庭や中庭、既存樹木の保全についても要望として挙げられている。

建て替え計画として、工事中も体育館を使えるようにし、また中学校の校庭を確保することが重要という意見も出された。

#### エ. 地域開放・地域連携

学校と地域が連携し、学校が地域に開かれ、地域のコミュニティセンターとなることが要望され。具体的に次のような意見が見られた。

- ・大学生も入れるような施設
- ・みんなの居場所になるような学校

### 3章 基本構想

- ・一人でも居られる場所
- ・高齢者も休憩できる場所
- ・乳幼児も連れて来られる場所

このほか、次のような要望・意見が出された。

- ① 清瀬の伝統文化を地域と共に学べる場所（伝承スタジオ）があり、子供も大人も郷土愛を育む地域づくりができるとよい
- ② 地域懇談会の実施やNPO法人や消防署などから講師を招いた講演活動、セーフティ教室などを地域の人と学校と一緒にできるとよい
- ③ 日常的に地域の行事を学校で行うことで多世代交流を図る、福祉施設との交流を図るなど、学校と関わりのある地域の人を増やせるとよい

一方、教員の負担がないような地域開放の仕組みが必要であり、多くの人が入ることによる不審者対応としてセキュリティを強化することが必要という意見が出された。そのために、地域で子供たちと学校を見守りたい、多くの人の視線があることで防犯性を高めたいという声も聞かれた。（開放施設の具体的な要望は資料編参照）

#### オ. 地域の避難所

避難所としての役割や機能の充実が求められて、次のような意見が出された。

- ① 地域開放する部屋を避難所利用できるようにすると、地域開放を行うことで避難の際も運用がスムーズにできるのではないか
- ② 学校に入ると一目でわかる避難所のサインがあるとよい
- ③ 個別対応として、プライバシーの配慮、避難者が相談できる場所、授乳室にもなる部屋、女性や小さい子供も安心して使える場所、障害や高齢者への配慮などが必要である
- ④ 支援スペースについて、電源車両や緊急車両が入れるスペース、消防関連団体の活動スペース、車が入ってもデコボコにならない校庭などを考慮する
- ⑤ 避難所運営について、避難所の運営を考える運営委員会を作り、避難生活がスムーズにいくようにしてほしい、校長先生が変わる度に使い方を変えないでほしい。

#### カ. 計画の進め方

学校や保護者との対話、地域との対話を大切にしてほしい、ワークショップを開いてほしい、新しい施設を見学する機会がほしいという要望が挙げられた。

#### （4）策定委員会における検討

計8回にわたる策定委員会では、新校の学校づくりの背景や条件、目標や課題、配置計画案等について検討が行われ、その議論の中で様々な観点から意見・要望が出された。

#### ア. 施設全体のあり方

新校を、今後の市内の学校づくりの基盤（フラッグシップ）として位置づけ、次の意見・要

望が示された。

- ① 学校は教育の場であるということを一番として、将来、教育のあり方や考えが変わるときにも対応できるフレキシブルな施設としたい。関連して施設の長寿命化を優先し経年劣化にメンテナンスしやすい設備等を検討できるとよい。
- ② 新しい時代を築いていくにあたって地域コミュニティの拠点となる学校とする必要がある。それは教育的な意義を考えても大きな意味を持つ。安全面に配慮することを前提として、地域の方々が学校に関わり、学校の学びが外に広がっていくとよい。
- ③ 安全安心を前提として、のびのびと学べる学校をテーマとし、また、環境問題を学べる施設になるとよい。
- ④ 現在、特別支援学級に在席している児童も通常の学級の児童と分け隔てない関係ができ、一緒に育っている。これを大事に継続したい。

## イ. 校舎

### ①教室および教室まわり

現状の廊下や収納等の手狭さを解消し、オープンスペースなど教室まわりの学びの場を充実する。それにより学びの幅を広げるとともにリラックスできる場所を用意する。

オープンで自由な教室まわり空間とともに、閉じることもできるようにし、多様な活動が最適な環境で行えるようにする。特に情緒障害の特別支援学級は音環境に配慮する。

学年5クラス編成になった場合に対応できるように、オープンスペースや小教室等を教室に転用できるなどの工夫をしておけるとよい。

### ②学校図書館・図書スペース

教室まわりと同様に、読書だけでなく多様な活動がフレキシブルに行えるようにする。固定書架だけではなく、可動書架を動かしてオープンスペースなどを確保できるようにする。

また学校全体に図書が置けるようにする検討も必要である。

### ③発表の場

発表活動ができるよう、階段状のスペースが複数あるとよい。たとえば図書館に組み合わせると、授業の流れのなかで発表活動などでき使い勝手がよいのではないか。そこにはプロジェクター等の視聴覚機能も備えるとよい。

### ④トイレ・水まわり・更衣室

トイレや手洗い場、更衣室を、児童数に対応して設け、十分な広さを確保して子供たちが入りやすい環境を整える。個別ブースの数を増やすなど、プライバシーにも配慮する。

低学年でも男女別に更衣室が必要ではないか。

### ⑤管理諸室

外部の指導者や時間講師などが増えている。コンセント等も多く必要である。

個人机は必要ない、同じテーブルを規則正しく並べるのではなく、選択できるようにするなど、教員が協働しやすい執務環境が整えられるとよい。

#### ウ. 地域開放施設、利用方法

家庭科室等の利用率が低い特別教室を体育館に近接した1階に設け、地域利用ができるようしたい。同時に衛生面や安全面、運営面について検討が必要である。

貸出手続きをスマートフォンで行えるようにできると便利。その場合、高齢者でも使いやすい工夫が必要、また管理人の常駐が理想である。

#### エ. 地域による学校支援、学校との協働

地域社会で子供を育てる、地域の人々が関われるようにする。

地域向けのセミナー等で保護者の参加を促すなど、学校に入りやすくなるソフトの取り組みがあるとよい。

PTAも小中学校で連携できるとよい。学校支援本部がサポートしてくれていることもあり、従来のPTA活動は大変というイメージを変え、多くの保護者の参加を促したい。

#### オ. 大規模災害時の備え、避難所

災害時に誰もが使用でき、学校再開後も支障なく使用できる施設を考えられるとよい。

どの教室をどこまで使用できるか明確にし、使用することを前提に環境づくりを行う。防災活動や避難所運営の委員にも意見を聞きながら検討を進めていく必要がある、利用者や子供の個人情報、鍵の管理がきちんとできるようにしておくことも重要である。

これまでの大規模災害の際には学校の早期再開が地域の方を力づけることになったと聞いている。早期再開ができるようになるためには、避難所と学校の使い分けを行い、例えば再開後には校長室や職員室などに避難者が入れないようにすることも大切である。

避難訓練ができるような場所も設けられるとよい。また、非常食をつくり配食する体験など、学校教育の中で子供たち自ら避難所運営体験ができるようにするとよい。

### 3-2 学校づくりの目標

今日的な学校づくりの計画的課題を踏まえ、これからも大事にしていきたい教育活動や施設環境、教職員、子供たち、地域住民などから出された意見・要望および策定委員会における検討内容をもとに、新校の基本構想として「学校づくりの目標」をまとめた。

その実現に向けて、計画、設計、建設を進めるとともに、家具、ネットワークシステムの構築を行うこととする。また、並行して完成後の施設の活用、運営方法等について検討を進める。

#### 学校づくりの目標

– ひとりひとりが安心して学び、ともに育つ教育環境の実現のために –

##### 【学び】…学ぶ喜び、活動する意欲が湧く学校づくり

- 課題に対して好奇心をもって主体的に取り組み、興味を持って学び続けられる
- 多様性を認め合いながら、ともに学び、育つ
- 中学校と一体の校地を活かし、9年間を通して成長できる
- 教師の発想を支え、生み出し、意欲を高められる
- チーム学校を構成する人々が働きやすく、お互いの交流を生み出す

##### 【生活】…心地良く過ごせ、誰にも居場所のある学校づくり

- 学級・学年・学校への帰属感が持て、学年を超えた一体感が生まれる
- 廊下も階段も、中庭や屋外も学校全体が学びの場となる
- 食事、トイレ、休憩、移動、収納など、学校生活を快適に送れる

##### 【共創】…地域とのつながりの中で学びが広がる学校づくり

- 地域の教育力を活かし、清瀬の自然、歴史、伝統文化を体験的に学べる
- 子供も大人も、地域のみんなが、いつでも出会い、学び合える
- 既存樹木を活かし、学校の歴史や地域の記憶を継承し、市役所通りの景観を高める

##### 【安全】…安全・安心な学校施設づくり

- 学校周辺に安全な通学路が整い、緑豊かな景観がある
- 建築、ICT、人の力を組み合わせ、利用しやすさと防犯機能を両立する
- 災害に強い構造・設備を備え、清瀬中学校と共に地域の避難所機能を果たす

##### 【環境】…脱炭素社会に貢献する学校施設づくり

- ゼロエネルギー化を目指し、環境負荷を低減するとともに環境教育の教材となる
- 木材を活用し、脱炭素化に貢献する
- 維持管理の仕組みをつくり、長く快適に使える

##### 【参画】…みんなでつくり、みんなで支える学校づくり

- 関係者の参画により、それぞれの夢と想いを込めてつくる
- 教育活動、安全、維持管理を地域の力で支える
- 自分たちの学校、地域のシンボルとして誇りが持てる

## 4章 計画条件等

本事業の計画条件を整理する。

### 4-1 法的条件

計画地の法的条件等を整理する。

#### ○住所等

- ・清瀬市中里五丁目 7 4 1

#### ○敷地面積

- ・小学校敷地 12,447.92 m<sup>2</sup> (将来の道路拡幅予定地を除く)
- ・中学校敷地 15,656.18 m<sup>2</sup> (将来の道路拡幅予定地を除く)

#### ○用途地域

##### [種類]

- ・第一種中高層住居専用地域
- ・第二種中高層住居専用地域 (南側道路端より 20m の範囲)

※北側隣地 第一種低層住居専用地域

##### [建蔽率・容積率]

- ・法定建蔽率：60%、法定容積率：200%

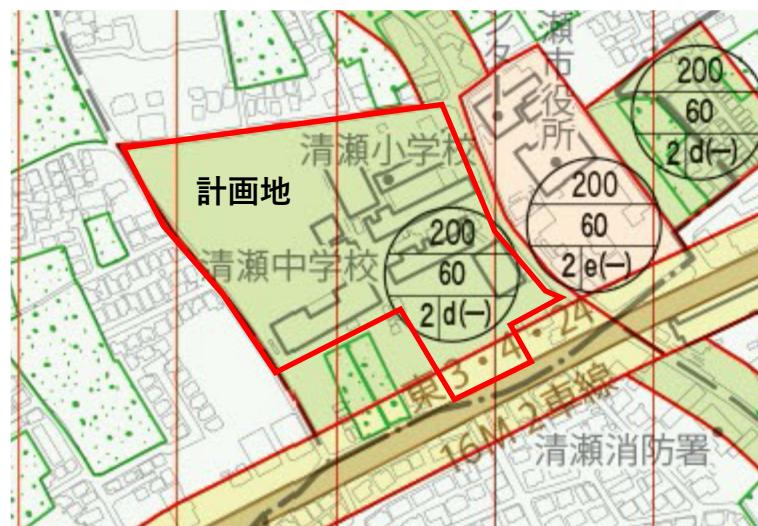


図.清瀬市都市計画

#### ○高度地区

- ・第一種中高層住居専用地域内
  - ・第二種高度地区
- ・第二種中高層住居専用地域内
  - ・12m 高度地区

○防火地域

- ・準防火地域

○その他の地域・地区

- ・特になし

○土砂災害特別警戒区域・警戒区域

- ・指定なし

○日影規制

- ・第一種中高層住居専用地域内

　　・算定地盤面 4m、5m を超える範囲：3 時間以上、10m を超える範囲：2 時間以上

- ・第二種中高層住居専用地域内

　　・規制対象外

※北側隣地 算定地盤面 1.5m、5m を超える範囲：4 時間以上、

　　10m を超える範囲：2.5 時間以上

○周辺道路

- ・東側：1級市道 0106 建築基準法第42条1項1号道路

　　\*道路拡張予定：道路幅員 12m

- ・西側：2級市道 0209 建築基準法第42条1項1号道路

- ・南側：1級市道 0102 建築基準法第42条1項1号道路

　　都市計画道路 東3・4・24号線（けやき通り）

- ・北側：2級市道 0210 建築基準法第42条1項1号道路

　　\*道路拡張予定：道路幅員 8.5m

○その他都市計画

- ・該当なし

○都市設備

- ・下水道：下水道処理区域

- ・電力：東京電力

- ・ガス：都市ガス

## 4－2 計画学校規模

児童数の推移の予測、適正規模・適正配置に関する基本方針を鑑み、通常の学級の計画学級数を、各学年4学級、全校24学級とする。

特別支援学級は、特別支援学級再編計画より、障害種別として情緒障害の特別支援学級が置かることになるが、年度によって児童数が変わること、将来的な受け入れ障害種別の変更可能性を考慮し、全校で6学級が設置できるように計画する。

### 4-3 補助基準面積

文部科学省が定める校舎・屋内運動場・給食施設の補助基準面積となる必要面積をもとに計画面積を設定する。通常の学級は24学級、特別支援学級は3学級に対する校舎および屋内運動場の必要面積は下表の通りである。特別支援学級の計画学級数は6学級としたが、児童数の実態等を踏まえて補助基準面積を算定するための学級数は3学級として示す。

また、配置計画・建て替え計画において、清瀬中学校の屋外運動場を改築する可能性を含めて検討することから、中学校の屋内運動場の必要面積をあわせて示す。

給食施設については、小学校と中学校が共同で使う調理場として整備の可能性を検討することから、小中それが単独校として整備する場合の補助基準面積を示す。

なお、国庫補助事業に関わる補助基準面積は、建設事業年度の学級数で定められるため、実際にはここで示す面積と異なる可能性がある。

#### ○校舎

項目		計算式	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
校舎	普通教室	24学級	5000+173×(N-18)	6,038 18学級以上
	特別支援学級	3学級	168×N	504
	小計	…①	6,542	
	多目的+少人数	①×0.18	1,178	18%加算
	温暖地			加算無し
	小計		7,720	
校舎必要面積合計			7,720	

※N:学級数を示す

#### ○屋内運動場（小学校）

項目	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
小学校屋内運動場	1,215	温暖地（16学級以上 特支含）
小学校屋内運動場必要面積合計		1,215

#### ○屋内運動場（中学校）

項目	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
中学校屋内運動場	1,138	温暖地（1～17学級 特支含）
中学校屋内運動場必要面積合計		1,138

#### ○給食調理室

##### ①清瀬小学校（児童数：676名（令和5年5月1日現在））

項目	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
調理場施設	319	児童数等：601～900人
炊飯給食施設	21	児童数等：601～900人
アレルギー対策室	6	児童数等：601～900人
清瀬小学校学校給食施設面積合計		346

##### ②清瀬中学校（生徒数：382名（令和5年5月1日現在））

項目	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
調理場施設	213	児童数等：201～400人
炊飯給食施設	14	児童数等：201～400人
アレルギー対策室	3	児童数等：201～400人
清瀬中学校学校給食施設面積合計		230

#### 4－4 留意事項

##### (1) 配置計画

本事業は清瀬小学校の施設整備であるが、清瀬中学校の校地と隣接し、かつ小学校の北側に中学校の校地が囲い込むように入り組んでいることから、現状の境界線を維持したまま計画することが困難である。そのため小学校と中学校の校地を一敷地とみなして計画することとする。

北側に位置するコミュニティハウスについても同様とする。

一敷地とするためにはそれぞれの施設が機能的に連携した計画とする必要がある。

街路整備計画として、東側の市役所通りと北側道路は校地側に拡幅し、歩道とバス停を設けることが決定している。

また中学校の施設を将来建て替える場合の配置の可能性も考慮しながら計画を立案することが求められる。

##### (2) プール

上位計画により、今後、水泳指導は民間施設を利用することからプールは整備しないこととされている。清瀬中学校においても同様であることから、現在のプール敷地は新校舎等の用地に充てて計画する。

##### (3) 建設スケジュール

令和11年4月に新校舎が開校できる建設スケジュールが想定されている。

## 5章 基本計画

学校づくりの目標を施設面で具体化した施設計画の目標を定める。そして事業に係る施設整備面積の目安として計画面積を設定し、その面積の具体的な使い方として所要室とその面積構成の考え方や各スペースの方針、テーマ別の計画課題をまとめて基本計画とする。

設計においては、これらの考え方をくみ取り、具体的なプランニングや技術面の検討を通して施設計画の目標を実現できる設計案をまとめることが求められる。

### 5-1 施設計画の目標

#### (1) 子どもたちと市民に開かれ、みんなに親しまれる施設

- ・子どもたちが毎日気持ちよく安全に通える周辺街路空間、アプローチ空間、児童玄関とする。
- ・来校者や学校施設の利用者をウエルカムで迎え入れる受付空間、交流ホールとする。
- ・周辺環境と調和し、ヒューマンスケールを大切にした校舎等の配置、構成、デザインとする。
- ・木材を積極的に活用し、子どもたちや市民を温かく包み込む親しみのある建築空間とする。

#### (2) のびのびと遊んだり、動いたり、発見したりできる屋外教育空間

- ・成長段階や体格、性別の異なる児童が安全に安心して遊び、運動できる校庭、遊び場とする。
- ・既存樹木を生かした理科の観察園を設け、生命を慈しむ体験活動ができるようにする。
- ・菜園を充実し、収穫した野菜を給食に使うなど体験を通じた食育活動ができるようにする。
- ・中学校の校庭と連携し、様々なスポーツに取り組めるようにする。

#### (3) すべての人にとって学びやすく使いやすい施設

- ・児童、障がい者、高齢者など、様々な利用者が心理的な負担を感じることなく居られて活動できるバリアフリーでインクルーシブな環境を整える。
- ・防犯対策について利用者同士で協議し、人的配慮を行い、物理的環境を整え、児童や教職員、市民が共に安心して使い過ごせるようにする。学校負担を増すことなく地域利用の利便性を高める。

#### (4) 対話的な学びを促進し、自律した主体的な人格が育つ教室空間

- ・教師等の協働に基づき、探求的な教育方法に取り組める柔軟な教室まわりの空間構成とする。また学級数の増減にも柔軟に対応できるようにする。
- ・デジタル技術を生かして遠隔地との双方向の協働が臨場感、没入感をもって展開できる環境を整える。

#### (5) 学校の中心となる開かれた図書館

- ・本に親しみ、インターネット情報も利用できる居心地のよい図書館とする。
- ・休日にも開かれ、子どもたちや保護者等の居場所となり、交流を生み出す図書館とする。

**(6) 充実した体験活動ができる実験・実習スペース・発表スペース**

- ・特別教室を充実し、特別教室でしか実現できない学びができる充実した特別教室とする。
- ・テラスやオープンスペースを組み合わせたり、他の特別教室や図書館、発表の場と関連付けたりして、特別教室単体では行えない教育活動を生み出せるようにする。
- ・教科等の魅力を引き出し、子どもたちを学びへ誘う環境づくりを行う。
- ・探求活動などにおける発表が充実して行いやすい場を用意する。
- ・地域と図書館・体育館・特別教室等の共用化を図ることで、施設の充実を図り、教育環境の質的向上を同時に実現する。

**(7) 協働性を高め、地域ぐるみで育てるチームづくりに寄与する管理諸室**

- ・座席配置に縛られず、能動的に打合せ、作業、教材研究、情報共有ができる、またリフレッシュもできる職員スペースを確保する。
- ・ICTを活用し、校務等が効率的に行える執務作業環境とする。
- ・心身の健康教育を推進する保健室・相談室をつくる。

**(8) 地域の文化的活動や社会教育活動に資する施設**

- ・清瀬小が培ってきた歴史文化資料を活かせる施設環境を整える。
- ・保護者・PTA、地域コーディネーター、ボランティアが学校と連携し活動を支援できる施設環境を整える。
- ・死角をなくし、学校の活動と地域の活動の様子が互いに良く見えるようにして、自然な交流が育まれるようにする。

**(9) 地域の安全・安心を生み出す学校施設**

- ・季節や時間帯に関わらず発生する災害の可能性を洗い出し、避難拠点として学校と市民の安全・安心を支える校舎を整備し有効利用する。
- ・主たる避難所となる体育館と校庭を中心として、避難所機能を高める付帯施設、インフラ設備を確保する。
- ・日常的に学校施設に訪れやすく利用しやすい施設とすることで、非常時の施設の使い方を多くの人と共有し、協力して避難所運営を行える地域の防災力の強化につなげる。

**(10) 環境に配慮し、持続可能な社会の形成に資する施設環境**

- ・市内の生産者と連携し、毎日の給食を通して食の大切さや命の尊さ、食文化を学べる給食施設とする。
- ・清瀬の自然と緑のネットワークを生かし、地域の温熱環境の維持や生物多様性の大切さを学べる施設環境をつくる。
- ・私たちが住み続けられる環境づくり、まちづくり、社会の形成を、施設の使い方の工夫と効果の検証を通して探求できる学校施設とする。

## 5-2 所要室・面積構成の考え方

### (1) 計画面積

5章で示した補助基準面積を参考として計画面積を次のように定める。

給食調理室については小中合同を想定し、小中それぞれ単独校として算定した補助基準面積の合計を目安に設定する。ただし国庫補助事業においては小中一体の単独校調理室とみなされる可能性があるため、その場合は補助基準面積の算定方法が変わる。

学童クラブについては  $1.65\text{ m}^2/\text{人}$  以上確保することが望ましいとされる放課後児童クラブのガイドラインを参考として各室面積の積み上げで設定する。

屋内体育施設（中学校）について、設計段階において継続して検討を進めることが望まれる。

○校舎	7,700 $\text{m}^2$
○屋内体育施設（小学校）	1,200 $\text{m}^2$
○屋内体育施設（中学校）	1,100 $\text{m}^2$
○給食調理室（小中合同）	600 $\text{m}^2$
○学童クラブ	700 $\text{m}^2$
○屋外トイレ・倉庫等	適宜

### (2) 所要室・面積構成案と考え方

校舎、体育館等の所要室・面積構成表と面積構成に関する所要室の考え方を示す。

#### ア.校舎

面積構成表を次頁に示す。廊下等の面積を全体の 25% とした場合、その合計面積が計画面積を超えているが、効率的な平面計画を行うなど設計の創意工夫で計画面積及び整備コストと釣り合うように検討することが求められる。

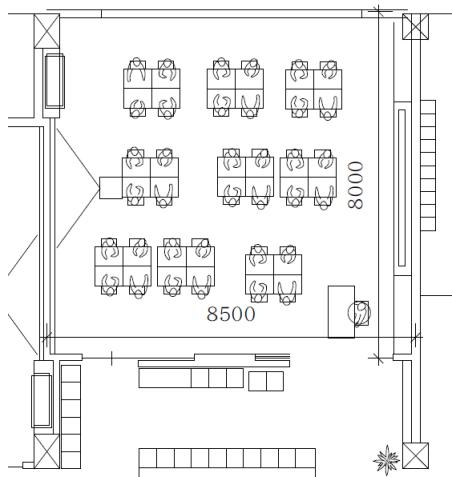
表.校舎

属性	室名	単位面積	室数	計	備考	既存面積 (m <sup>2</sup> )
教室等	教室	70	24	1,680		63m <sup>2</sup>
	児童ロッカー	15	24	360		
	小教室	40	6	240	習熟度別少人数授業	
	多目的スペース	100	6	600	学年毎	
	教材庫	20	3	60	2学年毎	
	児童更衣	20	6	120	男女別 2学年毎	
	児童トイレ・流し場	50	6	300	男女別、HWC	
	特別支援学級	300	1	300	トイレ等含む	30m <sup>2</sup> /室
	特別支援教室	100	1	100	巡回指導（通級）	30m <sup>2</sup> /室
図書館	学校図書館	240	1	240		169m <sup>2</sup>
特別活動	児童会	30	1	30	児童放送含む	
生活	児童玄関ホール	100	1	100		
	階段ホール	120	1	120	学年集会、発表活動の場	
特別教室	理科室	140	2	280	準備・メディア含む	110m <sup>2</sup> (準備含)
	図工室	180	1	180	準備・メディア含む	122m <sup>2</sup> (準備含)
	家庭科室	180	1	180	準備・メディア含む	122m <sup>2</sup> (準備含)
	音楽室	160	2	320	準備・楽器庫・練習室含む	112m <sup>2</sup> (準備含)
保健等	保健室・相談室	100	1	100	流し場等含む	96m <sup>2</sup>
管理諸室	校長室	30	1	30	応接	31m <sup>2</sup>
	職員スペース	200	1	200	40人×5m <sup>2</sup> /人	94m <sup>2</sup>
	事務スペース	30	1	30		32m <sup>2</sup>
	更衣・休憩	30	2	60	男女別、更衣個人ロッカー	63m <sup>2</sup>
	印刷	30	1	30		31m <sup>2</sup>
	教材作成	20	1	20		-
	用務作業・倉庫	40	1	40		32m <sup>2</sup>
	職員一般トイレ	40	1	40	男女別、HWC	
	職員一般玄関	30	1	30	受付	
地域連携	学校史ミュージアム	40	1	40	仮称	63m <sup>2</sup>
	地域交流ホール	40	1	40	地域玄関	
	PTA室	30	1	30		
	地域連携室	30	1	30	学校支援本部	(31m <sup>2</sup> )
室面積計				5,930 m <sup>2</sup>	75%	
廊下・配膳室・倉庫等				1,977 m <sup>2</sup>	25%	
合計				7,907 m <sup>2</sup>	100%	5,268m <sup>2</sup>

## ○教室・教室まわり

- ・4 クラス/学年の教室数を確保する。
- ・教室は現在 (63 m<sup>2</sup>) より余裕のある面積を確保する。参考までに策定委員会で視察した府中第八小学校の教室まわりの図を示す。
- ・児童の持ち物保管スペース（ロッカースペース）を教室と別に設ける。なおロッカーは可動が良いという策定委員の意見もあったが、その置き場所をスペースとして確保する。
- ・学年ごとに多目的スペース（オープンスペース）を確保する。
- ・東京都の習熟度別少人数指導に対応した小教室を学年ごとに設ける。
- ・学年ごとにトイレ、流し場を確保する。2学年で集約配置することも考えられる。

- 男女別の更衣室と教材庫は2学年ごとに用意する。



参考図.府中第八小学校（視察校）の教室寸法（68 m<sup>2</sup>）

#### ○特別支援学級

- 支援学級の教室を低中高学年ごとに2室確保する。
- 低中高学年ごとにカームダウンの場となる小部屋とトイレ、教材室を設ける。
- 全校で使えるプレイルームを設ける。低学年や巡回指導でも利用できるようにする。

#### ○特別支援教室（巡回指導）

- 個別指導を行う支援ルームを3室確保する。
- 教材室やトイレを設ける。

#### ○学校図書館・階段ホール

- 学校の中心として、現在の図書室より1.5倍程度の広さを確保する。
- 階段ホールは複数クラスや学年単位で発表活動ができる広さを確保する。

#### ○特別教室

##### 共通

- 各室面積には準備室と教科用のオープンスペース（メディアスペース）を含む。

##### 理科室

- 実験活動が行える部屋を2室確保する。

##### 図工室

- ゆとりを確保した1室の中で、図画や工作に適した場所を用意する。

##### 家庭科室

- ゆとりを確保した1室の中で、被服や調理に適した場所を用意する。

##### 音楽室

- 音楽活動の特性に応じて2室確保する。

## 5章 基本計画

- ・楽器庫や個別練習ができる練習室を設ける。

### ○保健室・相談室

- ・保健室と相談室を合わせて 100 m<sup>2</sup>程度の面積を想定する。

### ○管理諸室

- ・職員スペースは現在より 2 倍程度の面積を確保する。
- ・事務室は現在と同等の面積としたが、職員スペースと統合することも考えられる。
- ・印刷室とは別に教材作成室を設ける。

### ○地域連携諸室・郷土資料室

- ・地域コーディネーター（学校支援本部）の活動拠点となる地域連携室を確保する。
- ・地域玄関を交流ホールと位置付けて用意する。
- ・清瀬小学校の歴史資料や郷土資料を展示する学校史ミュージアム（仮称）を設ける。

## イ.体育館

基本構想・基本計画段階では全体配置の見直しと工事中の教育環境に配慮した建て替え計画から清瀬中学校の体育館についても改築する計画とした。この是非については次の段階の課題であるが、改築する場合はその室面積構成についても検討課題となる。ここに示す 2 案をたたき台として学校関係者との協議に基づき決定することが求められる。

### ①小学校体育館

廊下等の面積を全体の 10% と想定したが、平面計画等で創意工夫を行い、計画面積に応じた設計とすることが求められる。

表.小学校体育館

室名	単位面積	室数	計	備考	既存面積 (m <sup>2</sup> )
アリーナ	600	1	600	19m × 32m程度 (バスケ 15m × 28m 1面)	469m <sup>2</sup> (17.9 × 26.22)
ステージ	80	1	80		83m <sup>2</sup>
多目的室	80	1	80		-
プレイルーム	70	1	70	特別支援教育、低学年	
器具庫	70	1	70		-
プレイルーム器具庫	20	1	20		
更衣	30	2	60		
トイレ	40	1	40	男女別、バリアフリー対応	
備蓄庫	70	1	70	地域用 小中兼用	-
室面積計			1,090 m <sup>2</sup>	90%	
廊下等			121	10%	
合計			1,211 m <sup>2</sup>	100%	

### ○各室の考え方

- ・正規のバスケットボールコートが入るアリーナを確保する。
- ・軽運動や会議が可能な多目的室を設ける。
- ・低学年や特別支援の教育活動で利用できるプレイルームを設ける。
- ・2クラスが同時に利用できる更衣室を設ける。
- ・アリーナに体育器具があふれ出さないように器具庫を確保する。
- ・地域の避難所として備蓄倉庫を確保する。

### ②中学校体育館

中学校の関係者と協議を行っていないため、整備方針が定まり次第、保健体育や部活動の要望を確認の上、最終的に設定するものとする。いずれも日常的な教育活動における相互利用や大規模災害時の避難所機能の集約化などから小学校体育館との機能的連携を考慮し、ステージ分の面積をアリーナ等に充てる計画だが、今後の計画・設計段階で総合的な判断により機能的連携が図りにくい建物配置となる可能性がある。その場合は計画面積を踏まえて他のスペースの面積を調整し、ステージを設けることも考えられる。

表.面積構成 A 案 アリーナ充実タイプ

室名	単位面積	室数	計	備考	既存面積 (m <sup>2</sup> )
アリーナ	890	1	890	27m × 33m程度 (バスケ13m × 24m2面)	570m <sup>2</sup> (19.2 × 29.7)
ステージ	0	0	0	式典や集会は小学校アリーナで実施	106m <sup>2</sup>
器具庫	60	1	60		
更衣	30	2	60		
トイレ	40	1	40	男女別、バリアフリー対応	
室面積計			1,050 m <sup>2</sup>	90%	
廊下等			117	10%	
合計			1,167 m <sup>2</sup>	100%	

表.面積構成 B 案 武道場併設タイプ

室名	単位面積	室数	計	備考	既存面積 (m <sup>2</sup> )
アリーナ	680	1	680	22m × 31m程度 (バレー9m × 18m2面)	570m <sup>2</sup> (19.2 × 29.7)
ステージ	0	0	0	式典や集会は小学校アリーナで実施	106m <sup>2</sup>
武道場	200	1	200	集会、ダンス等も可	
器具庫（武道用）	20	1	20		
器具庫	60	1	60		
更衣	30	2	60		
トイレ	40	1	40		
室面積計			1,060 m <sup>2</sup>	90%	
廊下等			118	10%	
合計			1,178 m <sup>2</sup>	100%	

### ○各室の考え方

#### 共通

- 式典や行事は小学校体育館で行うことを想定し、ステージ分の面積をアリーナ等の運動スペースに充てる。

#### A案\_アリーナ充実タイプ

- ミニバスケットボールコートが2面確保できる大きなアリーナを確保する。

#### B案\_武道場併設タイプ

- バレーボールコートが2面確保できるアリーナとする。
- ダンス等もできる武道場を設ける。

### ウ.給食調理室

基本設計段階において、小中それぞれの献立のあり方や給食調理の運営体制などを協議し、作業環境を検証した上で必要に応じて計画面積を見直す。また校舎等の配置構成の検討過程で、中学校の教室へ給食の運搬が難しいと総合的に判断する場合は、中学校は既存施設を利用し、小学校単独の給食調理室を整備することも考えられる。

### エ.学童クラブ

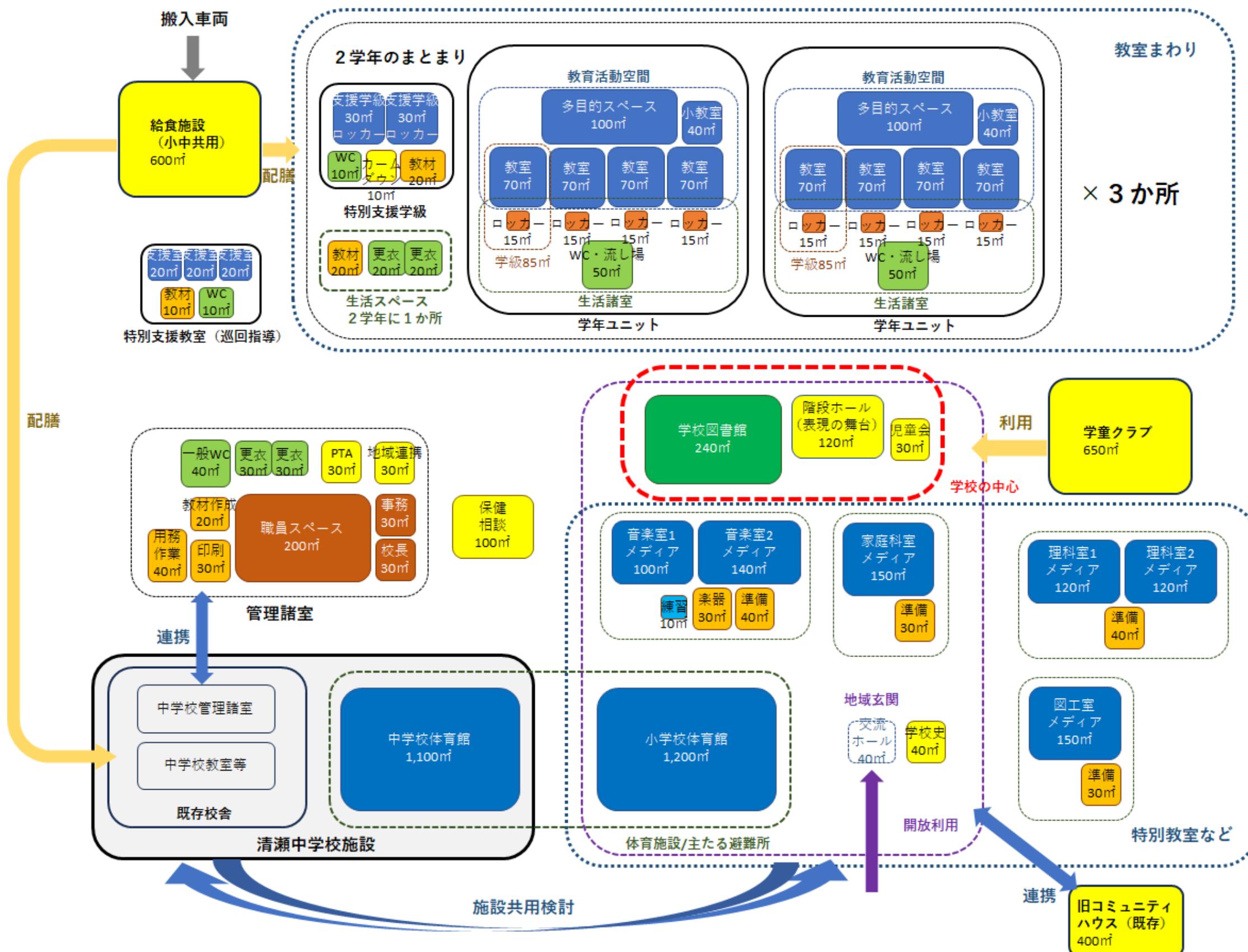
廊下等の面積を全体面積の20%程度と想定した。設計段階では現場の意見も確認し、落ち着いた居場所となる静養コーナーなどを平面計画の工夫によって設けることが望まれる。

### (3) 施設構成の考え方

- 学年のまとめりは低中高学年のまとめりを考慮して配置する。
- 低中高学年ごとに特別支援学級と更衣室、教材室を配置する。
- 学校図書館を「学校の中心」と位置付け、各室、各ゾーンから訪れやすいようにする。
- 管理諸室は全体を把握しやすく、中学校との連携も考慮して配置する。
- 体育施設と学校図書館、家庭科室等の特別教室は地域開放利用を想定したゾーニングを行う。
- 地域開放ゾーンに交流ホールや学校史ミュージアム（仮称）を配置する。
- 地域開放施設は学童クラブの利用やコミュニティハウスとの連携を考慮する。

## (4) 施設構成案 (ダイアグラム)

所要室の関係性を整理した施設構成案をダイアグラムとして示す。





### 5-3 各室・スペースの方針

#### (1) 教室まわり

児童は小学校6年間を通して心身ともに大きく成長する。発達段階に配慮した学習環境を学年ごとに用意することが求められる。更に児童の多様化への対応や教科授業の専門性を高める取り組み、教科横断的で協働的な探求活動の必要性も問われており、こうした今日的かつ将来的な教育的ニーズをどのように捉えて施設面で対応していくかということも課題である。

一方で公立学校は児童数が年度ごとに変化するため、一部の学年で4学級を超える可能性も想定するなど、学級数の増減に柔軟に対応することも求められる。

こうした計画課題に対して、従来型の教室の枠組みでは限界があることは自明であり、オープンスペース等を加えて教室まわりの充実を図ることが考えられるが、そこから一步進んで教室とオープンスペース等の学習スペースを同列かつ一体なものと捉え、教育活動に応じた部屋やコーナー、音が仕切れる小室、教材準備スペースなどによって学習環境を構成し、教室もその構成要素の一つとして捉える発想で計画することが求められる。また特別支援学級についてもその構成要素の一つと捉えることで、インクルーシブな学びの環境が整えられるだろう。

同時にトイレや流し場、更衣スペース、持ち物スペース、リフレッシュスペースといった生活空間を丁寧に扱い、心地良く使える場として教室まわりの構成に加えることや、温熱環境や空気環境、音環境、光環境などの快適性を高めることが快適に学び育つ環境を整えることにつながる。

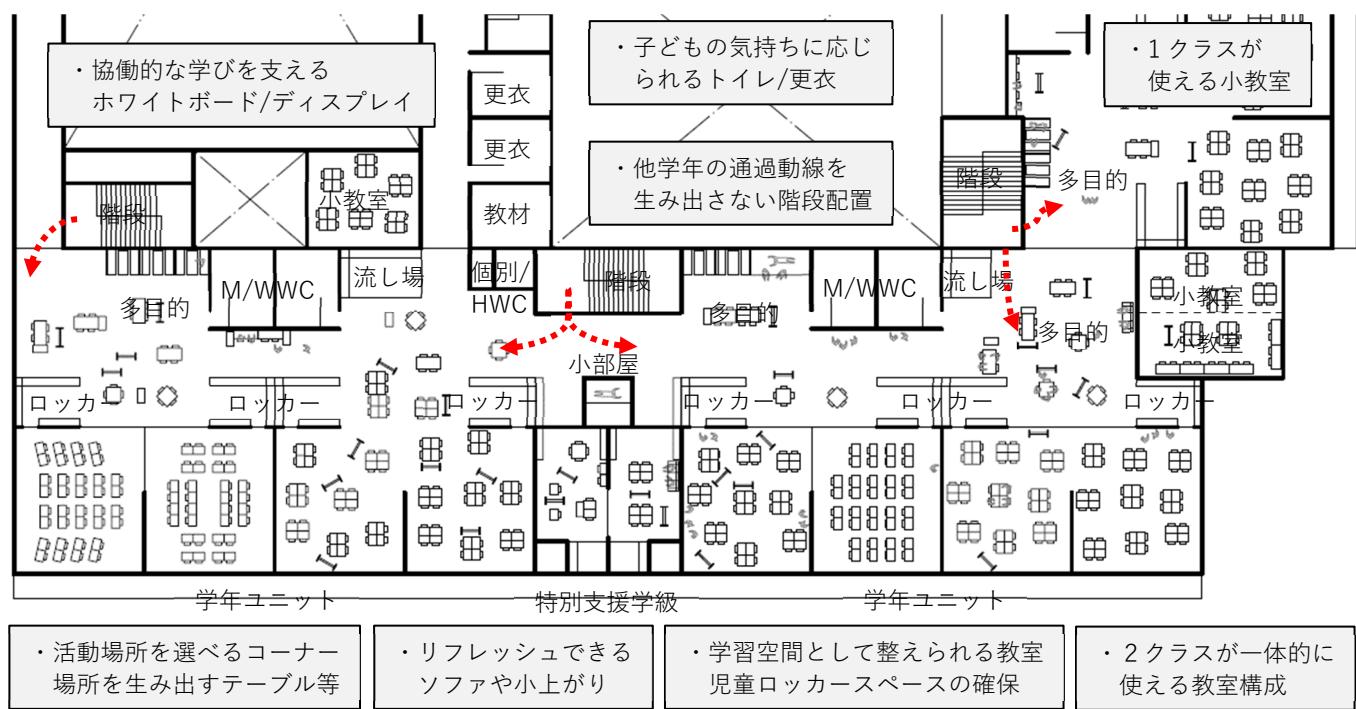


図.教室まわりの構成例

設計においては、発達段階をふまえて低中高学年ごとにどのように特色を持たせるかというこ

とを児童の体格や心理的な配慮を十分に考えながら柔軟な発想で具体的に検討することが求められる。



学級を超えた協働的な学びの場となるオープンスペースの事例

写真©Blue Hours

### ○特別支援学級について

清瀬市の再編計画によれば、本校の特別支援学級は情緒学級が開設される予定である。児童の実態に即した合理的配慮が行える環境づくりが求められる。計画案では低中高学年ごとに2クラス規模の特別支援学級スペースを配置することで、その都度の児童の実態や人数の増減に応じられるようにするとともに、通常学級との連携が行いやすいようにすること、心身の発達段階に応じた設えとすること、学年進行により成長が実感できるようにすることを考慮した。

また特別支援学級に在籍する児童全員が集まり交流活動ができるプレイルームを各学年から行き来しやすい位置に設けることとしている。大きな遊具を収納できる場所を設けることがフレキシブルな利用を生み出す。

設計においては、出入口をポーチ状にするなど安全対策の計画的工夫や、音や光、視覚的な刺激に対して家具等も含めて一層の配慮を行うことが求められる。

具体的には、次に示す行為や活動に応じた構成要素を検討して教室づくりを行うことが考えられる。またそれぞれに対応した什器備品、家具を用意することが求められる。

### 構成要素

- ・集中して取り組める個別学習コーナー
- ・2クラス合同も可能な協働学習スペース
- ・学びの手順が分かる学習材コーナー
- ・体格差に配慮し、身だしなみを整えられる流し場
- ・天候に関わらず活動できるテラス・バルコニー
- ・音が仕切れて自ら落ち着けるクールダウンルーム、スヌーズレンルーム

- ・児童生徒の持ち物や学習材を整理整頓できる収納場所/教材庫
- ・家庭と同様の個別トイレ、バリアフリー対応トイレ
- など

#### ○特別支援教室について

基本的に個別指導となるため、それに適した小部屋を複数設けることとしているが、あたたかみのある空間とし、ソファを置いたりしてリラックスできるように工夫することが求められる。支援担当教員が教材を準備できる部屋を用意する。教室を職員室の近くに配置することで、学級担任や学年担当の教員が児童の様子を把握し支援担当教員と連携しやすくすることが考えられる。

#### （2）学校図書館・階段ホール

情報ネットワークが発達し、タブレットやスマートフォンをみんなが持ち日常的に扱う今日的な学びの環境を踏まえ、学校図書館の役割を捉え直すことが求められる。貸出機能や読書の場、自学の場といった従来の枠組みにとらわれず、学年を超えて協働的な学びに取り組める場、充実できる場、更には学校の枠を超えて地域社会や世界と協働的に探究する場、交流拠点として位置付けられる。

発表の場となる階段ホールを組み合わせることでこうした取り組みを更に発展できる環境を整えることが考えられる。また理科や図工などの特別教室と関連付けた配置とすることで実習や体験的な教育活動と連携した活動を生み出す環境を整えることも考えられる。

学校図書館が良い場所になれば地域住民にとっても利便性が高まる。特に地域の子育て支援の場として積極的に生かせる可能性がある。



地域住民も日常的に利用できる学校図書館の事例

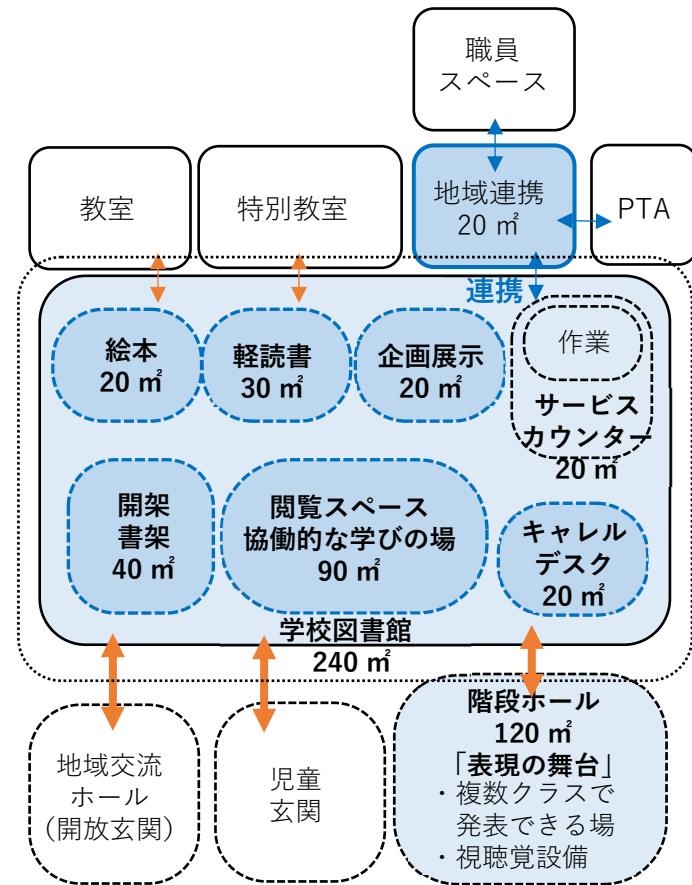


図.学校図書館の構成要素（案）と他の施設との関係（ダイアグラム）

上に学校図書館の構成要素（案）を面積の目安とともに示す。設計ではこれをたたき台として本校の中心となる魅力ある学校図書館のデザインを行うものとする。

また同時に学校図書館の運営方法を開放利用時の運営の担い手と合わせて検討することが求められる。



### 発表の場となる階段ホールの事例

### (3) 特別教室

特別教室は教室では行えない実習や実験に取り組める活動の場である。ここに来れば存分に体験活動ができる活動スペースとする。室内で活動を完結せず、テラスやオープンスペースを組み合わせることで活動の幅を広げることが考えられる。設計では柔軟な発想で教科の魅力を引き出し体感できる施設環境を整える。

また他の特別教室や学校図書館と関連付けることで教科の枠を超えた学びを展開できるようにすることも考えられる。

#### ○理科

本計画では理科室を2室確保するとしたが、2室それぞれ積極的に設えを変えて、それぞれを特色のある理科スペースとすることが考えられる。

また1室は理科のみの部屋ではなく、先進的なデジタル機器も活用できる他教科でも利用できる場、合科的な活動の場として整備することも考えられる。そのような構成とする場合、例えば図工室等の他の特別教室と積極的に関連付けて設けることも考えられる。

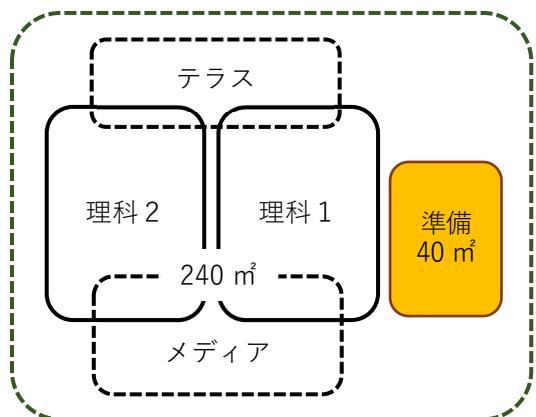


図.理科室の構成案（ダイアグラム）



実験材料が整い、理科の世界に没入できる理科室の事例



理科の関連資料が何時でも手に取れるメディアスペースの事例



理科室の前に自然観察ができる理科テラスを設けた事例

### ○図工

創作活動の意欲が湧く作業スペース、ものづくりの場として環境を整える。汚れを気にせず、活動に没頭できるような環境づくりを目指すことが求められる。ものづくりに使える材料、道具を揃え、何時でも児童が使える環境を用意することが考えられる。

ワンルームの中で図画と工作に適した場所をそれぞれ用意したり、良い作品を日常的に鑑賞できるギャラリーを用意したりすることも考えられる。

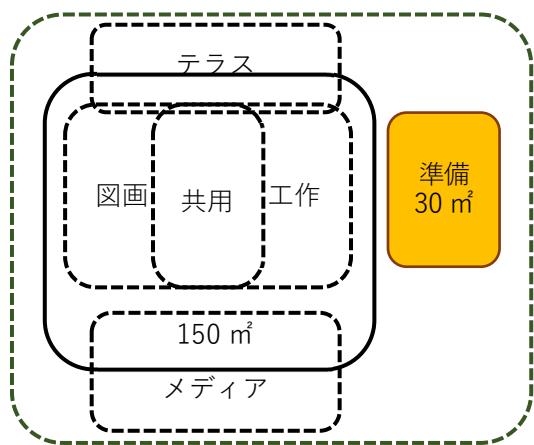


図.図工室の構成案（ダイアグラム）



創作の場としての雰囲気を作り、活動に応じた環境を用意した事例



作品がディスプレイされたメディアスペースの例



アトリエ（図工室）と一体的に利用できる創作テラスの事例

### ○家庭科

授業時数は少ないが衣食住の生活や家族と地域社会、消費生活など家庭科の内容は多岐に亘る。例えば衣食住に関する実習である調理や被服の活動でも作業環境や扱う教材が大きく異なる。利用頻度の少なさと多様な活動内容の両方に対応する必要がある。基本計画ではゆとりあるワンルームに調理と被服に適した場所をそれぞれ用意することとした。

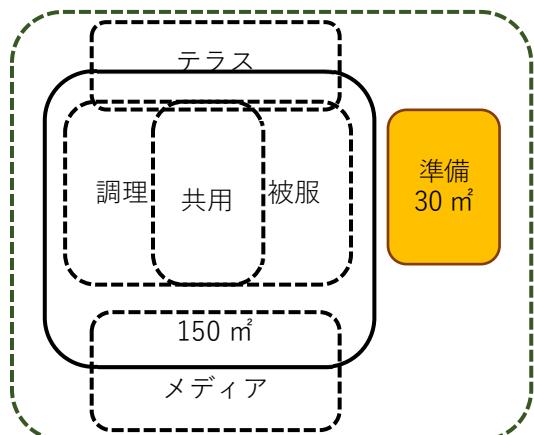


図.家庭科室の構成案（ダイアグラム）

私たちの衣食住の文化を体験的に学ぶ場として捉え、キッチンとダイニングスペースを組み合わせた設えとしたり、伝統的な住文化を学ぶ場として和室を用意したりすることも考えられる。食物や水を扱う場所であるため、衛生面に配慮して通風を確保し明るい環境とすることが求められる。



固定シンク・コンロ台と可動の作業テーブルを組み合わせた事例



キッチンコーナーとダイニングスペースを組み合わせた事例

## ○音楽

鑑賞や表現活動を通して豊かな情操を培う場にふさわしい空間性と音場環境を備えた音楽室とする。基本計画では2室用意するとしたが、それぞれ性格を分けて整備することで、多様な音楽活動に適した環境を用意することが考えられる。

また集中して個人練習やパート練習が行いやすい場所を用意することも検討する。

大きさや形の異なる様々な楽器を整理して収納しやすく、かつ出し入れしやすい環境とする。

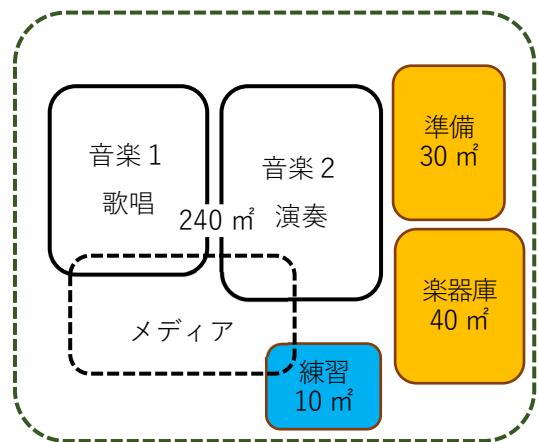
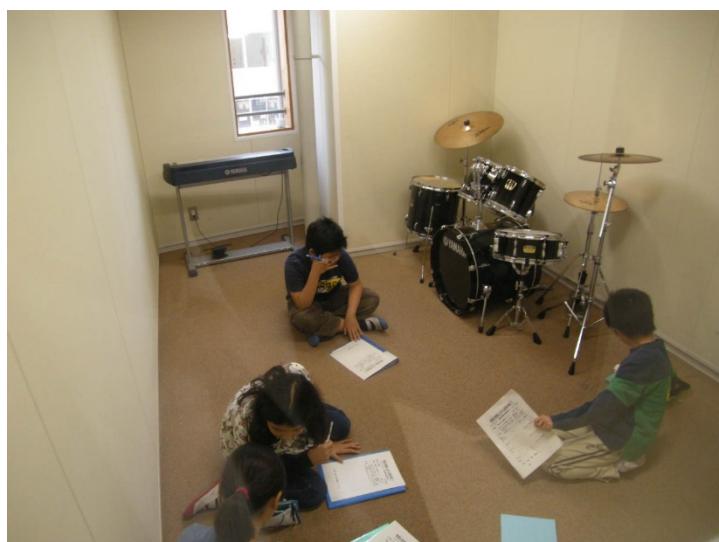


図.音楽室の構成案（ダイアグラム）



気積が確保された音の響きが良い音楽室の事例



個人レッスンやパート練習ができる練習スタジオの事例

#### (4) 体育館

建て替え手順を含めて総合的に検討した結果、配置計画案は全て中学校の体育館を建て替える計画とした。中学校の体育館を建て替えることが市の方針となれば、設計初期において本報告書の所要室・面積構成案をたたき台として中学校と協議し決定することが求められる。

また小学校体育館との位置関係に応じて体育器具等の共用を図ることも考えられるため、2つの体育館の相互利用を考慮した施設構成を設計の過程で検討する必要がある。体育授業や行事・式典だけではなく、避難所としての使い勝手と合わせて検討することが求められる。

次に計画・設計の留意点を示す。

##### ○所要室・面積構成

保健体育の準備スペースを設け、計測器具等の備品を保管することを検討する。配置計画によつては小中兼用とすることも考えられる。

##### ○天井高さ

基本計画では天井高さを設定していない。設計において競技種目などの内的要求と隣地への日影対応や圧迫感の軽減といった外的 requirement を総合的に検討し決定するものとする。

##### ○流し場

アリーナのそばには流し場を設ける。ただし床が濡れることを考慮し動線に直接面した場所には設けないようにすることが求められる。

##### ○温熱環境

空気調和設備による冷暖房を導入する際は競技に対して気流の影響を考慮する。また断熱性と気密性を高め、冷暖房負荷を軽減するとともに良好な温熱環境を確保する。同時に中間期は自然通風により温熱環境が維持できるように通風経路を確保することが求められる。高所に開口部を設けて重力換気ができるようにして、ナイトページにより日中に溜まった暖気を外気と入れ替えられるようにすることも検討する。

##### ○光環境

直射日光を避け、競技中にまぶしさを感じないように窓面のデザインを工夫する。床面の照り返しにも留意する。

#### (5) 保健室・相談室

心身の健康教育の拠点として位置付け、掲示・展示スペースを室内外に用意し、健康維持・増進に関する情報発信ができるようにする。

児童が訪れやすく管理諸室とも連携が図りやすい場所に配置し、養護教諭による個別の対応やスクールカウンセラーとの連携を考慮して相談室を用意する。

また応急処置や救急搬送、定期健康診断などがスムーズに行える内部外部の動線計画と水廻り等の環境整備を行う。

衛生面の配慮は言うまでもなく、適所に木材を使ったり室内外のカラーコーディネートを行ったりして、児童をあたたかく迎えられる空間デザインとすることが求められる。

## (6) 管理諸室

職員スペースは学校運営の中核であるが、教職員の執務スペースとなるだけではなく、さまざまな関係者、学校の支援者が滞在し教職員と協働する場となる。現在の職員室もこうした場所になりつつあるが、その分手狭となり日常業務も行いにくい環境にある。新校の計画ではこうした状況を踏まえて面積を拡充する計画としている。設計ではその面積の具体的な使い方を検討する必要がある。

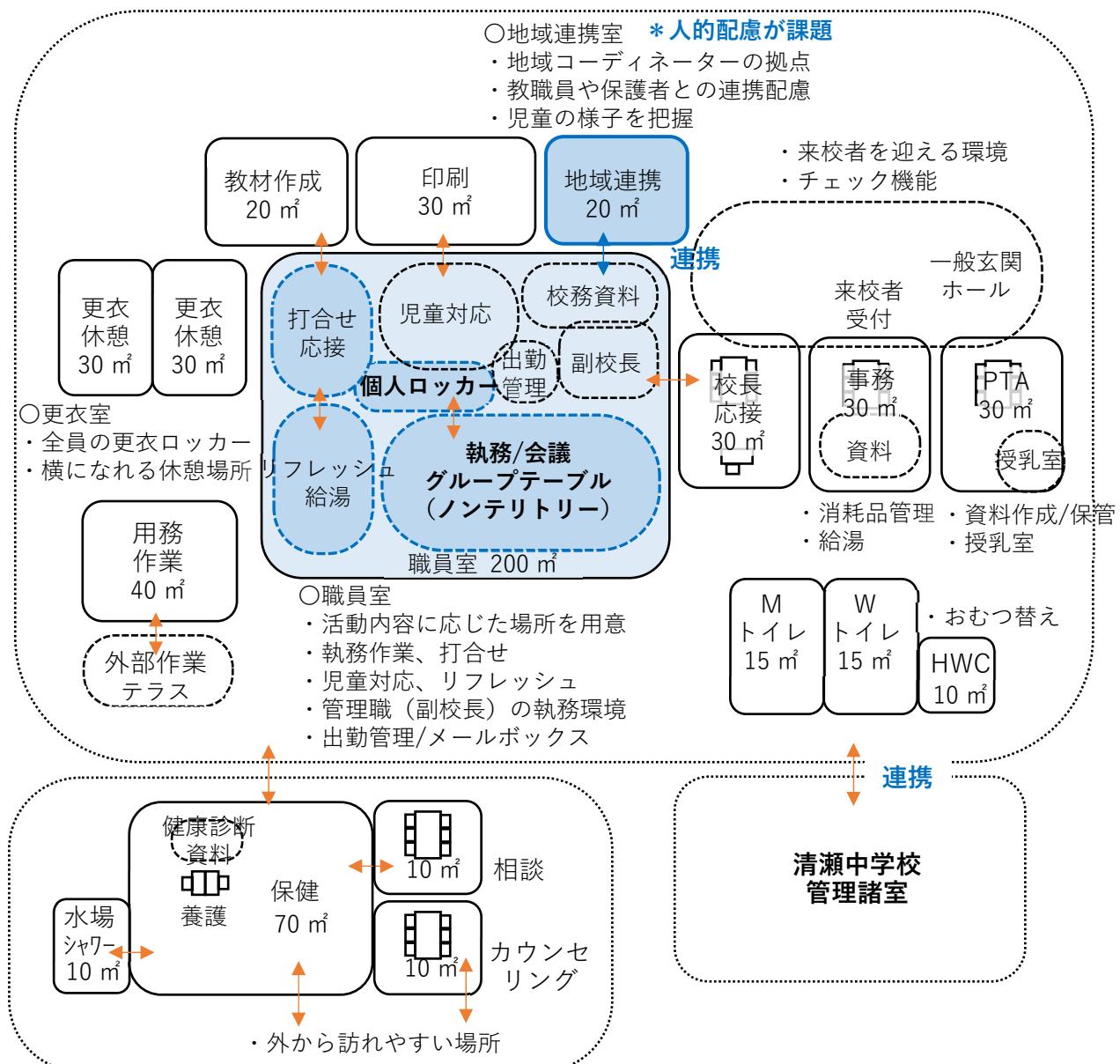


図. 管理諸室の構成案 (ダイアグラム)

執務環境については、教職員等の協議を通して、従来型の固定席ではなく、ノンテリトリーとして執務の場所を個人やチームで選択できるようにするとともに、校務分掌等の打合せや職員会議の場としてもフレキシブルに利用できる環境が求められた。執務スペースをノンテリトリーと

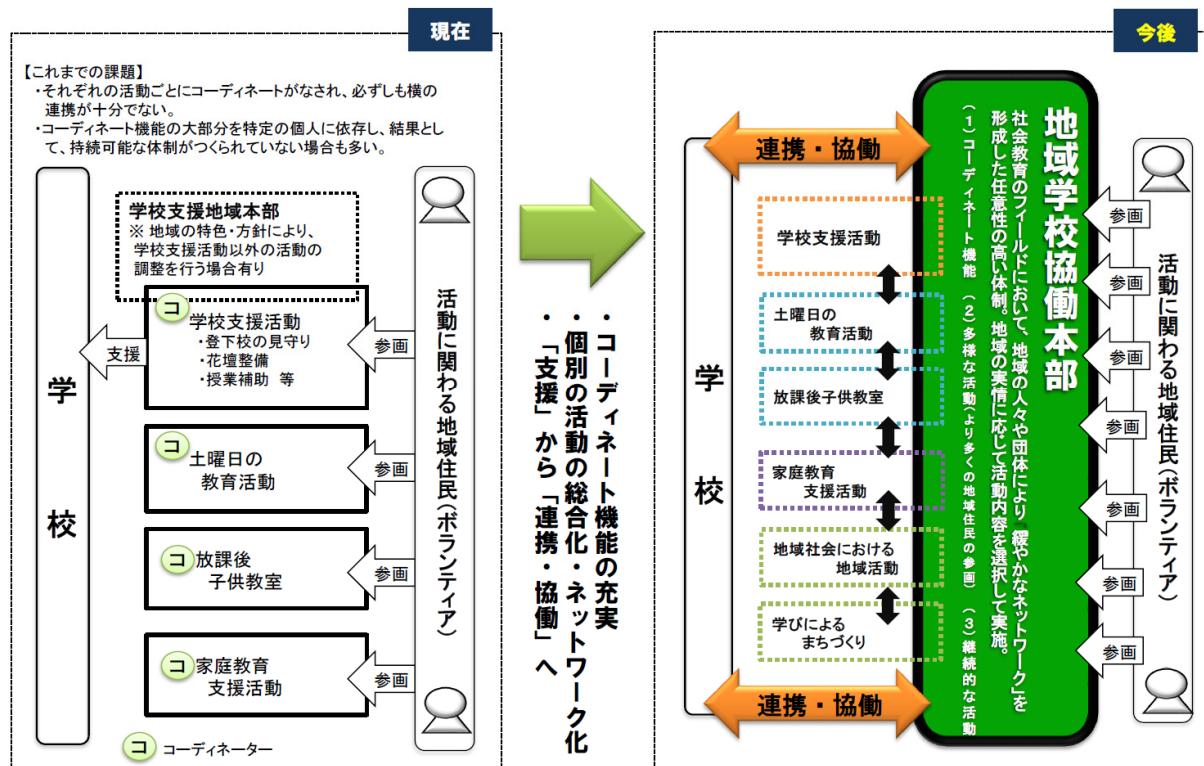
してシェアするために個人が管理している資料保管庫を用意する必要がある。ただし現在の校務システムは校務系端末利用を固定席に限定しているため、こうしたシステムの柔軟性を高めることを合わせて検討する必要がある。

一方で副校長や主幹教諭、教務主任等の職員室を主たる活動拠点とする教員は固定席とし、管理している資料棚をそばに設けることも考えられる。教職員との打合せや相談、対外的な対応も多いため、打合せスペースと関連付けて配置することも考えられる。また職員室は教職員のリフレッシュスペース、インフォーマルな交流スペースと捉え、居心地の良さを重視したデザインとすることを検討する。

教職員から教材作成スペースは打合せスペースと連携した使い方ができるとよいという意見が挙がっている。教材研究を協働的に行える環境づくりが求められている。

所要室・面積構成では職員室とは別に事務室の面積を確保している。職員室と一体的に整備することも考えられるが、清瀬市では共同事務室による運営を行っており、清瀬小学校と清瀬中学校は共に清瀬第三中学校の共同事務室と連携している。給与、各種手当、福利厚生、住民税等は共同事務室で行っていることをふまえて事務室の役割と施設環境を検討する必要がある。来校者の受付は事務室で対応しているため、来校者を迎える環境づくりを事務スペースの計画課題としてデザインすることが求められる。

学校支援コーディネーターや地域学校協働活動の拠点となる地域連携室は教職員や保護者(PTA)との連携を考慮し、児童の様子も日常的に把握しやすい場所とすることが求められる。地域の支援者と協働しやすい環境を整える。また改築を契機として個人で用意している情報端末等も支給し、負担を軽減することも検討課題とする。



図「今後の地域における学校との協働体制」(出典: 学校と地域でつくる学びの未来ホームページ)

文部科学省は、子供の成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進している。

そのためには、地域が学校・子供たちを応援・支援する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動の充実に向けて、取組を推進していくことが重要とし、コーディネート機能の強化、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施を目指して、学校支援地域本部等から地域学校協働本部へと発展させていくことが期待されるとしている。本事業においても、現在の支援活動を基盤として、地域と学校の連携・協働活動を高める契機とすることが考えられる。

学校支援コーディネーターが清瀬小と清瀬中で同一であることも考慮し、中学校の教職員と一緒に連携が図りやすい環境整備が求められるが、中学校の管理諸室の位置を変えることは難しいため、まずは屋内で行き来できる環境を整備することが求められる。特別教室等を既存の中学校の特別教室と連携しやすい配置とすることで、教科等の授業を通して連携を高めることも考えられる。

## (7) 学校史ミュージアム

歴史ある清瀬小学校には学校史の資料や農作業などの郷土関連の資料が豊富にある。学校博物館として場所を整えてこれらの資料を児童の目に届きやすいようにしたい。

地域開放利用の場所に用意することで高齢者に解説してもらったり、実際に使ってみたりすることができる環境を用意することも考えられる。常設展示とすると見慣れてしまうため、専用の倉庫を用意して単元に合わせて展示を企画できるようにすることも検討する。



昔の道具の展示空間と地域住民による道具の使い方ワークショップの事例

## (8) 給食施設

清瀬市の給食は、調理済み加工食品、いわゆる冷凍食品と呼ばれるできあいの物は使用せず、手作りを基本とし、野菜の旬に合わせて清瀬市で収穫されて地場野菜を使用すること、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できるよう適温給食を目指してきた。

## 5章 基本計画

今後もこの事を堅持し、子供たちに給食を通して食の大切さを伝えていく必要がある。休憩スペースを含む調理員の業務環境を改善し、食の安全性を確保して給食の品質を保ち、かつ食育活動が充実できる給食施設とする。次に整備方針を示す。

### ○整備方針

- ・安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食が毎日提供できる施設
- ・食物アレルギーなど一人一人のニーズに応じた合理的配慮が行える施設
- ・提供食数に応じた効率的な施設整備と運営ができる施設
- ・再生可能エネルギーの積極的採用や高効率の設備機器の導入など環境に配慮した施設
- ・地産地消を推進し、食育活動に資する施設（農家からの直送に備えて下処理室を充実する、外から調理の様子が見える給食室、給食の献立を児童に効果的に伝える工夫など）
- ・備蓄庫も含め、災害時の炊き出しで給食室が使用できる動線が可能な施設または施設内配備

設計にあたっては、次の課題を検討する。実際に調理を行う立場の方々と打ち合わせを密に行い、プランニングや仕様等を決めることが望まれる。

### ○調理環境

- ・時間内に大量調理を行える調理設備と作業環境
- ・食材搬入から下処理、調理までの作業部屋が区切られており、作業動線がワンウェイとなるような施設計画
- ・衛生管理基準に従い、汚染・非汚染区域が明確に区分された施設計画
- ・アレルギー対応食の調理のための設備とスペース
- ・小学校と中学校で別献立とする場合も対応できる調理設備
- ・衛生面に配慮した熱風保管庫等、食数に応じた調理設備

### ○管理等機能

- ・適正な事務作業に必要となる場所と設え
- ・適切な衛生管理を実現する設備等

### ○食育推進のための機能

- ・子供たちが食育に触れられる掲示や話し合いができる空間、設備等

### ○大規模災害時の避難所利用

- ・ライフラインが途絶えた際も炊き出しができる応急的設備等

### ○提供食数に応じた施設整備

- ・将来の児童生徒数の変動を見据えた施設整備と安全性・効率性・経済性を考慮した最適な施設設備

### ○その他の留意事項

- ・食材等の搬出入車両動線と登下校時の児童生徒の動線がクロスする場所や駐停車スペースの安全性に配慮する。
- ・給食施設を小中で兼用する場合は、児童生徒それぞれに必要な栄養価を保つことができる献立の工夫を行えるようにする。

## (9) 屋外教育環境

小学校の教育活動において屋外の教育環境整備が大切な課題であることは言うまでもない。現校舎の中庭には樹木が育ち、菜園等が整備されており、身近に自然が感じられるようになっている。設計では、既存樹木等の現在の環境を生かしつつ、校庭、遊具、菜園、観察園、飼育小屋、屋外用倉庫やトイレなどの構成要素について教育的 requirement を適宜確認しながら、清瀬市の特長である緑と生物が身近に感じられる環境づくりを行うことが求められる。

基本計画では 150m トランクが敷けることを校庭の広さの目安としたが、そこまでのトランクの長さは必要ないという教職員の意見もある。運動会等の行事も踏まえて検討する課題であるが、校庭の広さはテニスコートの配置などにも関わるため総合的に検討することが求められる。

現在、校庭の一部を芝生化しているが、校庭を整備する際はその利点と課題を踏まえて全面芝生化することも検討課題とする。市内では芝山小学校他数校が校庭を全面芝生化しているが、教職員からケガが減るなどの利点も挙がっているため、同校の評価も踏まえて検討する。

屋外教育環境を適切に維持管理するためには水道を適所に確保する必要がある。現在の校庭においても水道が不足していることが課題とされている。適切な浄水設備が必要となるが、雨水利用の可能性を含めて検討する。



教室前に作業テラスを設けた事例

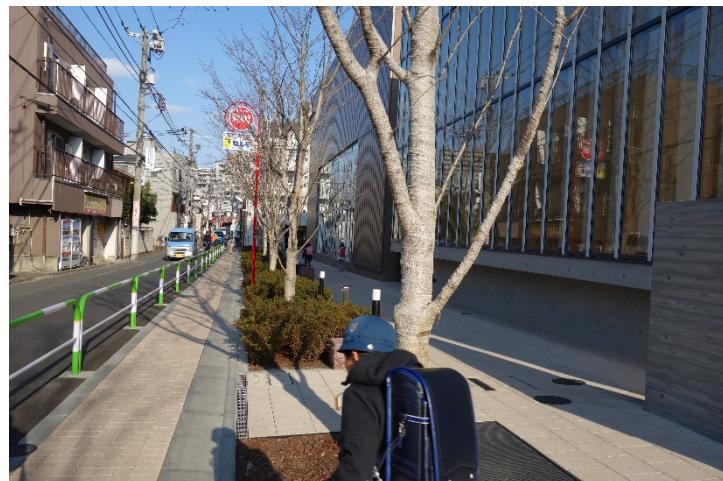


屋上に菜園を設けた事例

### (10) 周辺環境

本事業に合わせて行われる周辺道路整備は校舎等の施設環境整備と一体的に行う必要がある。市役所通りやけやき通り、北側道路などの歩道と街灯の整備で通学環境の安全性を向上するとともに、学校と地域をつなげる広場を設けるなど、地域コミュニティの拠点となる空間デザインを周辺環境においても行う。良好な景観の形成に寄与することが求められる。

また市役所通りに街路樹等を整備することで、けやき通りや柳瀬川通りとみどりでつなぎ、みどりのネットワーク化を進めるなど、都市計画・地区計画の視点を持って整備することで、清瀬市の交流拠点の魅力を更に高めていくことが求められる。



校舎等をセットバックし、より安全に通過できる歩道を設けた事例

## 5-4 学校施設の地域開放と安全対策

新しい学校施設は公共施設として積極的に地域開放を図りたい。地域開放は地域と学校の連携を高めるきっかけになり得る。従来の体育施設の開放利用から一歩進んで学校図書館や特別教室等の地域開放を進めることや、散歩の途中で休憩できる場所など特に目的がなくても過ごせる地域ラウンジスペースを用意することも考えられる。市役所通りを挟んで清瀬市の子育て支援拠点であるしあわせ未来センターがあるが、市民ワークショップに参加した保護者から、学校生活に不安がある子どもを連れてセンターを訪れた際に、本校を訪れて学校の雰囲気を感じられる居場所がほしいという意見が挙がっている。この場所に立つ学校だからこそ実現できること、清瀬市のフラグシップ校だからこそ取り組むべきことがある。

一方で、こうした学校施設を作るためにも安全対策に万全を期すことが求められる。ここではその方策についてまとめる。

### (1) 清瀬市における学校施設の地域開放に関するこれまでの考え方

現在の清瀬市における学校施設の地域開放に関する規則と今後の方針を示す。

#### ○清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則

- ・学校施設のスポーツ開放は、市内在住、在勤、在学するもので10名以上の団体とし、団体に利用責任者として成人が含まれていることとする  
(団体は登録団体 登録窓口：教育委員会生涯学習スポーツ課)
- ・遊び場開放は、幼児（保護者の付き添いがあるもの）及び児童を対象
- ・体育館の鍵を団体に貸出して運用（附番して持ち主を管理）

#### ○清瀬市適正規模・適正配置に関する基本方針等

- ・コミュニティ・スクールのように学校に集う多様な専門性を持つ方々と協働し、「地域と共にある学校づくり」を進める
- ・コミュニティエリア（学童クラブ・学校図書館等）は教育エリアとは動線を分ける  
教育エリアは、コミュニティエリアと併用できる施設は共同利用も想定  
共同エリア（体育館・グラウンド等）は、学校と地域が棲み分けながら共同利用を想定

### (2) 地域開放・安全対策の考え方

地域開放と防犯・安全対策の両立を図るための施設計画の考え方を整理する。

#### ○地域の開放利用範囲を明確にする

- ・地域開放ゾーンとして、体育館と家庭科室、音楽室を地域開放施設と位置付ける
- ・特別教室は将来的な開放利用も視野に入れた配置が行えるようにする
- ・開放ゾーンと非開放ゾーンは、区画用の扉を設け、開放時の移動を制御する

○開放時の安全性を確保する

- ・地域開放時の利用者のチェックなど管理運用が行いやすい位置に地域連携室を設ける
- ・複数の避難経路を確保し、災害時や緊急時等に利用者が円滑に避難できるようにする

○開放時の運用・セキュリティ管理を明確にする

- ・学校使用時間帯外の利用を考慮した施設管理・運用の仕組みを積極的に取り入れ、利用者及び教職員の負担が軽減する

○死角をなくし、視認性を確保する

- ・校舎内及び周辺道路から、校内の様子が分かるよう視認性の高い囲障デザインとする
- ・やむを得ず死角となりそうな箇所には防犯カメラを設け、抑止効果を高める
- ・校内だけでなく清瀬中からの視認性を確保する

○地域や清瀬中学校と連携が図りやすい環境をつくる

- ・地域の居場所となる場所を確保し、地域と共に安全・安心を支える
- ・隣接する清瀬中と双方の利用状況等など、相互が連携・把握しやすい施設配置とする

○安全に登下校できるアプローチ環境を用意する

- ・歩車分離を明確にし、児童が登下校できるようにする
- ・出入口には門扉を設け遠隔で施錠管理し、来校者管理ができるようにする
- ・体格差の異なる児童生徒の安全性を確保できるようなアプローチとする

(3) 今後の検討課題

- ・学校教育活動に支障のない地域開放施設の管理・運用の仕組みづくりを行う。
- ・鍵の施錠・開錠の電子化や、遠隔制御システムの導入などによる開放管理の省力化を図る。
- ・インターネットなどのデジタル技術を活用した施設予約の簡素化と予約状況の可視化などによる利便性の向上を図る。
- ・地域開放をきっかけとして、地域住民や各団体と学校の協働体制の強化を図る。

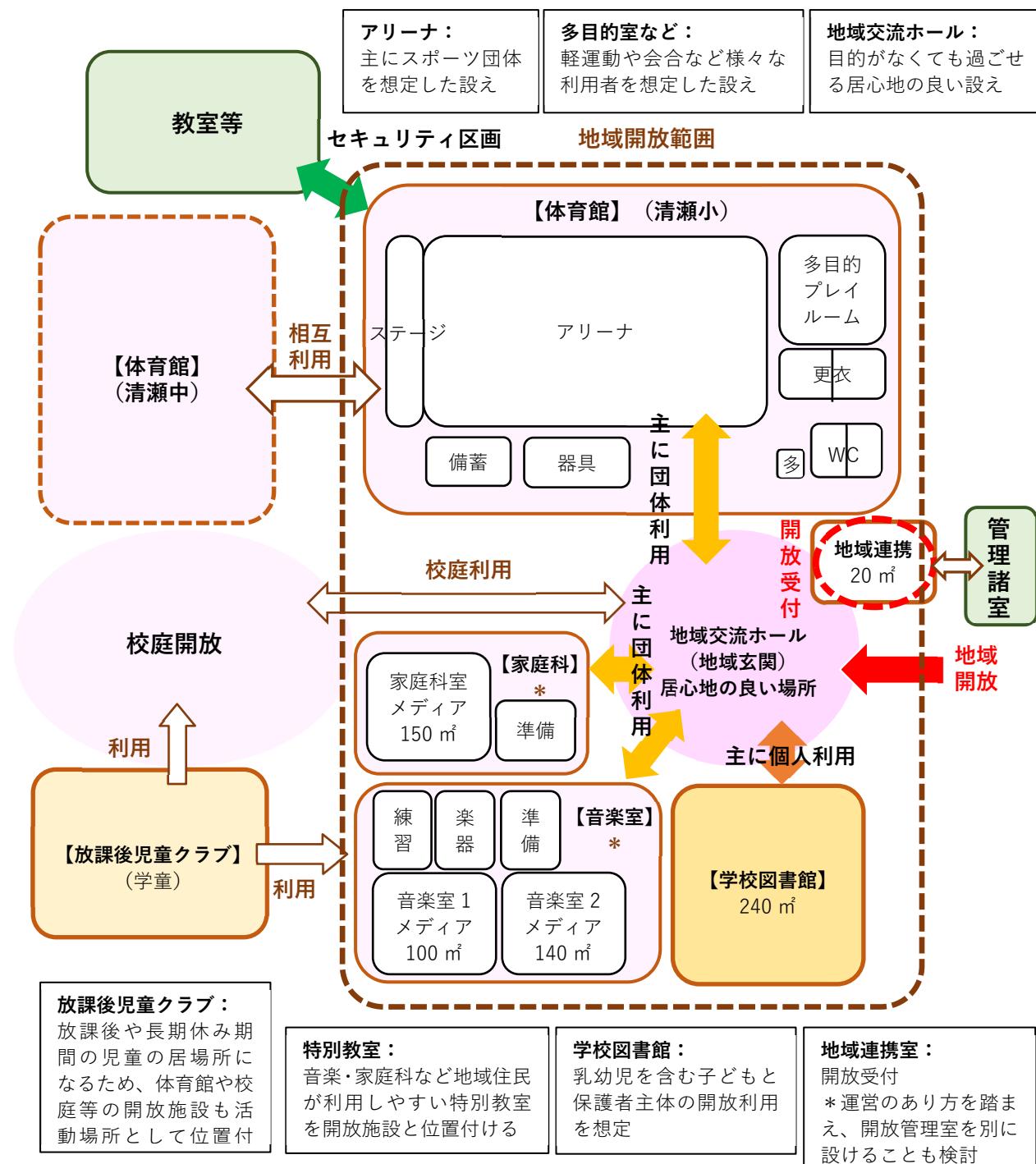


図.地域開放施設の考え方（案）ダイアグラム

## 5－5 大規模災害時の避難所利用

災害時における新しい学校施設の役割は第一に児童と教職員の生命を守り、安全に過ごせる場所を保証することである。そして指定避難所としての役割を担い、地域の安全を支えることである。清瀬小と清瀬中はともに指定避難所になっていることから避難所としても連携した使い方ができることが求められる。

また帰宅困難な児童の居場所や児童の安否確認などについても施設面の課題となる。ここでは大規模災害時の避難所となる新校の考え方をまとめる。

### （1）清瀬市の避難所に対する防災防犯課の意見・要望

防災防犯課に対するヒヤリング結果に基づき、現時点の清瀬市の指定避難所における整備方針と清瀬小学校の課題を示す。

- ・避難所の1人当たりの必要面積は1.65 m<sup>2</sup>程度と想定している。
- ・マンホールトイレを5基整備する。また、その横に1ヶ所点検口を設ける。
- ・防災用井戸を設けられるとよい。
- ・学童クラブは避難所として利用することは想定していない。
- ・コミュニティハウスを避難所として利用する可能性がある。
- ・備蓄倉庫は現状不足しており、広く確保してほしい。
- ・帰宅困難者への対応は、駅から徒歩で帰宅可能な範囲であるため想定していない。

### （2）大規模災害時の新校の施設の考え方

新校の施設に求められる機能的配慮を次に示す。

#### ○児童の安全を確保する

- ・天井仕上げや造作家具などの非構造部材を含めて校舎や体育館の十分な耐震性を確保する
- ・迎えに来た保護者を含めて安全に過ごせる場所を確保する
- ・児童の安否確認など災害時の連絡が行える設備等を確保する
- ・職員室は児童の安全確保を最優先した災害対策センターと位置付ける

#### ○多様な避難者が安心して避難できる環境をつくる

- ・主たる避難所となる小中2つの体育館を避難者の属性等で使い分けができるようする
- ・体育館のほかにケアが必要な避難者が利用できる場所を用意する
- ・非常時のライフラインを確保し、バリアフリー対策を行うなど、避難生活における最低限のQOLを確保する
- ・避難所運営の拠点となる場所を職員室等とは別に設定する

#### ○学校の早期再開が可能となる施設計画とする

- ・地域開放スペースと重ね合わせるなどして避難所機能を集約し、学校機能と使い分けられる

ようとする

- ・避難者数に応じて段階的に避難所開設・縮小ができるようとする

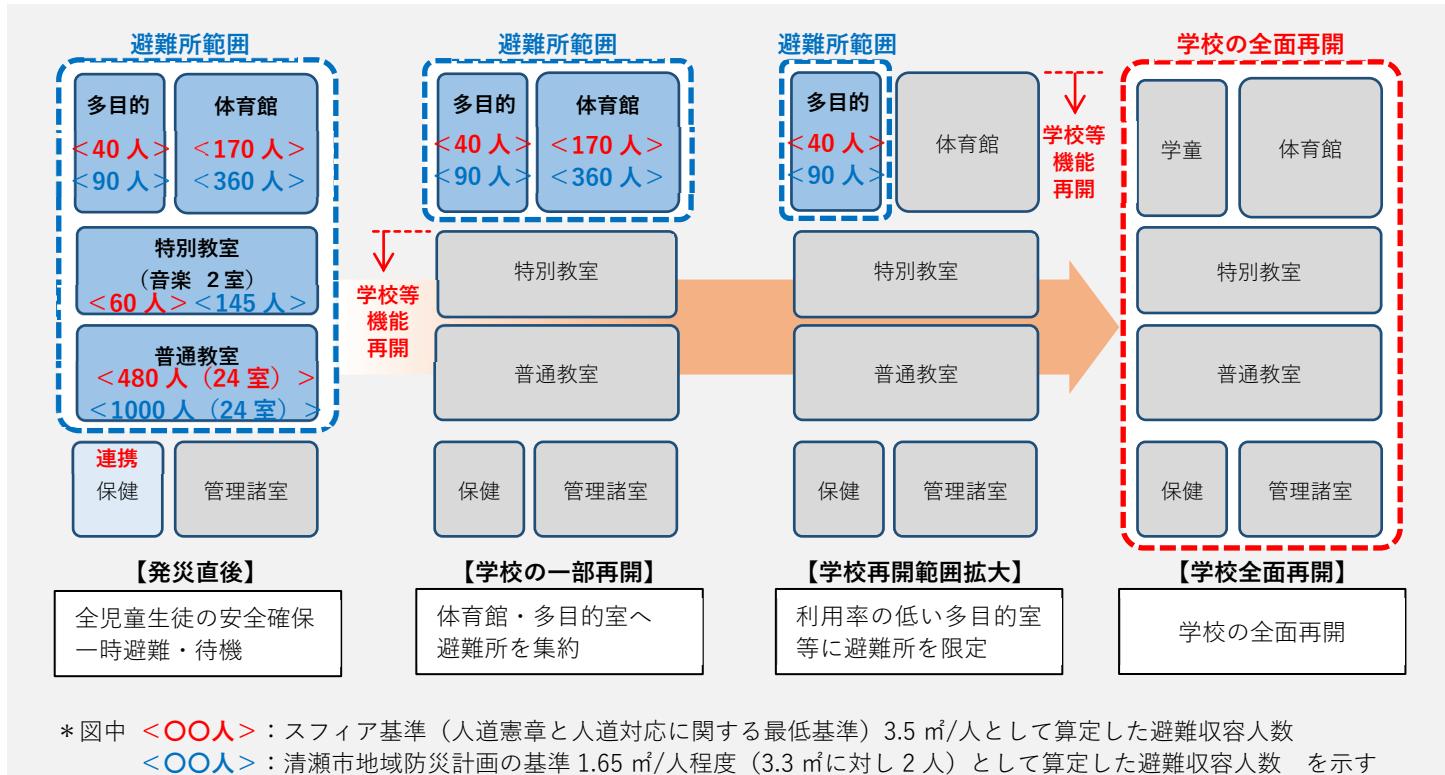
#### ○地域の防災拠点として連携・協働する

- ・清瀬小学校と清瀬中学校の協働作業による学校防災計画の設定を検討する
- ・地域住民と協議に基づき、大規模災害時の学校と地域の役割分担を明確にする
- ・自主防災組織など地域の防災力を高めるためにも学校を拠点としたコミュニティづくりを進める

#### (3) 今後の検討課題

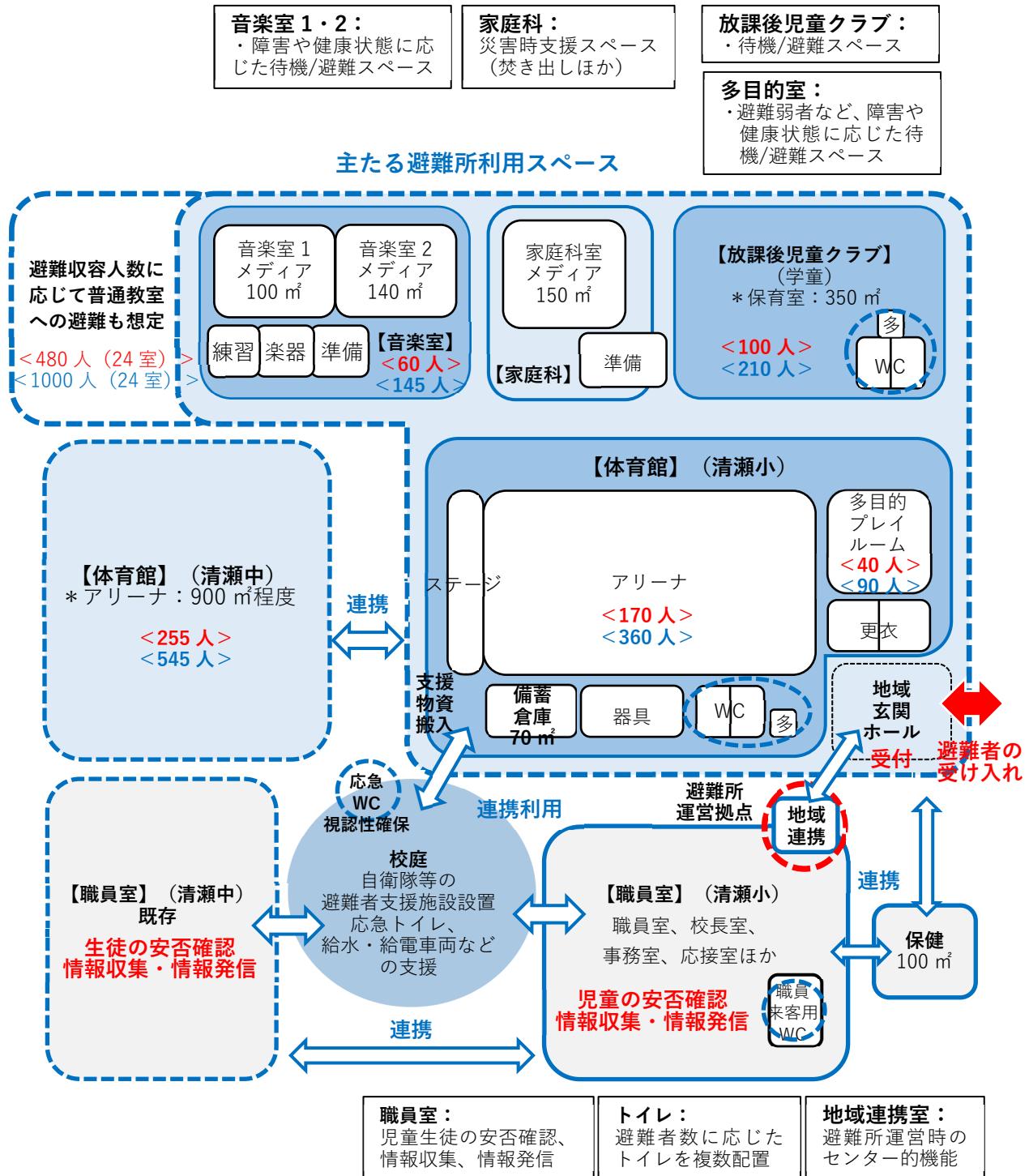
設計段階では以下に示す内容について具体的に考え方を詰めて設計に反映することが求められる。また更に課題を洗い出し検討する必要がある。

- ・避難者集中時のアプローチ動線、受け入れ場所、受付、支援物資の保管場所、荷捌きスペースや炊き出しスペース
- ・自衛隊等の支援組織が活動する校庭と避難所（体育館）の連携方法
- ・ライフライン確保の方法（井水利用、便槽ピット、非常電源、給水・給電車両の停車スペース）
- ・学校用（児童用）の備蓄物とその保管場所 など



\* 図中 <〇〇人> : スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）3.5 m<sup>2</sup>/人として算定した避難収容人数  
 <〇〇人> : 清瀬市地域防災計画の基準 1.65 m<sup>2</sup>/人程度（3.3 m<sup>2</sup>に対し 2 人）として算定した避難収容人数 を示す

図.段階的な学校再開のイメージ



\* 図中 <〇〇人> : スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）3.5 m<sup>2</sup>/人として算定した避難収容人数  
<〇〇人> : 清瀬市地域防災計画の基準 1.65 m<sup>2</sup>/人程度 (3.3 m<sup>2</sup>に対し 2 人) として算定した避難収容人数

図.避難所と関連スペースの関係 ダイアグラム

## 5－6 地球環境配慮と学校施設のあり方

地球規模の気候変動、新型感染症、急激に進む世界の人口増や貧困問題など、多種多様な世界的課題に対して、私たちの社会がどのように取り組んでいくか問われている。

2015年国連において、2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が全会一致で採択された。人類がこの地球で暮らし続けていくための17の具体的なゴールと169のターゲットが掲げられている。「だれひとり取り残さない」というSDGsの設立理念の下、ここでは大きなエネルギーを消費する建設事業とその運用に当たり、課題とすることを整理する。

### (1) 清瀬市の取り組み

はじめに清瀬市における地球環境配慮の主な施策や取り組みを整理する。

#### ○第二次清瀬市環境基本計画

本計画は「清瀬市環境基本条例」を根拠とし、清瀬市の自然環境保全や公害防止への対応はもとより、市や市民、事業者の環境負荷の少ない日常及び事業活動のあり方を示す計画であり、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、以下の5つの基本目標が定められている。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1 低炭素で環境にやさしいまちを実現する | (低炭素)   |
| 2 持続可能な循環型のまちを実現する   | (循環)    |
| 3 人とみどりが共に育つまちを実現する  | (共生)    |
| 4 安心・安全で快適なまちを実現する   | (安心・安全) |
| 5 環境に配慮した人と人との輪を実現する | (協働)    |

学校教育においては、施設の省エネ、再生可能エネルギーの導入、環境教育・環境学習の推進と充実が求められている。

#### ○清瀬市ゼロカーボンシティ宣言

国は2050年までに国内における温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標として掲げている。清瀬市においても、令和4年清瀬市議会第2回定例会において、脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者、市が協働しながら温室効果ガスの排出を削減し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していくことを宣言した。

#### ○清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」を根拠とし、「清瀬市長期総合計画」「清瀬市環境基本計画」を踏まえた市の事務事業における地球温暖化対策に関する個別計画で、地球温暖化対策の推進並びに市民・事業者への普及啓発を目的としている。本計画において、市は省エネ推進及び環境配慮行動等のソフト的取り組み並びに太陽光発電システムの設置、省エネ

機器への更新等のハード的取り組みの推進等により、温室効果ガスの排出量の削減を図ることとしている。学校においては、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の設置、設備の省エネ化、環境配慮行動の実施等が求められる。

### ○清瀬市地球温暖化対策実行計画（地域施策編）

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」を根拠とし、「清瀬市長期総合計画」「清瀬市環境基本計画」を踏まえた市内全域の地球温暖化対策に関する個別計画で、2050年のゼロカーボンシティの実現に向け、市、市民及び事業者における各自の役割に応じた取り組みと目標について示し、市・市民・事業者とで、区域内で一丸となって温室効果ガスの削減に取り組むことを目的としている。本計画においては、2030年度には2013年度比で46%の温室効果ガスの削減し、2050年度には実質0とすることを目標としている。学校においては、事務事業編の内容に加え、環境学習の推進が求められている。

### ○多摩産材等の木材利用

「清瀬市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針」で多摩産材をはじめとする国産材を公共施設に活用することが定められている。施設の木造化、木質化のほか、什器等の備品について多摩産材等の使用に努めるとされている。

### （2）長寿命な施設づくり

新しい学校施設は少なくとも100年は使い続けられるように整備することが望まれる。そのためには、①十分な耐震強度と耐久性を持つ構造躯体とすること、②変化に対応できるフレキシブル（可変性）な施設とすること、③予防保全を中心とした適切な維持管理が継続して行えるようにすることが求められる。

①については、設計段階で大地震にも十分に耐えられる耐震強度や十分なコンクリートのかぶり厚さ（RC造の場合）の確保、雨掛かりなど劣化しやすい箇所・部位の対策、工事段階では品質管理を徹底すること等が求められる。

②については、将来の用途変更や間取りの変更が行いやすいように間仕切は極力耐力を負担しない乾式壁を採用すること、設備の機器や配管の更新が行いやすい設備設計とすることが求められる。

③については、定期点検を徹底し、劣化箇所の早期発見と対策措置を講じることや劣化要因となる屋上の樋の清掃等を行うことや、配管等を含む設備や衛生器具の更新を中長期スパンで計画的に行なうことが考えられる。

### （3）エコスクール

文部科学省では、地球環境に配慮した学校づくりを「エコスクール」として推進している。

●施設面…やさしく造る

- ・学習空間、生活空間として健康で快適である。
- ・周辺環境と調和している。
- ・環境への負荷を低減させる設計・建設とする。

●運営面…賢く・永く使う

- ・耐久性やレキシビリティに配慮する。
- ・自然エネルギーを有効活用する。
- ・無駄なく、効率よく使う。

●教育面…学習に資する

- ・環境教育にも活用する。

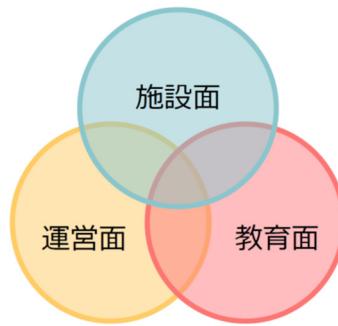


図.エコスクールの考え方

\* エコスクール～環境を考慮した学校施設の整備推進（令和4年）より引用

エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、施設を環境教育の教材として活用し児童の環境教育に資するものであり、地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たすものである。

新校舎は、児童が安心・安全に生活でき、快適で環境負荷の少ない学校とする必要がある。そのためにも、現在の気候風土や立地条件を把握し、日当たりや風通し、断熱性・気密性の確保が重要である。設計段階において、現況を調査し、それらを踏まえた計画・設計していくことが求められる。今後の設計に際し、サステイナブルな施設づくりを実現していく上での検討課題を以下に示す。

①自然エネルギーの活用

○自然採光・自然通風（パッシブデザイン）

- ・教室やオープンスペースなど各室やスペースの環境づくりだけでなく、中庭などを設け、施設全体が明るく風通しのよい環境となるようにする
- ・教室と廊下間の建具や開口部の形状を工夫し、風通しのよい環境を整える
- ・温度差換気等の自然換気を誘導する際は、風向シミュレーションの検討などにより実際の効果予測の検証を図る
- ・トップライトやハイサイドライトを導入する際には、採光の確保や換気しやすい位置に設けるとともに、転落や落下に対する安全対策を行う

○環境負荷低減設備の導入（アクティブデザイン）

太陽光発電・風力発電

- ・周辺環境を踏まえ設置位置や設置角度を確定すると共に、本体荷重を踏まえた構造計画、使用室・使用範囲、費用対効果等に配慮する

太陽熱・地中熱利用等

- ・導入に際しては、清瀬市の気候や周辺建物との関係性、現地の地中状況などを踏まえ、採用を検討する

②エネルギー負荷の低減・省エネルギー型設備の導入など

○断熱・気密性能の向上

- ・熱還流率など断熱化による効果などを比較検討すると共に、内断熱・外断熱など適材適所の断熱方法を採用し日射熱の抑制を図る
- ・開口部には、複層ガラスなどを採用すると共に、児童の接触等による破損など、安全性を確保できる仕様とする

○日射・日照等の調整

- ・ライトシェルフなどの採用は、反射光の取り入れによる照明の消費エネルギーの削減や、夏期の直射日光の遮蔽による冷房負荷の低減など、費用対効果を踏まえ導入を検討する
- ・壁面緑化や屋上緑化の導入する場合は、熱負荷低減の効果と共に、水やりなどの維持管理やメンテナンス方法なども合わせて検討する



ライトシェルフ（水平庇）

○省エネルギー型設備の導入

- ・省エネルギー型の照明器具や空調設備の導入時には、使用エネルギーの削減効果と合わせて、使用範囲が切り分け可能な制御装置（スイッチ等）の配置等にも配慮する

③木材利用

○学校施設の木材利用における主な効果と意義

公立学校施設における木材利用状況（令和3年度 文部科学省）では学校施設に木材を利用する効果等について次のようにまとめている。

1 学習環境の改善

- ・柔らかで温かみのある感触や優れた調湿効果による、豊かで快適な学習環境を形成
- ・森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材としての活用

2 地場産業の活性化

- ・地域材や地場の職人の技術の活用による地場産業の振興

### 3 地球環境の保全

- ・鉄やアルミニウム等に比べて、材料製造時に要するエネルギー量が少ない
- ・炭素を貯蔵するため温暖化抑制に寄与

### 4 地域の風土や文化への調和

- ・学校づくりを通じた、地域のコミュニティ形成や木の文化の継承の機会の提供

#### ○多摩産木材等の活用

- ・多摩産木材等を積極的に学校施設に利用することは東京都や国土の森林保全につながる。設計段階では実際に必要となる木材量を把握し、産地の森林組合等と協議し供給量を確保する等の調整が求められる。また合法木材として認定された木材を利用する等、トレーサビリティの確保に努める必要がある。
- ・一方で多摩産木材は産出量が限られるため、他の道府県産の木材を活用することも有効となる。例えば友好交流都市である長野県立科町などと連携し、森林が豊富な自治体から木材を調達することも考えられる。

#### ④雨水/中水利用・リサイクル材等の利用

##### ○雨水/中水利用

- ・雨水使用水量に合わせた屋根集水範囲の設定を行うと共に、再生利用水の誤飲の可能性等、使用範囲の設定などにも配慮する

##### ○リサイクル建材の利用

- ・建材の仕様については、リサイクル建材の利用促進と同時に、使用範囲や耐久性、イニシャルコストも合わせて検討する

### (4) 文部科学省等の補助事業の活用

#### ①エコスクール・プラスの認定事業（4省合同事業）

文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定しており、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。

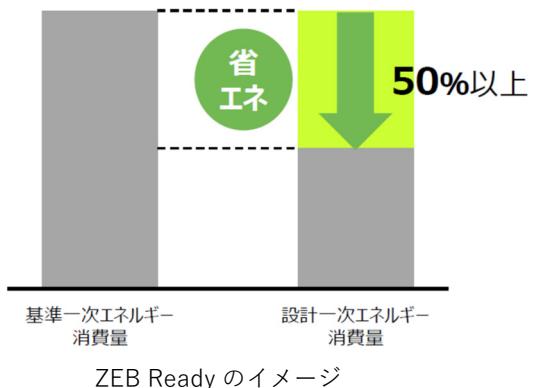
「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省は単価加算措置（8%）の支援を行っている。

支援を受ける際には、市の方針や事業費など総合的な判断が求められる。

**ZEB Ready を達成する事業**

○ZEB Ready の算定方法

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geq 0.5$$



一次エネルギー消費量は空調、換気、照明、給湯、昇降機を算出。再生可能エネルギー設備及びOA機器等（その他一次エネルギー消費量）を除く

・脱炭素先行地域の学校

「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校

・脱炭素先行地域以外の学校

将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で受給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB※』を達成する計画を策定した学校

※ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略

## 5－7 ICT/教育 DX のあり方

### (1) 国の動向と今日的な課題

GIGA スクール構想により PC 教室等の場所を限定した端末利用から児童一人一台の端末利用と高速大容量の通信ネットワークをベースにした ICT 環境整備が整った状況にあるが、こうした基盤を活かした教育 DX (デジタル技術を活かした学びの変革) が求められている。発達するビッグデータや AI の活用も視野に入れた柔軟な発想が求められる。そのためには教員個人ベースの取り組みから学校組織としての取り組みに変え、DX を支援する外部アドバイザーの登用などによりシステム運用の工夫を組織的に高めることが求められる。

またインターネットを介してソフトウェアを利用する SaaS (Software as a Service) が主流となると、インターネット接続方法が集約拠点を介するものから校外を含むリモート接続を可能とするクラウドベースのネットワーク構築に切り替えるなど、より柔軟な運用を可能とする基盤整備が必要となる。そのためネットワーク構成も従来の校務系と学習系を利用端末に及ぶまで論理的・物理的に分離する発想から、ネットワークシステムを一本化した上でユーザーの多要素認証やアクセス制御、不審行動の遮断などのソフトウェアベースでセキュリティを確保する方向に変わるものと思われる。こうした流れは教育活動に限らず、設備制御や防犯カメラなどにおいて遠隔監視が主流となると施設全般に影響が及ぶことになる。

### (2) 清瀬市の取り組み状況

- ・清瀬市では令和 2 年 12 月に「教育の情報化推進計画」を公表している。情報活用能力や情報モラルなどの教科横断的なデジタルリテラシーの育成や教科指導における授業改善方法、家庭での取り組みや校務におけるデジタル活用など 5 か年計画として取り組む方針がまとめられている。
- ・現在の学習系システムは学校毎にプロバイダー契約を行い外部回線に接続している。校務系については市役所と専用回線を結びオンプレミス方式（保有サーバーで運用する方式）で運用している。そのため教員は校務用 PC と学習系のタブレット端末を利用しているが、校務用 PC は職員室の個人席に固定し、外部に持ち出せない運用としている。また行政系（事務系）については東京都のセキュリティクラウドベースの運用としている。
- ・なお、大規模災害時において避難所として体育館等を開放した場合は学習系ネットワークを無料で開放するとしている。

### (3) 新しい学校における ICT 環境の検討課題

本計画では、今後の清瀬市の学校施設整備のモデルとなる将来の発展性を備えた基幹ネットワークを構築し、いわゆる情報系の環境整備に留まらず、施設管理や防犯対策、地域開放、省エネ対策など多岐に渡り ICT/IoT を積極的に活かせる環境整備を目指すことが求められる。ICT 活用の視点を以下に示す。

①児童の個別最適な学びを支える

○一人ひとりの確かな学びを支える

- ・学びの履歴（ポートフォリオ）を活かした個人ベースの資質能力の育成をサポートする
- ・障がいの内容や不登校などに応じてデバイスのリモート運用で誰ひとり取り残さない教育活動につなげる

○デジタルリテラシーを高める

- ・プログラミング的思考能力の育成などに資する教材開発とその運用を通じた改善を継続的に行う。またその取り組みの人的サポートを行う

②協働的な学びを支える

○多様な文化的背景や価値観を持つ教育人材登用に資する

- ・世界と交流できるビデオ会議システムやWebを介したゲスト Teacher の招聘などを行う

○豊かな体験活動に資する

- ・超短焦点プロジェクタ/大型ディスプレイ等の大型教材提示装置の導入が一般的になっていることを踏まえ、VR/AR ゴーグル等の先進技術にも触れられる機会を提供する

- 校務系・学習系ネットワークの連携は、教職員が時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を実現できる土台になる
- いつでもどこでも安全に業務を遂行できる環境や基盤作りが、教員の負担を軽減し教育の質向上につながる

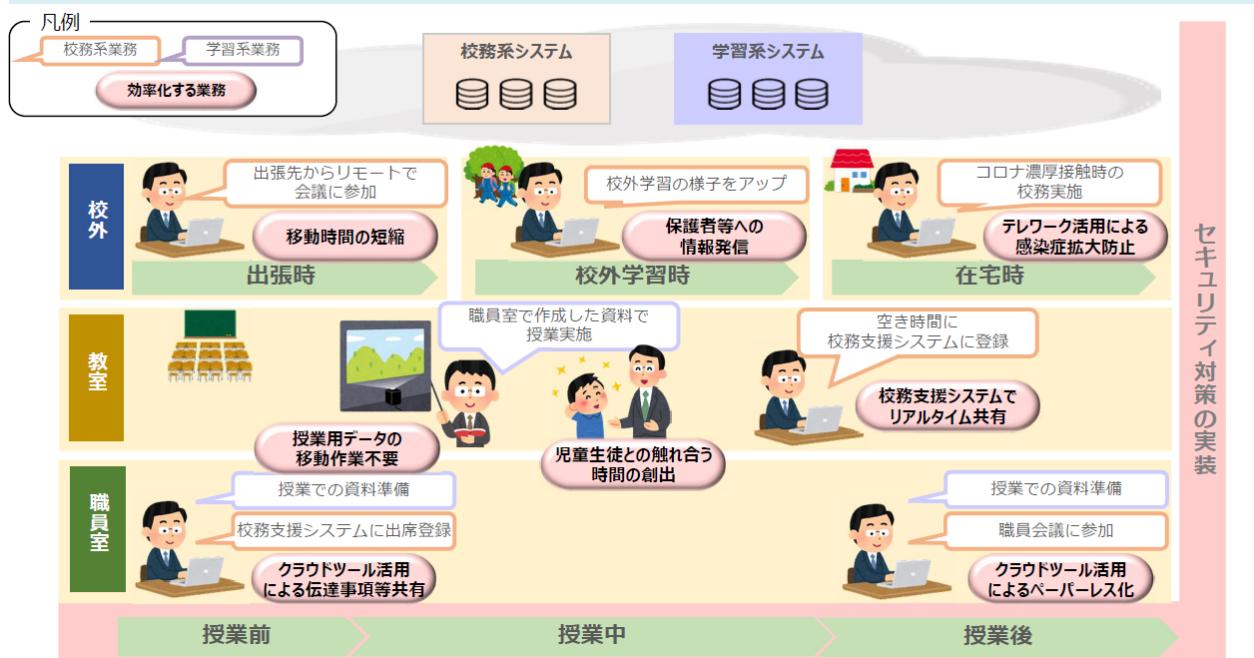


図.校務系・学習系ネットワークの連携による働き方改善イメージ

校務系・学習系ネットワークの連携に関する実証研究事業（文科省）成果報告会 2023.3.9 より

**③教職員の働き方改革を支援する****○現状の課題に応えられる校務支援/学習支援システム**

- ・校務系・学習系ネットワークの分離による不都合の改善を図る。具体的にはゼロトラストセキュリティの導入を検討することが考えられる

**○施設管理の効率化**

- ・日常的な施設管理等の作業効率化を目指し、鍵のデジタル化による集中管理や顔認証等の生体認証キーの導入などについて検討する

**④地域連携や学校施設開放の利便性を高める****○分かりやすく使いやすい予約システム**

- ・Web を活用し、開放施設の空き状況の確認や開錠施設のリモート化などを行い、利便性の向上と学校負担の軽減を図る

**○学校と地域双方の利便性を高めるシステム導入**

- ・学校図書館運営システム（蔵書管理・排架の効率化・タグ）、スマートロック等

**⑤防犯・安全対策に資する****○不審者対応など防犯システムの構築**

- ・センサー付き防犯カメラの導入などにより不審者対策を強化する

**⑥施設維持管理・省エネ対策に資する****○施設の点検や修繕を効率的に実行できる維持管理システム**

- ・施設の定期点検による老朽化状況をデータベース化し、建物カルテとして施設の修繕計画に活かす
- ・設計段階から BIM（Building Information Modeling※）を採用し、竣工後の建物情報として不具合箇所等の分析や施設の更新に役立てる

※ 3次元のデジタルモデルに仕上げや設備、コスト情報を追加し建築物のデータベースとする技術

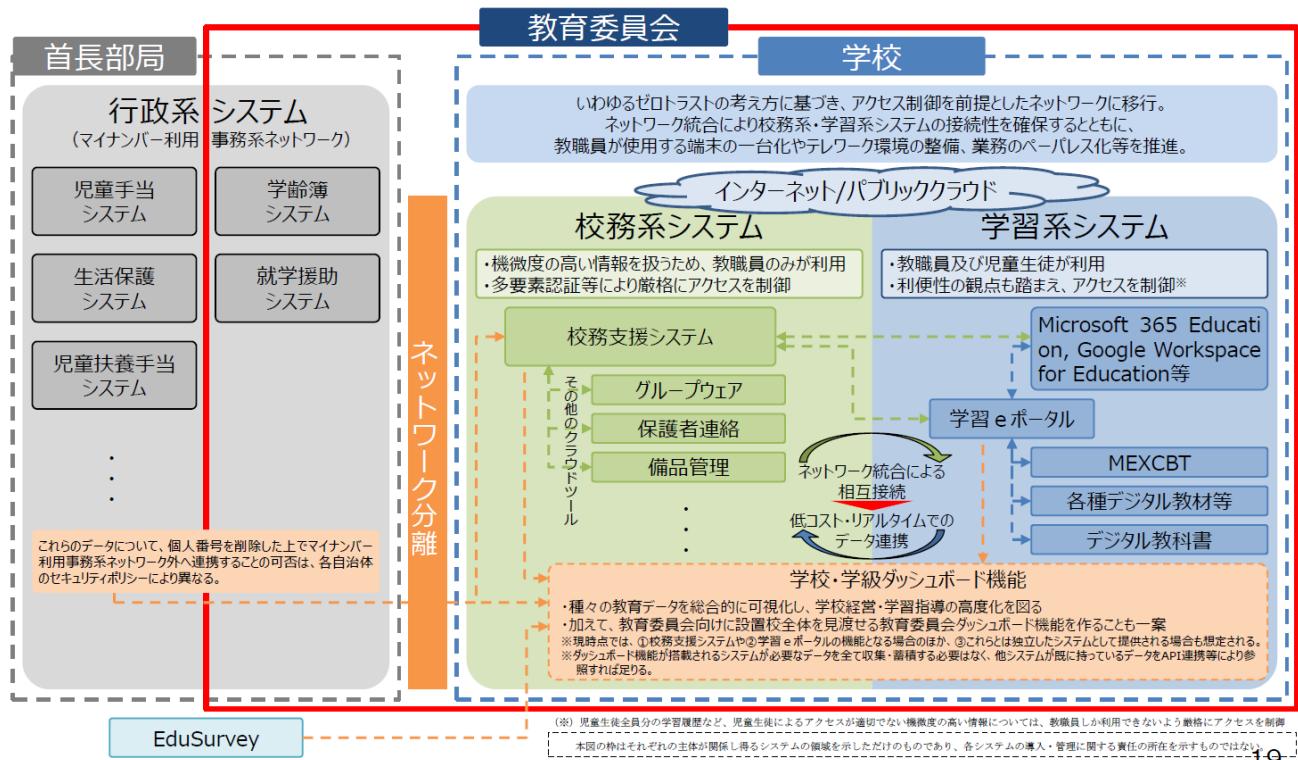
**○消費エネルギー解析に基づく自己最適化システム**

- ・ネットワークを介して教育委員会事務局で消費エネルギーを一元管理する
- ・冷暖房等の設備機器をインターネットに接続し（IoT）、AI による気象情報データ等の解析に基づく運用により省エネ対策を図る

#### (4) ICT 環境の整備課題

##### ①情報技術の発展を踏まえた基盤整備

- 新校におけるネットワーク整備は数年先となる。その間もデジタル技術の発達は進むため、現時点の取り組みに留まらず、将来性をふまえた整備計画を立てる必要がある。
- 従来のオンプレミス方式のネットワークからパブリッククラウドベースのネットワークに変わることの可能性が高いことから、ゼロトラストセキュリティ等の導入について検証する必要がある。
- 文科省では「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」を令和 5 年 3 月に公表している。ダッシュボード機能を活用した教育データの分析と教育活動への利活用や学習系と校務系のネットワーク統合を前提とした次世代校務システムに言及している。新校ではこうしたシステム構築を見据えた整備計画を立てることが望まれる。



19

図.次世代校務 DX を支える ICT 環境イメージ

(GIGA スクール構想の下での校務 DX について 令和 5 年 3 月 文科省)

##### ②人的体制の構築

###### ○DX アドバイザーなどの活用

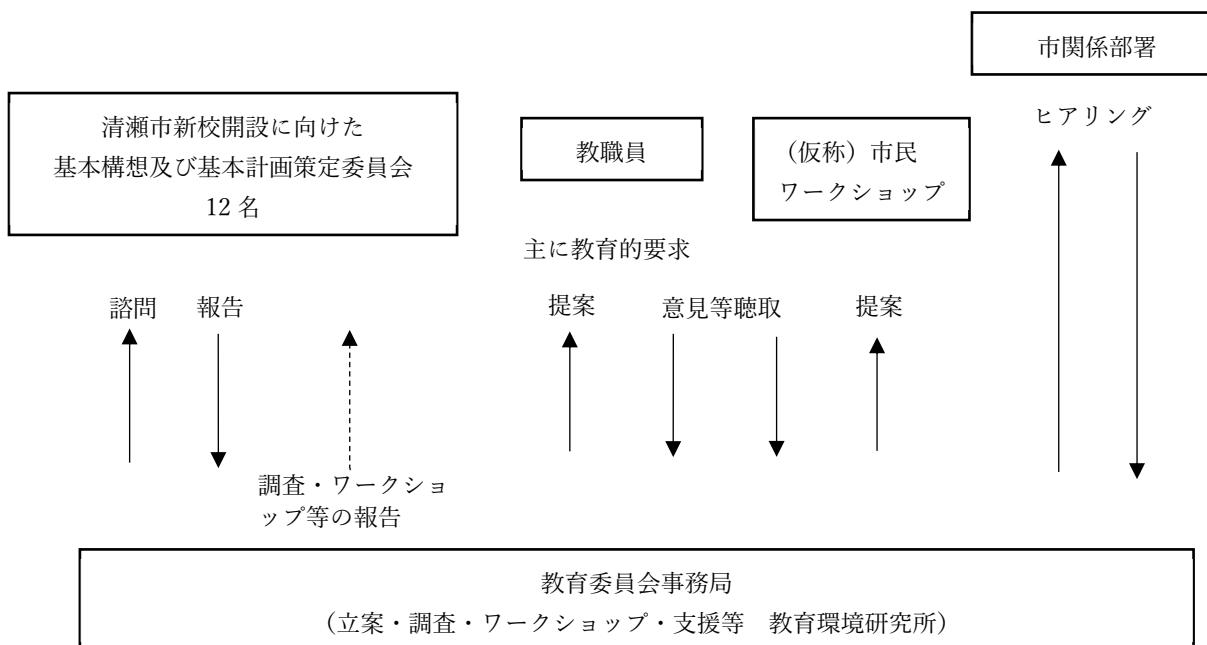
- ICT/IoT の活用には ICT に長けたファシリテーター、アドバイザーの支援が求められる。文科省の学校 DX 戦略アドバイザー事業等から人的支援を受けることがあり得る。

## 6章 検討の経緯

### 6-1 策定委員会

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会の体制を示す。

	氏名	選出区分	所属等	備考
1	長澤 悟	学識経験者	東洋大学名誉教授	委員長
2	谷口 雄磨	校長	清瀬小学校	
3	相蘇 好	校長	第八小学校	
4	佐藤 明子	校長	清瀬中学校	
5	笠原 衣織	保護者代表	清瀬小学校	
6	中越 恵	保護者代表	第八小学校	
7	江村 弘子	保護者代表	清瀬中学校	
8	齋藤 しのぶ	社会教育委員代表		副委員長
9	俣野 洋子	公募市民		
10	高野 幸枝	公募市民		
11	紅林 兼一	教育指導課長		令和4年度
11	大島 伸二	教育指導課長		令和5年度
12	宮本 央子	教育企画課長		



## 6-2 検討の記録

策定委員会等の開催記録を示す。

令和4年11月18日	第1回策定委員会 最初の一言等
令和4年12月17日	特別講演会「清瀬の未来を拓く学校づくり 長澤 悟」
令和5年1月21日	第1回新しい学校施設づくりワークショップ
令和5年2月7日	第2回策定委員会 調査報告①、学校づくりの目標等
令和5年3月25日	第2回新しい学校施設づくりワークショップ
令和5年4月21日	学校支援本部ヒアリング
令和5年4月27日	第3回策定委員会 調査報告②、小中連携のあり方など
令和5年6月17日	第3回新しい学校施設づくりワークショップ
令和5年6月19日	第4回策定委員会 所要室・面積構成等
令和5年6月26日	第1回清瀬小学校教職員意見交換会
令和5年7月22日	第4回新しい学校施設づくりワークショップ
令和5年7月25日	第5回策定委員会 配置計画グループワーク等
令和5年7月28日	策定委員会による視察会 府中市立府中第八小学校
令和5年7月28日	第2回清瀬小学校教職員意見交換会
令和5年9月4日	第6回策定委員会 各室計画の考え方等
令和5年9月12日	第3回清瀬小学校教職員意見交換会
令和5年10月2日	第7回策定委員会 報告書内容検討①
令和5年10月17日	第8回策定委員会 報告書内容検討②



特別講演会の様子



第5回策定委員会の様子

## おわりに

委員会の日程が合わず、欠席となってしまった回もあり、委員の皆さんにはご迷惑をおかけ致しました。話し合いの中で清瀬市内の学校の現状を出し合い、では今後はどうするのか？新校に求める事とは何か？を議論していきました。

それぞれ違った立場だからこそ様々な視点があり、「なるほど！」と思える意見が出て、回を重ねるうちに委員の中でも新校に向けたイメージを持てるようになってきました。この話し合いが新校建設に向けて、有意義なものになるよう願います。お疲れ様でした。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 副委員長  
齋藤 しのぶ

未来を考える新校舎改築計画策定に関わったことは、本校の第35代校長として大変名誉なことで、感謝の気持ちで一杯です。それと同時に感慨深いものもあります。

会に出席するたびに、新しい歴史の幕開けと現校舎への別れのカウントダウンスイッチを入れている気にさえなりました。子どもたちに、時間の流れや歴史を実感させることはとても難しいことです。しかしこの貴重な機会（タイミング）を逃すことなく教育活動に生かし、未来の子どもたちにバトンを渡していきたいと思います。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員  
谷口 雄麿

新校策定委員会で、新しい校舎についての話し合いをする中で、現在の校舎・校庭などについての思いだけでなく、60年後、100年後に思いをもって計画し、教育活動を持続できるようにしなくてはいけないことを知りました。

「廊下を走らない」は明治以来の学校での課題などと言われ、100年変わらないものではなく、社会情勢が目まぐるしく変化し、教育に対して求められることも変化していく中で、可変的な校舎の設計が必要であると感じました。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員  
相蘇 好

清瀬市立学校の中で、最も歴史ある清瀬小学校の校舎について考えていくことは、一校のことになるとどまらず、ついては清瀬小学校の卒業生が学びを続けていく本校をはじめ、周囲の小学校が学ぶ環境についても考えていく時間でした。

地域の中にある公立学校の校舎の機能については多くの可能性を探る今日ですが、『学校は、子どもが学ぶところ』が不易であることを根幹に、今後も検討を重ねていくことを期待しています。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員  
佐藤 明子

この策定会議に何故私が委員になったかと言いますと、自分の子どもが在学しているということが1番の理由です。

学校に通いながら新校を開設することで安全面や防犯面が一体どのようになっているのか、自分なりの考えを子ども目線で伝える事ができるのではないかと思いました。子どもたちと一緒にワークショップも参加させて頂き、とても明るい雰囲気で意見等が出せました。

委員会の方では書類が多く、毎回内容が同じことの繰り返しのような感じがしました。少しでも保護者としての意見が伝わっていたら幸いです。短い期間でしたがありがとうございました。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員  
笠原 衣織

基本構想及び基本計画策定委員会に参加するに当たり、保護者目線の意見が伝えられたらと思い、参加いたしました。参加して分かったことは、今の時代に合えば良いという事ではないということ。100年後も使える学校づくり。時代の変化に敏感な場所だけにとても難しい問題だと思いました。

自身の子どもが通う事はありませんが、これから通う子どもたち、教職員の方々、施設として利用するかもしれない私たち市民にとって、未来に希望を持てるような清瀬市のシンボルのような場所になってほしいです。老朽化や人口の変化は他の施設でも出てくる事なので、今回の委員会やワークショップ、実際に完成した清瀬小学校を基に清瀬市全体が活性化していけばと思います。ありがとうございました。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員  
中越 恵

清小は歴史の長い学校で校舎も増築を繰り返し、迷路の様なつくりで、危険箇所も多かったので、統廃合でも建て替えてもらえるのは、とても良かったと思いました。何十年も前から早く建て替えてくれればと思っていたが、やっとスタートラインに立てたのかな？と思いました。

私の子どもたちは新しい校舎で学ぶ事は叶いませんでしたが、これからの中の子どもたちが安全な環境の中、安心して楽しく学校生活をおくり、清瀬で学び育った事が良かったと思える学校を建ててもらえばと思います。

環境造りのお手伝いが出来る場に参加させて頂けた事は私にとっても貴重な体験の場でした。お役にたてたのか？と思いますが、子どもたちの学びの場であるのを最優先に考えて新校舎を建てていただければと思います。ありがとうございました。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員  
江村 弘子

1年に渡り、清瀬小学校の老朽化に伴う建替えについて、意見を述べさせていただきました。清瀬小学校は親子数世代に渡り卒業しているご家庭も多く、地域で大切な象徴的な役割もあります。そのような素人の一市民の意見も含め、様々な意見を集約していただきありがとうございました。今後100年使用できる校舎の開設を楽しみにしております。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員  
侯野 洋子

策定委員に選出され、1年が経とうとしています。いろいろ学びの多い1年でした。一方で、策定委員として果たすべき役割を務められたのかという不安は尽きません。

報告がまとまつことで、活動も終了となります。たくさんの子どもたちの元気と歓びがあふれる新清瀬小学校が建ち上がることを心から願っています。ありがとうございました。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員  
高野 幸枝

今年度から策定委員会に参加させていただきましたが、新しい学校づくりに対する市民の皆さまの熱い思いを様々な場面で感じることができました。今後、この策定委員会の報告書を基に、夢のある学校を形にしていくのは、市と教育委員会の役割だと思います。私も市の職員としてその役割の一端をしっかりと担っていきたいと考えております。

様々な御意見をいただいた市民の皆さま、教職員の方々、そして子どもたちに心から感謝をいたします。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員  
大島 伸二

今回、委員としてかかわることができ、子どもたちが安全に、楽しく学び舎に通うことができるよう、様々なお立場から、夢のある意見を伺うことができ、大変勉強になりました。

特に未来を担う子どもたちからの提案は、大人たちと違った視点からの提案で、いろいろな発見がありました。その他数多くの議論と意見交換を経て、皆さん思い描く将来の学校生活が詰め込まれた構想、計画が出来上がったと思います。これから、夢の詰まった学校の設計が始まります。今後も教職員や児童生徒、保護者の方々とも協力して、実現に向けた取り組みを進めていきたいと思います。ありがとうございました。

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 委員

宮本 央子